

鹿兒島県史料

玉里島津家  
史料 二

題  
字

土 鹿  
屋 兒  
佳 島  
照 知  
事

## 解題

玉里島津家史料第二巻は、文久二年十二月二十一日から同三年十二月二十三日までの九一年間を内容とする。

文久二年は島津久光が無位無官の身でありながら藩主島津茂久の名代として上洛、勅使を警護して江戸に下り幕政改革の目的を達し、公武合体運動のチャンピオンとして天下におどりでた年であった。その間西郷隆盛を徳之島次いで沖永良部島に流罪にし、それにからまる寺田屋事件で藩内過激派の肅正を行い、さらには江戸からの帰途八月二十一日生麦事件というハプニングまで勃発する、誠に目まぐるしい年であった。

しかしその成功は久光にとってかならずしも薔薇色ではなかった。久光の幕政改革の強行は当然ながら幕府の反感をかい、長井雅楽うたの航海遠略策を引っ提げて公武合体運動を先取りしていた長州藩は、久光に出し抜かれた形になって、久光が江戸に下っている間に逆に攘夷論に転換し、京都政局をリードして薩摩藩と張り合っていた。こうして長州藩は安政の大獄以降の尊攘派の殉難者を手厚く葬れという朝命を、幕府に伝えようとしていたが、その殉難者の中に寺田屋事件の犠牲者が含まれていた。久光の命令によって切り捨てた者たちを忠節の士扱いにするもので、久光にとっては我慢できない事であった。こうして江戸から意気揚々と引き上げて閏八月七日着京した久光にとって、京都の形勢は不愉快極まるものになっていた。

公武合体の立場から無謀の攘夷に反対する久光は、極力その挽回をはかったが、朝臣の間には少壮公卿の攘夷急進論が有力で、容易に久光の攘夷即行反対の意見が採用される見込みはなかった。一方生麦事件の後始末にか

らまる対英関係の切迫で、長く鹿兒島を留守にできないという事情もあり、久光は勅許を得て閏八月二十三日京都をたち九月七日鹿兒島に帰り着いた。

京都では尊攘派対策として閏八月守護職がおかれ、会津藩王松平容保がこれに任命された。いっぽう九月薩摩・長州・土佐三藩主の名で、幕府に攘夷を命ずる勅使を派遣してほしいとの建議が出された。久光の主張からして薩摩藩主の名があることはおかしいが、薩摩藩京都留守居本田親雄らは大勢に抗しきれず、やむなく独断で長州・土佐に同調したものである。十月勅使を迎えて幕府は混乱したが、結局十二月勅命を承諾、いづれ評議の上その方法は將軍が上京して申し述べるとした。これで尊攘派の氣勢は大いに上がった。

文久二年七月九条家の家士島田左近が暗殺された。犯人は薩摩藩士田中新兵衛らで、これを切っ掛けに「天誅」のあらしが吹きはじめた。天誅とは天に代わって不義を討つ、誅伐するといふもので、尊攘派のテロ行為であった。同年十二月には品川に建築中のイギリス公使館焼打ち事件が起こり、さらに翌三年にかけて天誅が荒れ狂った。特に二月二十二日夜、尊攘派の一部が洛西等持院にあった足利尊氏ら三人の木像の首と位牌を持ち出し、賀茂川原にさらしものにするといふ、いわゆる木像梟首きようしゆ事件が起こった。この特別に三条大橋の制札場に足利將軍十五代の罪を攻撃する檄文が張られ、この事件が足利氏にかこつけた倒幕の意思表示であることを暗示した。將軍上洛を目前にしてのこの事件は幕府にとって不気味であった。

九月七日帰り着いた久光は、早速家老中にあてて親筆論書で藩政の改革を行うことを示した。その論書によると「今度留守中、士分以上の者ども、雑説（桂・有川・吉川・中山等）等申し触らし候段も相聞こえ、以ての外の事に候」という。藩内では久光上洛後の動きを批判するものがおり、藩論が分裂していたことを示す。久光は

寺田屋で急進派を切ったものの、藩内では保守派が久光らの行動を批判し、藩論分裂の危険があることから、「この涯国政の大本相立て、人心一致致す様変革に及び度候」というものであった。

『島津久光公実紀』や中村徳五郎著『島津久光公』は、論書布達の日を久光帰着の九月七日とする。しかし『忠義公史料』は九月九日とし、『鹿兒島県史』は第三卷一九二頁では七日とし三五〇頁では九日として混乱している。しかも本史料では九月十五日としていて、いろいろ日付に食い違いがあるが、帰国後早い時期であった事は間違いない。

ただその藩政改革は何であったのか、そのはしりと思われるものが、十一月七日（『薩藩海軍史』では十三日とある）に出された軍制改革令である。忠義が親書で家老中に布達したものであるが、その中に次のようにある。近年外夷兇獫の姿増長致し候、漸々危急切迫の世態に相変り候に付いては、軍政向一涯敵重これ無くては、相濟まざる事は勿論に候、就て当国においては毎事に西洋人の挙動に倣い候儀は、兎角人心の煽嚮薄く、迎も十分の境に至り難く別して心配せしめ候、これに依て猶又熟考致し、慶長以前の御旧制に従い、軍備改革申渡し候間、軍役方の面々綿密に吟味を尽し、趣意貫徹候様取計うべく候

薩摩藩では斉興時代高島秋帆の弟子成田正之の洋式砲術を採用、御流儀と称していた。銃器も劍銃げんじゆを使用していた。斉彬もこれを一層推進し、兵器製造を大々的に進めていた。それを今回伊知地正治・中山仲左衛門・大久保一蔵らの主張によって荻野天山流に引き戻そうというものである。その理由は最近西洋人の挙動をまねるのは人々の気が進まないのです、軍事訓練もいっこうに進歩しないからという。攘夷の気風に抵抗できないということである。

ここに荻野天山流とは当時の砲術師範青山愚痴（初名千九郎）の流派をいう。青山はもと出水郷士で父五郎右衛門なるものが、坂元天山の門に入り奥義を極めたことから、城下に召し出されて代々御小姓組に列せられ、大砲師範を命ぜられた。その長子愚痴は父の業を継ぎ、すこぶる練達の名声をえた。その使用する砲は荻野真弘の発明したもので、何貫目砲とか何匁銃というのは、その砲や銃に使用する鉛弾の量でその様に呼ぶのである。

洋式銃を廃した結果、鹿児島城下塩屋村字七曲の旧硝石製造場跡に小銃製造所を造り、平佐・種子島等から鉄工を呼び集め、雷管機折衷の銃を昼夜兼行で製造した（『忠義公史料』）。この雷管機折衷の銃というのは、「荻野流の十匁銃を雷管機に折衷改造したもの」と『薩藩海軍史』にあるが、恐らく雷管外火式の和銃のことであらう。嘉永以後江戸をはじめ各地で、火縄銃がこの雷管式に改められたという（所荘吉著『凶解古銃辞書』）。外火式だから、雨には弱い。

次いで十一月十五日洋式訓練を廃止した。その布達文にいわく「御流儀砲術歩兵訓練の儀、御吟味の訳之有り、此の涯取止め仰付けられ候条、向々へ洩れざる様申渡すべく候」と、銃器が廃止されたので当然の措置であった（『海軍史』）。

こうして五月二十三日「当時不用に属したるゲベール（一名剣銃）数千挺、悉皆払下、望の者兵具奉行へ就きて出願すべしとの趣」が布達された。ゲベール銃は不用になったので全部払下げるといのである。これに目を付けた商人たちは先を争って請願し、隣藩あるいは大阪等に売却して巨利を得たという。一挺の払下げ値段は錢四貫文で、これを三兩余で売ったというから、三倍以上の売値になる。巨利といえよう（『忠義公史料』）。

また二月三日砲術館を廃止して上演武館と改称した。砲術館は斉興時代弘化四年、調所広郷が現在の大龍小学

校の前に当たるところに造り、成田正之を師範として洋式砲術を教授させたもので、洋式砲術のメッカ的存在であった。これも成田の御流儀砲術を廃止したことから、砲術館の廃止は当然で、その廃止後は上方限の剣術道場とした。下方限は従来の演武館を道場として稽古をさせた。そして「修行抜群、品行方正の者は抜扱せられ、君側其他の職に登用されし」者も少くなかったという(同上、『海軍史』)。

以上のことは正しく時代逆行と考えられるが、この様なことが真面目に実施されたのである。しかし間もなくイギリス艦隊を迎えて、その愚かさがあばかれることになる。

この様な軍事技術の逆行を進める一方、軍制の改編整備をはかった。

すなわちまず実戦部隊の核となる城下六組の地区割り(方限といった)が改正された。文久三年正月二十一日である。その地区割りは次の通りである。

高見馬場より西北

一番組

新上橋より草牟田村・常盤方限・西田村

二番組

高見馬場より東南

三番組

高麗町・荒田村・中村

四番組

以上四組下方限

豎馬場より西南

五番組

豎馬場より東北

六番組

以上二組上方限

これ以前の六組方限区域は、ほぼ次のようであったという。

上の平、中の平、下の平、千石馬場にかかる三方限 一番組

二本松馬場（加治屋町）、高見馬場、山之口馬場、三方限 二番組

馬乗馬場、新屋敷、樋の口、三方限 三番組

高麗町、上之園、上・下荒田、三方限 四番組

草牟田、西田、常盤、三方限 五番組

上方限一円 六番組

これまでの毎組の区域の境界が入れ交じってはつきりしなくなったため、隊伍の編成に障害が出てきたためと  
いうが、従前の区域と比較すると区域が拡がった感じがある。安田助左衛門は城下士の数が増えたので、組数を  
八番組までにふやしたらと提言しているが、それは採用されなかったようである。もっとも水軍を作れば今のま  
までよいのかもしれないと言っている（『海軍史』）。

そして各砲台は最寄区域の組に受持させた。すなわち天保山砲台は四番組、大門口は三番組、弁天渡戸は一  
・二番組、新渡戸は五番組、祇園洲は六番組である（同上）。

さらにその二日後の二十三日、城下士五人組編成令が出された。次の通りである。

一小番・新番・御小姓組打込み、十五歳より六十歳迄五人組合致し、申出で候様仰付けられ候、左候て成  
る可く丈けは同組中にて組合候様仰付けられ候、

但他行其外伍人之内一人は苦しからず候え共、二人は相成らず候、

一 寄合以上たりとも、二男・三男小番に準じ候面々は諸士同様組合仰付けられ候、

一直触以上・奥向之儀は、組合仰付けられず候、

一 三年に一度組合出入之調仰付けられ候、

右之通り仰出され候条、此旨表方へ通達致し、奥掛・御勝手方へも相達すべく候、

と、小番・新番・御小姓組（以上を諸士という）を通じて、十五歳から六十歳までの者五人で五人組をつくれと命じた（同上二一八号）。

さらに二月十三日イギリス艦隊の来襲に備えて、防備体制を厳しくし、いざという時の応急部署を定めて令達した。

こういふ風に軍事組織を整備しながら、盛んに射撃演習をおこないながらイギリス艦隊の襲来に備えた。

その一方京都からはしきりに久光の上洛を促してくる。本史料に収められた尊融法親王・関白近衛忠熙その他の書状が、その間の空気を雄弁に物語る。長崎では中原猶介・八木称平・五代才助らが、いろいろ異国人に尋ねてイギリス艦隊の動きを探り鹿兒島に報告する。オランダのゼネラル、オランダ陸軍一等医官ボードイン、フランスのコモトル（コマンダー）、アメリカのフルベッキその他に聞いてみるのである。その報告が本史料に収められている。

ボードイン (Baudin) によると、イギリスは軍艦を直に薩摩に向けていることはないだろう。ミニストルはまず政府（幕府）と談判し、薩摩がホルツニフ（相手く犯人のことだろう）を出し又は金子でも出す事を断れば、やむをえず軍艦を差し向けるだろう。しかしイギリスも太平を望んでいるので、急には戦争にはなるまい。私の

考えでは、イギリスはホルツニンフのあるまでは、琉球島を預かるという談判になるかもしれないが、そうなれば面倒だと考える、というのである。

琉球島云々のことはともかく、急に薩摩に軍艦を差し向けることはなからうという点では、誰の見解も一致していた。

久光の見通しも同様だったろう。久光は引き続く催促に文久三年三月四日鹿兒島をたつて、海路第二回目の上洛を行い同十四日京都に着いた。朝廷内攘夷派の強い動きに抗し切れず、攘夷の決意を示すために、將軍家茂が上洛することになったという事情もあったためで、久光到着は將軍着京後十日目であった。

京都に着いた久光は早速一橋慶喜・松平慶永らと会合して、公武合体派勢力の挽回を話し合い、無謀な攘夷を避けるよう強く主張した。しかしこの様な久光の態度は尊攘派勢力の強い京都では悪評噴々で、憤慨する久光家臣の中には尊攘激派に一撃を加えようとする者もおるほか、イギリスとの関係も危急をつげる事から、久光は着京五日後の三月十八日京都をたつて帰国、四月十一日鹿兒島に帰り着く。

その前二月二十四日越前松平慶永はイギリスが幕府に抗議したことを知り、薩摩藩の吉井友実を呼び、イギリスが賠償金を出せ、久光の首を出せ、薩摩に軍艦を差し向けるという三カ条の要求をおこなっていることを告げた。京都に着いてこれを知った久光は、三月十四日伏見において次のように達した。イギリス軍艦が横浜に集結容易ならぬ重大事件を申し立てているという。もし戦争になったら「天下国家のため他藩に抜きんでて、一統粉骨碎身夷賊誅伐これ有り候様頼み存じ候事」と攘夷の決意を訴えた。イギリス問題を抱えた久光としては、目の前のイギリスの無謀な要求を排除するためには必要な攘夷であり、京都少壮公家らの攘夷論とは性質が違って

た。

以後久光は鹿兒島にあって英艦隊の動向に神経を集中すると共に、その対策に藩内の力を動員した。幕府が五月十日を攘夷決行の期限とすることを上奏したことから、この日長州藩がアメリカ船、ついでフランス・オランダ船を砲撃、これに対し仏米英蘭の四カ国が長州藩攻撃を決定して、西日本の海は急に波が荒くなり、これらの中イギリス船の動きが長州藩に向かうのか鹿兒島にも来るのか、江戸からの六月ごろの通信はその判断に苦しんでいる。

しかし六月下旬には英国船が鹿兒島に来航、結局戦争になる。そのころ長崎から五代才助はイギリスは戦争目的ではないと知らせているが、時の勢いその見込みも外れた。五代も急を聞き付けて帰国して、戦争に反対したものの力及ばなかった。

しかしこの戦争は薩摩人に大きな教訓を与えた。当時十九歳でこれに参加した後の元帥伊東祐亨の、こんな思ひ出話が『薩藩海軍史』に載っている。

当時此方から打出す砲弾は、砲の先端からこめて、がたがたと回転させて、それから照準を定めて而して漸く撃って砲身を綺麗に拭いて、また先端から弾丸をこめると云う極めてじれったい仕組みだったから、五分乃至七分目に漸く一弾を打ち出したものだ。こんな戦術の幼稚な時代であったから、その時英国艦から発した砲弾を見て皆喫驚せざる者はない。当時未だみたこともない長さ一尺五六寸の弾丸を臍の尾切つて以来初めて見たんだから、魂消たのも無理はないではないか。

と深刻な衝撃を受けたという、それにより薩摩藩側では大きな反省を迫られた。

当日は風雨非常に猛烈なりしが、小銃の火繩は使用に堪えず、掌って斉彬公が西洋の小銃を採用すべく、銳意改良進歩に苦慮されたる卓見も、其薨去と共に杜絶し、火繩銃に逆戻りしたる薩藩の兵器も、雷管機に非らざれば軍用に供し難しと、頑冥派も茲に覚醒するの機運に向かいたるは<sup>ど</sup>呷々を要せず。また大砲も長弾にあらざれば、大艦を撃破すべからざるを覚り、大小砲銃の制を一変すべく、此の一戦に依り我に与えたる教訓は、実に多大なるものと謂うべし（『薩藩海軍史』）。

薩摩藩は直前の兵器逆戻りがいかに愚かな事であったか、身をもって知らされた。

薩摩藩はこれで攘夷論をすてる。尊王攘夷論の一角がくずれた形である。しかし薩英戦争は尊王攘夷派から見れば薩摩藩が攘夷を実行したように見えた。その様な錯覚を抱かせながら、文久三年八月十八日薩摩藩は会津藩と組んで、京都から尊王攘夷派を追放する。八・一八クーデターである。

こうして公武合体を策する久光の出番がくる。ここに久光は九月十二日鹿兒島をたつて上洛し、いわゆる参預会議を実現する。文久三年はこうして暮れ、久光自身も翌年正月これまでの無位無官から脱却して参預を命ぜられる。

本史料はその直前までを含んでおり、中に既刊の『忠義公史料』と重複するものがあるが、実際に使用する身になると、関係分を他の書籍から捜し出すことは大変非能率的である。したがって多少の重複をいとわずここに掲げることにした。

(芳 即 正)

## 例言

一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託資料）を底本とし、これを「鹿児島県史料 玉里島津家史料」全十巻として刊行するものである。収録史料の年代は文久二年（一八六二）十二月二十一日から文久三年（一八六三）十二月までである。但し、「久光公上京日録」は文久三年九月十二日から元治元年五月八日までである。

一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。

一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。

一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、数種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁を、おおよそ次のように統一した。

一字体は原則として常用漢字を用いた。

一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あけとした。

一目録に記載されてはいるが、文書が存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。

一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

一文書・記事には適宜に読点「、」「および並列点「・」を付した。

一文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)、

(磨滅)、(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□で示した。

一原文の抹消・訂正は、左傍に「ミミミ」を加え、右側に書き改めた文字を記した。

一文意の通じない字または個所には、(ママ)、(衍カ)、(〇〇カ)と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ付した。

一朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一合点は、頭または右肩に「ハ」で示した。

一花押はすべて収載した。

一各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「メ」「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、

朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(封紙ウワ書)を

付した。

一文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

# 目次

目次	
二〇	文久二年十二月二十一日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 將軍上洛ニ付久光公ノ建言……………一
二一	文久二年十二月二十二日 市来牧場検分報告書……………四
二二	文久二年十二月二十四日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へノ別紙 江戸ヨリ姫君達帰国ノ件……………五
二三	文久二年十二月二十四日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 將軍上洛延期ノ件……………六
二四	文久二年十二月二十五日 人馬掛郡奉行ヨリ藩庁へノ報告 藩内ニ於ケル駒駄馬数調査……………九
二五	文久二年十二月二十五日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 中川宮朝廷ノ柱石云々……………三
二六	文久二年十二月二十五日 藤井良節ヨリ中山中左衛門へ 諸大名ノ上京并ニ二本松邸工事ノ件……………三
二七	文久二年十二月二十五日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 將軍上洛延期及久光公上京猶予願ノ件……………三
二八	文久二年十二月二十五日 岩下佐次右衛門ヨリ藤井良節へ 江戸ノ状況及久光公出京ノ件……………四
二九	文久二年十二月二十五日 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 斉彬公贈官位ノ御礼使動報告……………四
三〇	文久二年十二月二十六日 松平相模守等ヨリ朝廷へノ建言 在京諸藩帰国ノ件……………四
三一	文久二年十二月二十六日 岩下佐次右衛門ヨリ中山大久保へ 越土両公ノ出京ト久光公ノ上京期日……………四
三二	文久二年十二月二十八日 久光公ヨリ松平春嶽公へノ答書草案 久光公ノ上京ニ就テ……………五
三三	文久二年十二月二十八日 久光公ヨリ山内容堂公へノ答書草案……………五
三四	文久二年十二月二十八日 木上清左衛門家筋届書……………五

四四	文久二年十二月二十九日	江戸島津登ヨリ寺師次右衛門へ	鹿兒島海岸防備其他ノ件	.....	五
四五	文久二年十二月	久光公ヨリ近衛閑白へノ建言書	栗田宮御還俗ノ件等	.....	七
四六	文久二年十二月	伊集院甚助ノ建言書	物価平均、掛役専任等ノ件	.....	九
四七	文久二年十二月	斉彬公へ贈官位ニ付久光茂久両公ヨリ近衛家へノ御礼進物	.....	.....	三
四八	文久二年十二月	幕府ヨリ攘夷ニ関スル諸藩へノ令達	.....	.....	五
四九	文久二年十二月	久光公ヨリ近衛閑白へノ建言書	公上京ノ猶予、將軍ノ上洛差止等	.....	六
五〇	文久二年十二月	明年二月將軍上洛ニ付幕府ノ布達	.....	.....	六
五一	文久二年十二月	肥前藩ヨリ長崎警備解任京都守衛専任出願	.....	.....	七
五二	文久二年十二月	鹿兒島城下窮士調書	.....	.....	七
五三	文久二年十二月	大和産物会所ニ関スル石河確太郎口上覚	.....	.....	七
五四	文久二年十二月	石河確太郎ヨリ大和産物会所設立及右大坂支配所屋敷買入口上覚	.....	.....	七
五五	文久二年十二月	久光公ヨリ朝廷へ建言書添	.....	.....	七
五六	文久二年十二月	大坂銀主出銀高覚	.....	.....	七
五七	文久二年十二月	久光公ヨリ近衛閑白へノ建言	青蓮院宮還俗ノ件	.....	九
五八	文久二年冬	明春茂久公參勤其他ノ入費拾五万両調達ノ件	.....	.....	九
五九	文久二年冬	青蓮院宮及近衛閑白ヨリ大坂へノ使者ニ対スル礼状及進物	.....	.....	一〇
六〇	文久二年冬	岡藩主ヨリ薩藩へノ礼状及進物	小河弥右衛門等一列ニ対スル厚遇ニ付	.....	一〇

四二	文久二年 寺田屋事変後	中川修理大夫ヨリ薩藩及薩藩士へノ挨拶	100
四三	文久二年冬	岡藩ヨリ薩藩へノ礼状及進物 小河弥右衛門等一列ノ厚遇ニ付	101
四四	文久二年冬	某氏書翰(宛名不明) 大赦ニ付戸田藩大橋順藏赦免ノ件	101
四五	文久二年	久光公ヨリ朝廷へノ建言追加 広幡、三条両卿ヲ議奏ニ推薦ノ件	103
四六	文久二年	御裏様姫君様御上京一件	103
四七	文久二年	大坂ニ於ケル銀主姓名書 銀主拜謁次第	104
四八	文久二年	宮古島細上布等奨励販売ノ件	104
四九	文久二年以来	真木和泉ノ建策	104
五〇	文久二年	江戸詰諸役人姓名書	105
五一	文久二年 (文久三年カ)	江戸屋敷詰諸士姓名書	110
五二	文久二年	江戸ニ於ケル勝姫様御付ノ人々	114
五三	文久二年	薩長確執説(後半欠ク)	117
五四	文久二年	大奥岡野ヨリ桜田邸花川へノ返書 江戸屋敷大改革ニ付	119
五五	文久二年	真木和泉ヨリ朝廷へノ上書 攘夷断行、大坂遷都其他	120
五六	文久二年	京都守護職二条城々番氏名	125
五七	文久二年以来	久光公御官位御任叙ニ付口宣々旨其他御書付類現書御引讓之日録	125
五八	文久三年正月二日	藤井良節ヨリ中山中左衛門へ 在京諸大名ノ動静并近衛関白辞職ノ件	125
五九	文久三年正月二日	藤井良節ヨリ中山中左衛門へ 齊彬公贈官位ノ件	126

四六	文久三年正月二日	藤井良節ヨリ大久保一藏へ	長州ノ暴説及尹宮守衛ノ件	一三七
四六	文久三年正月二日	藤井良節ヨリ大久保一藏へ	京師ノ状況ヲ報ス	一三六
四六	文久三年正月五日	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ	大樹公并土岐出羽守へ御返書写	一三九
四六	文久三年正月五日	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ	京都之事情報告	一四〇
四六	文久三年正月六日	藤井良節ヨリ中山中左衛門へ	京都ノ形勢ヲ報ス	一四一
四六	文久三年正月八日	福山牧場見分報告書	.....	一四三
四六	文久三年正月九日	大久保一藏江戸ヨリ在藩ノ中山中左衛門へ	將軍上洛暫時延期ノ件	一四七
四六	文久三年正月十四日	一橋慶喜公ヨリ薩藩へ通達	茂久公参府の件	一四九
四六	文久三年正月十四日	一橋中納言ヨリ島津三郎殿へ	久光公之上京を促す	一五〇
四七	文久三年正月十六日	近衛閑白ヨリ島津三郎殿へ	久光公上京ノ御沙汰	一五〇
四六	文久三年正月二十一日	尊融法親王ヨリ島津久光公へ	久光公の建白ニ就而	一五一
四六	文久三年正月二十一日	鷹司輔熙卿ヨリ島津三郎殿へ	久光公ノ上京ヲ促ス	一五一
四七	文久三年正月二十三日	御徒日付丹生助右衛門ノ彦根藩情報探索報告	.....	一五二
四七	文久三年正月	近衛前閑白更ニ内覽ヲ辞スルノ上書	.....	一五四
四七	文久三年正月	右ニ対スル御沙汰?	.....	一五四
四七	文久三年正月	朝廷へノ太刀馬代進献停止ノ件	.....	一五五
四七	文久三年正月	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ	久光公之上京を促す	一五五
四七	文久三年正月	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ	中山忠光、廢帝一条等、内勅ノ件	一五七

四七	文久三年正月及二月	御親兵設置其他ノ件……………	一五
四七	文久三年二月朔日	久光公士道振興ノ論書 家老ノ副書……………	一七
四七	文久三年二月二日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門へ 中川宮選俗及知恩院借用ノ件……………	一三
四七	文久三年二月五日	山本友輔ヨリ迫田甚蔵へ 長崎ニテ生麦一件ニ付和蘭「ゼネラル」ヨリノ聞書……………	一三
四七	文久三年二月五・六・七日	生麦一件ニ付長崎ニテ蘭人及米人ヨリ中原某ノ聞書……………	一六
四八	文久三年二月六日	生麦一件ニ付長崎ニテ八木称平ノ聞書……………	一八
四八	文久三年二月十日	生麦一件ニ付長崎ニテ英商「コロウル」ヨリ五代才助ノ聞書……………	一八
四八	文久三年二月十一日	瀧川播磨守ヨリ九門並京師内外警衛ニ付朝廷へノ建言……………	一八
四八	文久三年二月十四日	一橋中納言等四名ヨリ攘夷期限ニ付朝廷へノ上申……………	一七
四八	文久三年二月十五日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門大久保一蔵へ 京都ニ於ケル攘夷党ノ跋扈……………	一八
四八	文久三年二月十五日	山内容堂公ヨリ島津久光公へ 使者用談ノ件……………	一八
四八	文久三年二月十八日	村山齋助等ヨリ在国中山大久保へ 時勢切迫ヲ告ケ久光公ノ上京ヲ促ス……………	一八
四七	文久三年二月十九日	生麦事件ニ付英代理公使ヨリ閣老へノ書翰……………	一八
四七	文久三年二月二十一日	右ニ付閣老ヨリノ答書……………	一八
四八	文久三年二月二十日	小松帯刀島津式部ノ令達 藩庁借入金ノ件其他……………	一八
四九	文久三年二月二十二日	進達掛川上弥八郎岩下新左衛門届書 名越左源太等ノ添書……………	一三
四九	文久三年二月二十七日	生麦事件ニ付関白ヨリ薩藩へノ命令 同事件ニ付牧野所司代ヨリ佐土原藩へノ通達……………	一六
四九	文久三年二月二十七日	進達掛川上弥八郎ノ届書 名越左源太等ノ添書……………	一六

四二	文久三年二月二十八日	生麦事件償金ニ付幕命……………	一九
四三	文久三年二月二十八日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門等へ 生麦事件ニ付英国ノ要求……………	一九
四四	文久三年二月二十八日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門へ 生麦事件ニ付英国ノ要求及京都ノ情况……………	一九
四五	文久三年二月二十九日	生麦事件ニ付松平春嶽公ヨリ神奈川奉行へノ令達……………	二〇
四六	文久三年二月晦日	鵜殿鳩翁取扱浪士等ヨリ幕府へノ建白 生麦事件ト切放シテ攘夷断行云々……………	二〇
四七	文久三年二月晦日	英艦ニ対スル薩藩防禦ノ御沙汰書……………	二〇
四八	文久三年二月	將軍上洛ニ付随従ノ幕役氏名……………	二〇
四九	文久三年二月(?)	英艦来襲ニ備フル久光公ノ論書……………	二〇
五〇	文久三年二月	野宮宰相中将ヨリ伝達ノ御沙汰書 久光公上京ノ件……………	二〇
五一	文久三年春	久光公ヨリ茂久公へ内話之扣 茂久公ノ参府猶予久光公上京ノ件……………	二〇
五二	文久三年春	軍艦製造等ニ付長崎へ見習生派遣ノ件……………	二〇
五三	文久三年春	生麦事件ニ付英国ヨリ幕府へノ償金要求……………	二〇
五四	文久三年三月五日・十三日	生麦事件ニ付江戸町触……………	二〇
五五	文久三年三月二十八日	江戸市民避難ノ状況……………	二〇
五六	文久三年三月九日	学習院開筵ト学則……………	二〇
五七	文久三年三月十日	一橋中納言ヨリ近衛前閔白へノ呈書 英艦横浜渡来摂海警備ニ付幕府延引ノ件……………	二〇
五八	文久三年三月十日	慶喜春嶽へ公武一和外艦防御ノ御沙汰書……………	二〇
五九	文久三年三月十一日	加茂行幸ノ際御製二首……………	二〇
六〇	文久三年三月十一日	將軍へ下賜ノ御製一首……………	二〇

五〇	文久三年三月十一日	中山中左衛門書翰（宛名ナシ）攘夷御親征ノ件……………	二〇九
五〇	文久三年三月十二日	本田弥右衛門ヨリ小松帯刀へ 久光公入京ノ準備ニ就テ……………	二〇九
五一	文久三年三月十四日	近衛邸ノ会議ニ於テ久光公提出ノ意見書……………	二一
五一	文久三年三月十七日	久光公ヨリ朝廷及ヒ幕府ヘノ届書草案……………	二一
五一	文久三年三月十八日	久光公ヨリ近衛家ヘノ願書草案……………	二一
五二	文久三年三月十七日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 袂別之辞……………	二四
五三	文久三年三月十八日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門へ 久光公ノ帰国差止ノ件……………	二四
五四	文久三年三月十八日	進藤式部権少輔ヨリ本田弥右衛門藤井良節へ 久光公ノ帰国引留……………	二五
五五	文久三年三月二十一日	二条城ニ於テ將軍ヨリ諸大名ヘノ達書 將軍ヘ大政御委任ノ件……………	二五
五五	文久三年三月二十九日	幕府ヨリ十万以上ノ諸大名ヘ禁裏御守衛兵差出ノ件令達……………	二五
五六	文久三年三月二十八日	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ 久光公ノ上京ヲ促ス……………	二六
五七	文久三年三月二十八日	近衛忠熙卿ヨリ久光公ノ上京ヲ促ス書……………	二八
五八	文久三年三月二十九日	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎公へ 貞姫婚儀ノ件……………	二八
五九	文久三年三月晦日	兵庫其他警衛諸藩ノ任免 薩藩ノ兵庫警衛ヲ免ス……………	二九
五〇	文久三年三月晦日	本田弥右衛門ヨリ島津主殿等へ 久光公御上洛 佐土原侯帰国ノ件……………	三〇
五二	文久三年三月	松平春嶽政事総裁免職逼塞ノ朝命……………	三一
五三	文久三年三月	茂久公ヨリ英艦ノ襲来ニ備フベキ訓諭……………	三一
五三	文久三年三月	山階宮ヨリ島津久光公へ 御面談ノ件……………	三一
五四	文久三年三月	丹生助右衛門ヨリ彦根藩情探索報告書……………	三三

三五	文久三年三月	丹生助右衛門ヨリ藩庁へノ届書 諸国ヨリ毎年京都へノ入米調	三三七
三六	文久三年三月	伏見ニ於テ久光公申渡 英艦襲来日英戦争ノ件	三三八
三七	文久三年四月初日	本田弥右衛門ヨリ山中左衛門大久保一藏へ 近衛前閔白ヨリ久光公へノ書翰	三三九
三八	文久三年四月二日	本田弥右衛門ヨリ山中左衛門大久保一藏へ 京都守衛兵ノ件	三三九
三九	文久三年四月二日	本田弥右衛門ヨリ山中左衛門大久保一藏へ 久光公帰国後ノ京都ノ形勢 及堂上六十八人ノ献言書	三三〇
四〇	文久三年四月二日	税所容八ヨリ中山中左衛門へ 久光公帰国後ノ京師ノ情况	三三三
四一	文久三年四月十三日	島津淡路守ヨリ小松帶刀へノ礼状 久光公佐土原一泊其他ニ付	三三四
四二	文久三年四月十六日	久光公ヨリ近衛忠熙卿へノ答書草案 久光公上京延引ノ件	三三四
四三	文久三年四月十九日	別紙 伏見寺田屋事変及守護職ノ件	三三四
四四	文久三年四月二十二日	小松帶刀ヨリ大久保一藏へ 京都ニテ斎彬公神号御下賜ノ当时	三三六
四五	文久三年四月二十二日	十万石以上諸侯亥年京都警衛氏名 同年四月ヨリ十二月ニ至ル三ヶ月交代	三三八
四六	文久三年四月二十二日	松平左兵衛督松平大和守ヨリ諸大名へノ廻状 横浜鎖港攘夷実行ノ件	三三九
四七	文久三年四月二十三日	尹宮へノ密宸翰	三四一
四八	文久三年四月二十四日	尹宮ノ奉答書	三四一
四九	文久三年四月二十八日	大僧都法院光映ヨリ近衛卿へ? 御親兵無用、公武合体急切論	三四二
五〇	文久三年四月(?)	筑前・久留米・佐賀三藩手控	三四三
五一	文久三年四月	久光公ヨリ近衛前閔白へノ復書 貞姬上京猶予ノ件	三四四
五二	文久三年(?) 四月	一万石以上ノ大名朝覲ノ御沙汰	三四五

三〇	文久三年四月及五月	攘夷決行ニ付長州小倉兩藩打合セ往復書翰	二四〇
三一	文久三年五月朔日	別ニ長州ヨリ薩藩ヘノ使者姓名書	二四九
三二	文久三年五月三日	近衛前関白内覧氏長者等辞任ノ事	二四九
三三	文久三年五月七日	水戸藩京詰梅沢孫三郎ヘ同藩ヨリノ私書 幕府償金支払問題	二四九
三四	文久三年五月七日	水戸中納言ヨリ鷹司関白ヘ 英国ヘノ償金ノ件	二五一
三五	文久三年五月七日	原市之進覚書 幕府ノ償金其他	二五一
三六	文久三年五月八日	近衛関白ヨリ中山三条兩大納言ヘ	二五二
三七	文久三年五月九日	近衛関白言上書 関白辞任ノ件及関白留任事情	二五二
三八	文久三年五月十日	本田弥右衛門ヨリ朝廷ヘノ伺書 英国ヘ償金交付ノ件付朝廷ヨリノ符箋	二五二
三九	文久三年五月十日	幕府并水戸家ヘノ御沙汰書 英国ヘノ償金問題	二五二
四〇	文久三年五月十日夕刻	攘夷ニ関スル勅諭	二五七
四一	文久三年五月十日	近衛関白ノ辞表ト留任	二五七
四二	文久三年五月十日	英国ヘノ償金問題ニ付朝廷ヨリ水戸中納言ヘノ御沙汰書	二五八
四三	文久三年五月十日以来	本田弥右衛門ヨリ中山大久保ヘノ添書	二五八
四四	文久三年五月十二日	長州下之関ニ於テ外国船砲撃一件 下之関付近台場之凶添	二五九
四五	文久三年五月十二日	尹宮ヨリ久光公ヘノ書翰 困家ノ為尽力ヲ望ム	二六四
四六	文久三年五月十二日	近衛忠房卿ヨリ島津三郎公ヘ 貞姫上京及短刀所望ノ件	二六四
四七	文久三年五月十四日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門ヘ 御親兵ノ件及攘夷拒絶ノ件等	二六五
四八	文久三年五月十四日	本田弥右衛門ヨリ小松帯刀ヘ 久光公ニ関シ中川宮ヘノ聖旨	二六六
四九	文久三年五月十四日	本田弥右衛門ヨリ中山大久保ヘ 英国ヘノ償金問題	二六八

五五	文久三年五月十四日	本田弥右衛門ヨリ小松帶刀へ	中川宮、英國償金、薩藩國産販売ノ件	二七〇
五六	文久三年五月十四日	武田耕雲齋等ヨリ鈴木縫殿へ	幕府ヨリノ償金及攘夷期限ニ付	二七二
五七	文久三年五月十四日	一橋慶喜辭職上奏	攘夷不実行ノ件ニ付	二七六
五八	文久三年五月十六日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門大久保一藏へ	攘夷期限并償金支払ノ件	二七七
五九	文久三年五月十八日	本田弥右衛門ヨリ朝廷へノ届書		
六〇	文久三年五月十九日	本田弥右衛門ヨリ在藩ノ家老中へ	京都御守衛兵ノ件	二七六
六一	文久三年五月二十日	本田弥右衛門ヨリ中山大久保へ		
六二	文久三年五月二十日	本田弥右衛門ヨリ中山中左衛門大久保一藏へ	幕府英國へ償金支払ノ件	二八一
六三	文久三年五月二十日	村山齋助ヨリ藤井良節へ	京師及関東ノ情報	二八三
六四	文久三年五月二十一日	進藤式部權少輔ヨリ小松帶刀へ		二八五
六五	文久三年五月二十六日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎公へ	天下形勢ノ切迫ヲ報シ久光公ノ上京ヲ促ス	二八五
六六	文久三年五月二十七日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎公へ	姉小路少将暗殺ノ件	二八六
六七	文久三年五月二十七日	江戸岩下佐次右衛門ヨリ大久保一藏へ	英國へ償金交付後ノ幕情	二八七
六八	文久三年五月二十七日	近衛忠熙卿ヨリ島津久光公へ	公ノ上京ヲ促ス	二九三
六九	文久三年五月三十日	久光公へノ宸翰		二九三
七〇	文久三年五月晦	中川宮御書		二九三
七一	文久三年五月晦	近衛前関白御書		二九三
七二	文久三年五月晦日	久光公へノ宸翰	上京周旋ノ勅命	二九五
七三	文久三年五月晦日	尹宮ヨリ久光公へ	御内勅書ノ伝達	二九五

五〇	文久三年五月(？)	近衛忠熙卿ヨリ島津久光公へ……………	二九五
五〇	文久三年五月	下之関砲台ヨリ米国船砲撃横浜新聞記事……………	二九五
五〇	文久三年五月	下之関ニテ和蘭船砲撃新聞記事 馬関海峡図面添……………	三〇四
五〇	文久三年五月	久光茂久両公ヨリ朝廷へノ願書 斉彬公へ照国大明神追号ノ件……………	三〇四
五〇	文久三年五月	下之関ニテ外国船砲撃情報 久光公手写……………	三〇五
五〇	文久三年五月	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ 貞姫入興ノ件……………	三〇七
五〇	文久三年夏	小松帯刀ヨリ在藩ノ桂右衛門へ 病氣見舞……………	三〇八
五〇	文久三年夏	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 和歌二首……………	三〇八
五〇	文久三年夏	尹宮御門へノ帳紙ノ一部……………	三〇九
五〇	文久三年(？)六月二日	久留米藩堀江但馬ヨリ家老有馬飛騨等へノ口上書……………	三〇九
五〇	文久三年六月二日	京都ニ於ケル浪士等逮捕ノ件……………	三四
五〇	文久三年六月五日	正親町三条実愛ヨリ内府へ 浪士騒擾ノ件……………	三四
五〇	文久三年六月六日	小松帯刀書翰(宛名無シ) 祇園祭ノ事……………	三五
五〇	文久三年六月八日	宇和島藩久留島求馬ヨリ京都小松帯刀へ 京都ニ於ケル薩藩ノ指揮依頼ノ件……………	三五
五〇	文久三年六月九日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ 久光公ノ上京ヲ促ス……………	三六
五〇	文久三年六月十二日	南部弥八郎ノ報告書 下之関ニテ外国船砲撃一件等……………	三七
五〇	文久三年六月及十五日	松平春嶽公詠詩 薩人野村某謁見……………	三四
五〇	文久三年(？)六月十三日	……………	三四

五九	文久三年六月十五日	伊達伊予守ヨリ島津三郎公へ 攘夷ノ件	三五
五八	文久三年六月十七日	江戸岩元太右衛門ヨリ喜入撰津へ 南部弥八郎ノ探索書添	三六
五七	文久三年(?)六月十八日	小笠原左京大夫ヨリ外国船小倉領海通航報告	三八
五六	文久三年六月十九日	南部弥八郎ノ報告書 英仏米蘭四国下之関砲撃計画等	三九
五五	文久三年六月十九日	江戸喜入撰津ヨリ在藩ノ家老一同へ 英艦襲来ノ件	三一
五四	文久三年六月十九日	江戸喜入撰津ヨリ小松帯刀へ 照国神社御建立、長州下之関戦争 敗北、中川宮へ御太刀進上等ノ件	三三
五三	文久三年六月十九日	南部弥八郎ヨリ松木安右衛門へ 順聖公ノ遺徳紹述云々	三五
五二	文久三年六月二十日	土持平八?報告書 長州台場ヨリ異船砲撃ノ件	三六
五一	文久三年六月二十日	喜入撰津ヨリ小松帯刀へ 將軍帰府及英艦襲来ノ風説	三四
四〇	文久三年六月二十日	喜入撰津ヨリ小松帯刀へ 久光公御召上京ノ風説	三四
三九	文久三年(?)六月二十二日	近衛忠房卿ヨリ島津三郎殿へ 短刀贈与ノ謝状	三四
三八	文久三年六月二十四日 一八六三年	和蘭領事葡萄領事ヨリ小笠原函書頭へノ抗議 横浜鎖港ニ就テ	三四
三七	文久三年六月二十五日	村山斎助井上弥八郎ヨリ中山大久保へ 京師之情報	三四
三六	文久三年六月二十五日	京師吉井中助ヨリ中山大久保へ 姉小路暗殺ト中川宮トノ關係其他	三六
三五	文久三年六月下旬	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ 京師之状況を報す	三七
三三	文久三年六月	長崎五代才助ヨリ藩庁へノ内報 生麦事変償金ノ件	三八
三二	文久三年六月	長州台場構築其他ノ情報	三五

六〇	文久三年六月	攘夷決行ノ御沙汰書	三五一
六〇	文久三年六月	右拝受ノ件	三五一
六〇	文久三年七月朔日	二条斎敬尊融法親王近衛忠熙忠房四卿より島津三郎殿へ 久光公之上京を促す	三五五
六一	文久三年七月九日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ朝廷へノ建白書 久光公上京召命ノ件	三五三
六一	文久三年七月九日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ久光公ノ上京ヲ促ス書真木和泉ヨリ朝廷へノ建白書大意添	三五三
六一	文久三年七月九日	近衛兩卿ヨリ久光公ノ上京ヲ促ス書 兩卿ヨリ朝廷へノ建白書写添	三五四
六一	文久三年七月九日	近衛兩卿二条斎敬連署久光公ノ上京ヲ促ス書 久光公召命ノ御沙汰書写共	三五四
六一	文久三年七月四日	松平春嶽茂昭父子ヨリ島津久光茂久兩公へ 困事協議ノ件	三五九
六一	文久三年七月九日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎殿へ 親征ニ付久光公ノ上京ヲ促ス	三六〇
六一	文久三年七月九日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎公へ 久光公ノ上京ヲ促ス	三六〇
六一	文久三年七月十一日	南部弥八郎ヨリ在藩ノ重役へ 薩英戦争ノ状況聞書	三六〇
六一	文久三年七月十一日	二条斎敬近衛忠熙忠房三卿ヨリ島津三郎殿へ 久光公ノ上京ヲ促ス	三六三
六一	文久三年七月十一日	岩下佐次右衛門ヨリ川上式部等家老五人へ 薩英戦争ニ付横浜ニテノ聞書	三六四
六一	文久三年七月十一日	木村宗三ヨリ南部弥八郎へ 薩英戦争ニ付調査書	三六四
六一	文久三年七月十二日夜	新納嘉藤ニヨリ江戸屋敷家老座へ届書 幕府ヨリ家老召命ノ件	三六六
六一	文久三年七月十三日	岩下佐次右衛門ヨリ在藩ノ家老中へ 薩英戦争ニ付幕府ノ感謝其他	三六七
六一	文久三年七月十三日	新納嘉藤ニヨリ江戸屋敷家老座へ届書 薩英戦争ニ付幕府ノ歎喜其他	三六八
六一	文久三年七月十五日	京都誓願寺辻張札 奸商誅戮ノ件	三六八
六一	文久三年七月	禁裏御守衛仰渡	三六八
六一	文久三年七月中旬	久光公へノ宸翰 上京猶予ノ御沙汰	三七〇
六一	文久三年七月二十三日	久光公ヨリ近衛忠熙忠房兩卿へノ答書草案 出京延引ノ請願	三七〇

六四〇	文久三年(○)七月二十三日	京都商人梟首ノ貼紙……………	三七二
六三九	文久三年七月二十四日	村上銀右衛門ヨリ長藩ノ外国船砲撃一件報告……………	三七二
六三八	文久三年七月二十五日	村上銀右衛門書翰(宛名不明)下之関ニテ幕船砲撃ノ件……………	三七三
六三七	文久三年(○)七月二十六日	京都商人歎願書擬造?……………	三七三
六三六	文久三年七月二十六日	高台寺焼払ノ貼紙……………	三七四
六三九	一八六三年七月二十七日 (文久三年六月十三日)	英本国会議ニ於ケル「ユツチレン」氏ノ日本トノ非開戦論……………	三七四
六三〇	文久三年七月晦日	今井彦四郎認書 將軍帰東後ノ朝幕ノ形勢……………	三七八
六二九	文久三年七月	薩英戦争ニ関スル清国人ノ聞書……………	三九〇
六二八	文久三年七月	仁礼彦一郎ヨリノ建言 鹿児島城外ニ城取立ノ件……………	三九一
六二七	文久三年七月	京都ニ於ケル天誅ノ貼紙……………	三九四
六二六	文久三年七月	久光公上京御沙汰書……………	三九六
六二五	文久三年七月	久光公上京猶予ノ御沙汰書……………	三九六
六二四	文久三年七月	薩英戦争ニ対スル勅書……………	三九六
六二三	文久三年(○)七月	本田孫九郎山田小平太ヨリ藩庁ヘノ申出 久光公上京ニ付御供ノ人々追加割当ノ件……………	三九六
六二二	文久三年(七月○)	薩英和議ニ関シ久光公ヨリ家老ヘノ諭達……………	三九七
六二一	文久三年八月二日	小倉村上銀右衛門ヨリ大坂永井清左衛門等ヘノ報告……………	三九八
六二〇	文久三年八月十一日	右ニ付大坂木場伝内ヨリ在国大久保一藏ヘ 七月二十四日長州ヨリ幕船砲撃ノ件……………	四〇一
六一九	文久三年八月四日	对外策「正名」「勝算」「和融」ノ三条(氏名不明)……………	四〇一

六一	文久三年八月五日	内田仲之助ヨリ中山中左衛門へ	二本松邸及貞姫御住居造立ノ件	四〇四
六二	文久三年八月五日	内田仲之助ヨリ中山大久保へ	京都ニ於ケル貼紙其他ノ情報	四〇五
六三	文久三年(?)八月五日	奈良原幸五郎ヨリ中山大久保へ	久光公上京請書ノ件	四〇七
六四	文久三年八月五日	高崎左太郎ヨリ中山大久保へ	京都ノ情報	四〇八
六五	文久三年八月八日	高崎左太郎ヨリ中山大久保へ	会藩等ノ天覽調練及薩英戦争ニ付朝使発向ノ件等	四一一
六六	文久三年八月八日	江戸堀平右衛門ヨリ小松帯刀へ	薩英戦争後ノ英国事情探索	四一三
六七	文久三年八月八日	江戸吉井中助ヨリ中山大久保へ	薩英戦争ノ件	四一六
六八	文久三年八月八日	江戸吉井中助ヨリ在藩重役へノ別啓	薩英戦争後ノ江戸ノ評判	四一七
六九	文久三年(?)八月十二日	京都小松帯刀ヨリ大久保一蔵へ	豊瑞丸発着ノ件	四一八
七〇	文久三年八月十二日	重野高崎ヨリ中山大久保へ	横浜鎖港ノ件	四一九
七一	文久三年八月十二日	江戸吉井中助ヨリ中山大久保へ	鎖港ニ付一橋慶喜の苦心	四二〇
七二	文久三年八月十五日	木場伝内ヨリ大久保一蔵へ	攘夷親征ノ件	四二二
七三	文久三年八月十六日	伊達伊予守ヨリ久光公へ	薩英戦争ノ見舞	四二三
七四	文久三年(?)八月十七日	一橋中納言ヨリ島津大隅守殿へ	久光公ノ上京ヲ促ス	四二四
七五	文久三年八月十七日	小松帯刀ヨリ大久保利通へ		四二四
七六	文久三年八月十八日	薩藩へ禁闕守衛ノ朝命		四二四
七七	文久三年八月十八・十九日	京都政変ニ付奈良原幸五郎覚書		四二五

六五	文久三年八月十八日	京都手形所ヨリ大坂御留守居へ	三〇
六四	文久三年八月十九日	木場伝内ヨリ在藩家老中へ	三〇
六三	文久三年八月二十日	木場伝内ヨリ在藩家老中へ	三〇
六二	文久三年八月二十日	八月十七日夜ヨリ京都政変情報	三三
六一	文久三年八月十九日	議奏国事参政七卿等免官氏名	三六
六〇	文久三年八月十九日 (慶応三年カ)	近衛忠熙忠房両卿より島津三郎公へ	三七
五九	文久三年八月十九日	京都ヨリ大坂銀主森本半左衛門へノ情報	三八
五八	文久三年八月十九日	薩藩士ニ対スル朝命 禁鬪警衛ノ件	三九
五七	文久三年八月十九日	大坂加藤十兵衛ヨリ京都林休左衛門へ	三九
五六	文久三年八月二十日	七卿ノ官位褫奪其他ノ朝譴	四〇
五五	文久三年八月二十二日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎殿へ	四〇
五四	文久三年八月二十二日	村山斎助ヨリ大久保一歳へ	四一
五三	文久三年八月二十二日	内田仲之助ヨリ大久保一歳へ	四二
五二	文久三年八月二十二日	岡部豊後ヨリ小松帶刀へ	四四
五一	文久三年八月二十三日	高崎左太郎ヨリ大久保一歳へ	四四
五〇	文久三年八月二十三日	高崎左太郎ヨリ中山大久保へ	四四
四九	文久三年八月二十三日	京都内田仲之助ヨリ大久保一歳へ	四六
四八	文久三年八月二十四日	堀平右衛門ヨリ喜入撰津小松帶刀へ	四八
四七	文久三年八月二十四日	重野吉井高崎ヨリ大久保一歳へ	四八
四六	文久三年八月二十四日	重野吉井ヨリ大久保一歳へ	四九

横濱鎖港ノ件  
タイフル及アルムストロンク砲ニ就テ

六五	文久三年八月二十四日	江戸重野厚之丞吉井中助ヨリ在藩大久保へ 英国ノ薩摩再襲ノ有無 重野厚之丞?ヨリ大久保へノ別啓 幕府久光公ノ上洛周旋ヲ望ム 吉井中助ヨリ大久保へ 横浜鎖港ノ件及薩英談判ノ件	四五
六五	文久三年八月二十四日	内田仲之助ヨリ京撰状況報告	四五
六六	文久三年八月二十四日	谷村小吉ヨリ大久保一蔵へ 京師ノ状況及二本松邸築造進捗ノ件等	四六
六六	文久三年八月二十四日	京都内田仲之助ヨリ小松帯刀へ	四六
六六	文久三年八月二十四日	大和河内方面浪士暴挙報告	四六
六七	文久三年八月二十五日	近衛忠房卿ヨリ島津三郎殿へ 久光公の答書に對し上京を待つ	四六
六七	文久三年八月二十五日	久光公ヨリ朝廷へノ出願 京都ニ於テ硝石製造ノ件	四六
六七	文久三年八月二十五日	付内田仲之助覚書	四六
六八	文久三年八月二十五日	横井平四郎ヨリ小松帯刀へ 越前藩情ニ就テ	四六
六八	一八六三年 (文久三年)八月二十五日	横浜英字新聞特別号記事 薩英戦争	四六
六八	文久三年八月二十六日	有馬中務大輔ヨリ島津久光公へ 上京延引ノ件	四六
六九	文久三年八月二十七日	植村駿河守ヨリ朝廷へノ届書 大和騒動ノ件	四七
六九	文久三年八月二十七日	七卿西走、大和騒動報告	四七
六九	文久三年八月二十九日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津三郎公へ 久光公ニ上京被仰出の件	四七
六七	文久三年八月二十九日	京都内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ 上国ノ情報及久光公上京ノ件	四七
六七	文久三年八月二十九日	内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ 高崎猪太郎勅書奉護帰国ノ件	四七
六七	文久三年八月二十九日	内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ 伏見御仮屋ヲ二本松邸ニ引移ノ件	四七
六九	文久三年八月二十九日	内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ 大和騒動浪人名前書	四七

六〇	文久三年八月二十九日	高崎左太郎ヨリ大久保一蔵へ	久光公上京ノ件	四七
六一	文久三年八月二十九日	内田仲之助ヨリ大久保一蔵へ	攘夷親征行幸延期、長藩堺町門警衛免除、 八月十八日ノ政変ニ付堂上免官等	四八
六二	文久三年八月二十九日	伊集院小松帯刀ヨリ大久保一蔵へ	越前藩士海福雪入薩ニ付	四三
六三	文久三年八月	久光茂久両公ヨリ第二薩英戦争ニ備フベキ訓諭		四三
六四	文久三年八月	軍用金調達ノ朝命		四三
六五	文久三年八月	江戸吉井中助ヨリ在藩ノ重役へ	薩英戦争後英国ノ不法行為ニ付各国ニ通知ノ件	四三
六六	文久三年八月	英艦再襲ニ備フル久光公ノ諭書		四三
六七	文久三年八月	大和騒動人数書		四三
六八	文久三年八月(?)	尾張大納言等召命七侯氏名書		四四
六九	文久三年八月	久光公諭達	多人数上京ニ付	四四
七〇	文久三年八月以降	伊藤・井上・谷等ノ変名		四四
七一	文久三年九月二日	真性院僧正覚宝ヨリ上田郡六へ	秘密地図写取ノ件	四五
七二	文久三年九月二日	真性院僧正覚宝ヨリ久光公近侍へ	密啓	四六
七三	文久三年九月三日	長崎野村宗七ヨリ大久保一蔵へ	製鉄所蒸気船借用ノ件	四七
七四	文久三年九月五日	久光公ヨリ伊達伊予守へ	答書草案	四八
七五	文久三年九月十四日	本田弥右衛門ヨリ在国ノ御側役へ	幕府ヨリ英国へ償金交付ノ件	四九
七六	文久三年九月十四日	内田仲之助ヨリ松平肥後守へ	届書	四九
		内田仲之助ヨリ小松帯刀へ	紀州脱藩士召捕ノ件	四九

七〇	文久三年九月十五日	大坂木場伝内ヨリ小松帯刀へ 江戸統金ノ件	四九四
七〇	文久三年九月十九日	内田仲之助等五人ヨリ小松帯刀へ 十津川郷士ヨリ金子借用願出ノ件	四九五
七〇	文久三年九月二十日	大坂長州屋敷ヨリ同薩州役所へ問合セ並ニ返答 久光公ノ着飯期日及道中筋ニ付	四九五
七〇	文久三年九月二十一日	内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 仁礼源之丞放免ノ件	四九六
七一	文久三年九月二十一日	天璋院付「局」ヨリ曙姫付「小の島」へ	四九七
七一	文久三年十一月	右ニ付「小の島」ヨリ側役衆へ 鹿兒島大奥「花野」免職ノ件	四九七
七二	文久三年九月二十三日	内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 八月十八日ノ政変ニ付賞典	五〇〇
七三	文久三年九月二十四日	六藩建白書 薩長一藩和合ノ件	五〇三
七四	文久三年九月二十五日	大坂木場伝内ヨリ小松帯刀へ 長防ニ於ケル薩人通行警戒	五〇三
七五	文久三年九月二十六日	内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 二本松邸外足輕屯所設置ノ件	五〇四
七六	文久三年九月二十六日	内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 文久三年八月十八日ノ政変ニ対スル御褒美	五〇四
七七	文久三年〇九月二十七日	内田仲之助ヨリ小松帯刀へ 伏見山崎方面探索ノ件	五〇七
七六	文久三年九月二十八日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 伊予守容堂公等上京ノ件	五〇八
七九	文久三年九月二十八日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎公へ 久光公の上洛ニ付て	五〇九
七〇	文久三年九月二十九日	大坂木場伝内ヨリ税所長藏等へ 中山忠光等大坂長州屋敷へ遁入ノ件	五一〇
七二	文久三年九月二十九日	静山ヨリ有馬英之助へ 久光公ノ上洛ニ扈從セル有馬へノ答書	五一〇
七三	文久三年九月	大久保一藏賞書 七卿三田尻着其他ノ件	五四
七五	文久三年九月	大和騒動ニ付井伊家受持方面戦況	五五

三七〇	文久三年(?)九月	京都加茂隱士ノ肉食及デウス礼拝禁止ノ帳紙……………	五八
三七〇	文久三年九月	薩長土三藩ヨリ朝廷ヘノ言上書偽作……………	五九
三七〇	文久三年九月	竹下清右衛門ヨリ幕府ヘノ出願……………	五九
三七〇	文久三年十一月五日	竹下清右衛門ヨリ大久保一蔵ヘ 製鉄所蒸氣船譲受ノ件……………	五九
三七〇	文久三年(九月?)	八月十八日政変ニ対スル御褒賞御沙汰書……………	六一
三七〇	文久三年九月及十月	八月十八日政変後ノ勅記……………	六一
三七〇	文久三年十月朔日	横濱鎖港ノ御沙汰等……………	六一
三七〇	文久三年十月朔日	薩藩償金問題ニ付日本貿易新聞記事……………	六一
三七〇	文久三年十月六日	久光公ヨリ山内容堂公・松平春嶽公ヘノ答書草案 上京ヲ促ス……………	六一
三七〇	文久三年十月六日	久光公ヨリ伊達伊予守ヘノ返書草案 伊予守ノ上京ヲ促ス……………	六一
三七〇	文久三年十月八日	近衛忠房卿ヨリ島津三郎殿ヘ 小松帶刀ヲ近衛家ニ召スノ件……………	六一
三七〇	文久三年(?)十月八日	小松帶刀ヨリ大久保一蔵等ヘ 尹官山階宮等ヘノ御贈物ニ付……………	六一
三七〇	文久三年十月十一日	將軍及一橋中納言上洛ノ召命……………	六一
三七〇	文久三年十月十一日	松平春嶽より島津三郎公ヘ 上京を報す……………	六一
三七〇	文久三年十月十五日	久光公ヨリ尹官ヘノ建言 永世不朽ノ基本確立云々……………	六一
三七〇	文久三年十月十七日	横濱鎖港・將軍上洛召命等ノ件報告……………	六一
三七〇	文久三年十月十八日	松平春嶽より島津久光公ヘ 春嶽公の着京……………	六一
三七〇	文久三年十月十八日	松方助左衛門ヨリ京都大久保一蔵ヘ 茂久公犬追物練習ノ件……………	六一
三七〇	文久三年十月十九日	松方助左衛門ヨリ大久保一蔵ヘ 茂久公ノ軍事精勵ニ就テ……………	六一

七三	文久三年十月二十一日	久光公ヨリ (山内容堂公?) へノ書翰草案	上京ヲ促ス	五七
七三	文久三年十月二十一日	久光公ヨリ (伊達伊予守?) へノ書翰草案	上京ヲ促ス	五七
七三	文久三年十月二十一日	大原前左衛門督ヨリ島津三郎公へ	久光公ノ上洛ヲ祝ス	五八
七三	文久三年十月二十二日	伊達伊予守ヨリ島津三郎殿へ	伊予上京ノ件	五九
七四	文久三年(?)十月二十二日	黒田山城ヨリ島津久光公へ	中村円太ノ件	五九
七五	文久三年十月二十六日	佐土原藩士樺山能勢兩人ヨリ幕府へノ届書	英国公使へ償金渡方ノ件	五九
七五	文久三年十月二十七日	英国公使償金受取書原文及訳文	并洋銀引替金高書付	五〇
七六	文久三年十一月十九日	長門宰相ヨリ八月十八日七卿西下ノ事情及攘夷決行ニ付キ朝廷へノ上申		五二
七六	文久三年十月二十八日	近衛忠房卿より島津三郎公へ	容堂旅館の件	五三
七六	文久三年十月二十八日	近衛忠熙忠房両卿へノ宸翰	三条実美ノ風説ニ付	五四
七六	文久三年十月二十九日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ久光公へノ書翰	三条実美ノ風説ニ付	五四
七六	文久三年十月二十九日	真木和泉守ヨリ郷里へノ通信	長州拳兵計画其他	五四
七六	文久三年十月晦日	藤井良藏ヨリ小松帯刀へ	貞姫上洛ノ件其他	五六
七六	文久三年十月	紀伊中納言京都ヨリ賜暇帰国願		五八
七六	文久三年十月	生野銀山拳兵一件書留		五八
七六	文久三年十月	生野銀山一件探索書		五九
七六	文久三年十月	葛城彦一ノ長州及七卿事情覚書		五九
七六	文久三年十月(?)	久光公ヨリ一橋中納言へ?ノ書翰草案	京師ノ形勢ヲ報ス	五九
七六	文久三年十月	伊地知正治ヨリ藩庁へ建言ノ富国強兵策		五九

七五	文久三年十月ヨリ 元治元年七月ニ至ル	大坂ニ於ケル諸品買入高	五七
七五	文久三年十月ヨリ 元治元年七月ニ至ル	長崎貿易利潤	五三
七六	年代不明(文久三年九月鹿 尻島出發前?)	島津主殿消息 出發準備(宛名不明)(仮ニ十月ニ入る)	五七
七六	文久三年(?)十一月朔日	有馬中務大輔より島津久光公へ 上京尽力ノ件	五六
七六	文久三年十一月二日	松平春嶽公より島津三郎公へ 宸翰拜見及一橋卿着坂ノ件	五九
七六	文久三年(?)十一月二日	江戸ヨリ京都西脇江參候書狀之写 江戸横浜ニ於ケル殺傷事件	五〇
七六	文久三年十一月四日書付写	尹宮家奉仕人名	五八
七五	文久三年十一月五日 一八六三年十一月二十七日 (文久三年十月十七日)	長崎在勤竹下清右衛門ヨリ大久保一藏へ 長崎ニ於ケル始末書添 購買大砲差押報告	五三
七六	文久三年十一月五日	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎殿へ 二本松邸へ訪問ノ件	五八
七六	文久三年十一月五日	大坂小松帶刀ヨリ京都島津主殿伊集院平治へ 一橋慶喜着坂有無ノ件	五九
七六	文久三年十一月六日	償金問題ニ付日本貿易新聞記事	五九
七六	文久三年十一月八日	中山次左衛門ヨリ小松帶刀へ 貞姫上落ノ件	五〇
七六	文久三年十一月九日	久光公ノ筑前侯尹宮近衛家御訪問道筋	五〇
七六	文久三年十一月九日	藤井良藏ヨリ小松帶刀へ 貞姫上落ノ件	五一
七三	文久三年(?)十一月十日	京都岡崎調練場ニ於ケル大砲試射届書	五三
七三	文久三年十一月十一日	小松帶刀ヨリ在藩ノ桂右衛門へ	五一
七四	文久三年十一月十五日	久光公へノ宸翰	五三

五三	文久三年十一月十七日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	二本松邸へ来談ノ件	五三
五三	文久三年十一月十七日夜	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ	勅問ニ対スル久光公奉答書ノ件	五三
五三	文久三年十一月十九日	伊達伊予守ヨリ島津三郎殿へ	京都薩邸ニ於ける饗宴	五四
五三	文久三年十一月十九日夜	近衛忠熙忠房兩卿ヨリ島津三郎殿へ	江戸城本丸焼失之件	五五
五三	文久三年(令)十一月二十日	高崎伊勢ヨリ小松帯刀へ	……………	五五
五〇	文久三年十一月二十二日	伊達伊予守ヨリ島津三郎公へ	諸藩召しの件	五六
六一	文久三年十一月二十二日 (文久二年カ)	將軍上洛ニ付道中準備令達	付勘定奉行根岸肥前守処罰ノ件	五七
六二	文久三年十一月二十三日	近衛忠熙卿ヨリ島津三郎公へ	内勅奉答遅延ノ件	五七
六二	文久三年十一月二十六日	宸翰ニ対スル久光公ノ奉答書	攘夷其他八月十八日政変等	五八
六四	文久三年十一月二十六日	久光公ノ奉答書	……………	六〇
六五	文久三年十一月二十九日	土持平八小倉ヨリノ報告書	英彦山僧徒処分ノ件	六〇
六六	文久三年十一月二十九日	土持平八報告書	英彦山一件	六〇
六七	文久三年十一月	広島ニ於テ芸藩土岩国使者トノ応対筆記	毛利大膳大夫上洛ノ件其他	六一
六八	文久三年十一月	朝廷ヨリ幕府へノ御沙汰書	久光公京都守護職任命ノ件及茂久公參觀猶予ノ件	六一
六九	文久三年(令)十一月	山内容堂公ヨリ島津久光公へ	薩藩ノ尽力ヲ求ム	六一
七〇	文久三年十一月	久光公ヨリ板倉伊賀守へ	將軍ノ上洛ヲ促ス	六一
七二	文久三年十二月三日・五日	尹宮へノ宸翰及写、久光公ヨリ尹宮へノ復書	……………	六二

五三	文久三年十二月四日	在京小松帯刀ヨリ在国お近どのへ 貞姫着京ノ件等	六三
五三	文久三年十二月四日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 近衛家へ訪問ノ件	六四
五四	文久三年十二月五日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 一橋邸へ参集之件	六四
五五	文久三年十二月五日	江戸島津主殿ヨリ大久保一藏伊集院平治へ 久光公ヨリ將軍ノ上洛ヲ促ス及 同主殿ヨリ大久保一藏へ 茂久公上洛付御供ノ件	六五
五六	文久三年十二月五日	江戸島津主殿ヨリ京都大久保一藏へ 將軍上洛ニ付幕府ノ通達相添	六八
五七	文久三年十二月五日	江戸島津主殿ヨリ京都大久保一藏へ 將軍上洛督促ノ件	六四
五八	文久三年十二月六日	將軍上洛ニ付江戸出府ノ旅人並江戸市中取締命令	六七
五九	文久三年十二月八日	江戸島津主殿ヨリ京都詰側役衆へ 久光公ノ御機嫌伺	六三
六〇	文久三年十二月九日	英国ニ対スル薩藩ノ処置ニ付世上ノ好評	六二
六一	文久三年十二月九日	稲葉長門守ヨリ島津三郎様へ 回章ノ件	六三
六二	文久三年十二月九日	板倉周防守ヨリ島津三郎公へ 將軍上洛ニ就而	六三
六三	文久三年十二月十日	將軍上洛ニ付松平容保ヨリ諸藩へノ廻状	六三
六四	一八六三年 (文久三年)十二月十一日	英国代理公使「ジョン・ニール」 原書英文、蘭訳、和訳	六五
六五	文久三年十二月十三日	ノ薩藩軍艦購入方周旋契約書	六五
六六	文久三年十二月十四日	伊達伊予守弄鋏ヨリ島津久光公へ 橋公旅館へ参集、菴原帯刀書面ノ件	六七
六七	文久三年十二月十四日	南部弥八郎江戸ヨリノ報告 薩英戦争ニ於ケル薩土ノ勇敢	六八
六八	文久三年十二月十四日	久光公ノ学問ニ対スル林家等ノ内評	六九
六九	文久三年十二月十七日	伊達遠江守ヨリ桂右衛門へ 上京遅延ノ件	六九

八〇	文久三年十二月二十日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守へ	皇武一和ノ件、及貞姫婚儀ノ件	六四〇
八一	文久三年十二月二十一日	黒田長知公ヨリ島津久光公へ	黒田邸へ訪問ノ件	六四一
八二	文久三年十二月二十一日	黒田長知公ヨリ島津三郎公へ	黒田邸へ参集ノ件	六四二
八三	文久三年十二月二十一日	辻山城ノ「海有之鞍」及「両味之鎧」折紙		六四三
八四	文久三年十二月二十三日	黒田長知公ヨリ島津久光公へ	黒田邸へ参集ノ件	六四三
八五	文久三年十二月二十三日	伊達伊予守ノ上京ニ付朝廷ノ褒詞其他		六四三
八六	文久三年十二月二十三日	池田筑後守等四十余人出発		六四四
八七	文久三年十二月二十四日	松平春嶽公ヨリ島津三郎公へ	貞姫の婚儀を祝す	六四四
八八	文久三年十二月二十四日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ	朝廷参謀ノ件其他	六四四
八九	文久三年十二月二十六日 及二十九日	筑前黒崎宿庄屋古海与次兵衛聞書	綿船焼失事件ト彦山問題	六四六
九〇	文久三年十二月二十七日夜	近衛忠房卿ヨリ島津三郎公へ	朝廷諸官復官任命ノ件	六四八
九一	文久三年十二月二十八日	大坂木場伝内ヨリ京都御側役へ 島山(小豆屋)助右衛門ヨリ木場伝内へ 金山丸船頭ヨリ小豆屋助右衛門聞取書	綿船焼失一件	六四九
九二	文久三年十二月二十九日	松岡十太夫中村新助ヨリ大久保一藏へ	大錢半朱鑄造高報告	六五一
九三	文久三年十二月二十九日	喜入撰津ヨリ京都小松帯刀へ	茂久公障姫ト御内婚ノ件	六五二
九四	文久三年十二月晦日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ	勤修寺宮其他ノ朝議	六五三
九五	文久三年(?)十二月晦	伊達伊予守ヨリ島津三郎公へ	病氣快復ノ件	六五四

八五	文久三年十二月	久光公ヨリ朝廷へノ建白書草案 勘修寺宮親王家御取立ノ件	六四
八六	文久三年十二月	久光公ヨリ近衛家へノ書翰草案 尹宮ニ関スル流言	六五
八七	文久三年十二月	長藩使井原主計入京許可ノ請願	六六
八八	文久三年十二月	筑後守秀伴ノ朝廷制度改革意見上書 公武一和国是確定ニ付	六六
八九	文久三年十二月	二条関白宣下等ノ件	六九
九〇	文久三年十二月	中川宮二条近衛徳大寺卿等ノ罪状ヲ問フノ帳紙	六九
九一	文久三年十二月	久光公一橋中納言等ト連署上奏 尹宮ノ冤罪ニ就テ	七〇
九二	文久三年十二月	朝廷ヨリ列藩へノ御沙汰 浪士召抱ノ件	七二
九三	文久三年十二月	久光公等鷹司関白へノ演舌手控 堂上等幽閉勅免、列藩登京国是決定ノ事	七三
九四	文久三年十二月	葛城彦一報告書 彦山一件、綿船一件	七三
九五	文久三年	攘夷拒絶期限ニ付奉答書云々 但シ別紙奉答書ナシ	七四
九六	文久三年	生野銀山及大和騒動聞書断片	七六
九七	文久三年	熊本藩山田十郎懐中書付類	七六
九八	文久三年	熊本藩轟武兵衛手控	七六
九九	文久三年記事	外ニ諸大名京都滞在絵図	七九

久光公上京日録 上

下

自文久三年九月十二日	至文久四年正月二十九日	七三
自文久四年二月朔日	至元治元年五月八日	七七

四〇 大久保一蔵ヨリ山中左衛門へ

將軍上洛ニ付久光公ノ建言

(編纂朱書)  
「壬戌十二月廿一日」

一昨夜 (近衛) 陽明家參 殿、

御父子様御揃にて

御目見被 仰付、則

御直書差上候処、篤と

御覽被為 在候ニ付、尚亦奉承知候 御趣意之程奉言

上候処、

御兩殿様如何ニも御尤之御趣意ト、一同ニ御感賞被為

在候、就而乍恐

御同意ニ被為

思食候ハ、

宮様 御談合之上、全ク衆評ニ涉ス、

御兩人様切りニ而被為経

奏聞、真ノ

叡慮ト申処ニ而、断然

御発シ相成度、無左候而は、三郎殿より建議ニ而此ニ

及候訳洩漏いたし候而、決而異説ヲ起シ候而已ならず、

却而害ヲ引候事も難測候へハ、呉々も

御趣意ニ帰シ候様、御周旋奉願候様被申付候段申上候、

御尤ニ

思食候、しかし真ノ

叡慮ト申シテも、必ス其所起ヲ人々疑惑いたし候ハ案

中ニ而、何分難問ニ候間 宮様此 御書 御覽被為

在候上、委曲之 御趣意、其方より及言上候而、正親

町迄ハ形行承候様無之候而へ、何分御周旋遊バシ兼ら

れ候間、明朝

宮ノ御方へ其方罷出候而、正親町へも参り呉レ候様、

左候ハ、今晚此 御書ヲ

宮ノ御方へ相廻候様可致と御事ニ御座候、其通御請仕

退出、

一今朝

宮様へ罷出候処、殊之外

三郎様 御趣意ニ 御感服ニ而、

御沙汰被為 在候ハ、夜前及深更

殿下より 三郎殿書状御差廻相成、篤と熟覽いたし、

尚今朝迄再三披見いたし候処、実ニ至当之議論、令感

服候、兎角ニ此通不被行候テハ、決而不相濟義ニ被存

候、依而正親町へも云々御伝言共被為 在、且

殿下へも分而御委任ニ而 御周旋被為 在候様申上候

得と種々被 仰付、正親町より亦々

殿下へも今日罷出候、克々

御請込ミ相成候、何分ニも

殿下頓と御寸暇ヲ得させ給ハす廿三日迄ハ 御神事ニ

付、

宮様へ 御出と申事も不被為 叶、今日も終日之 御

客来、中々御多端と被伺候、明朝

御参掛

宮様へ正親町御出ニテ 御談判被為 在候賦宮より御紹 左

候而、正親町へハ

禁中にて

殿下 御打合被為 在筈ニ御座候、何れ一人ハ御引合

無之候而は、

殿下御一人ニ而ハ御周旋六か鋪被

思食候処より 正三ヲ御取込之御策ニ御座候、何分其

方ニモ急キ之筈ニ候得共、廿四日迄ハ見合居呉候様、

殿下より 御沙汰ニ御座候間、兩日中ニハ 御決議可

相成と奉存候、只依頼スル処ハ、

宮ノ深ク

御趣意ニ服セサセラレ、是非々々と之

思食ニテ 正三江御伝言ニ内々万一此義ニ異論ヲ起シ

候者有之候ハ、屹度被

仰出候様有之度と之

御一言有之、実ニ難有次第御座候、

一御上京之義、

殿下より則御尋被為 在候ニ付、二月中旬ニは着京ト

申処にて申上置候、只今之処にてハ、其辺ハ次ニ相成、

何れ此御建白御朝決相成候処急務にて、別段分而

御沙汰も不被為 在候、何れ有無相決候上、尚亦委曲

可奉申上候、何れ二月初旬阿久根より

御乗舟ト申処ニ而候得は、如何様ニ而も

御差支被為 在ましく致ト奉存候、

一何分相決次第、関東へ駆下り不申候而ハ不相叶都合と

奉存候、

一市橋(橋カ)下阪相筈候由ニ御座候、是ハ摂海へ英舶乗入候説

有之候ニ付、関老小笠原(長行)・外国奉行(菊地隆吉)なと一列ニ而出立

之由に御座候、二条城へ滞在、守衛ト申場にて台場其

外海防手当有之筋ニ相聞、正月二日頃市橋ハ着坂、外

国奉行ハ蒸気舟ニ而参ルトノ説も有之候、時機ニ依テ

ハ上京も可有之と之事ニ候由候得は、全ク英舶一条之

事と被伺申候、尚追而分り次第委事可申上候、

一撰老未着京無御座候得とも、もふ大坂迄ハ着舟之筈と

待入申候、

一带刀殿、高崎猪太郎小倉下之関ニ而不凶も行逢、関東

形行も委曲承り、越・土益尽力之次第、実ニ大幸之次

第二御座候、此節ハ愈

三郎様へ依頼之実頭れ、御書も参候由、とかく此に至

り不申候而ハ不相濟義ト奉存候、自ら疾ニ永平丸着舟

にて、実事御承知之筈ト奉存候間、別段不申上候、

一越・土之処も正月七日方ト申事も、未しつかり分り兼

申候、高崎立後、一橋などの事有之、又一変之姿ニ相

見得申候、

一勅使明後廿三日

御着京之賦、因州公ハ兩日跡着京相成申候、

一鍋島ハ廿日ニ出府相成申候、よ程邪魔いたし候由、追

而可申上候、其外追々大小名之上京数ルニ暇ラス候、

右、何も決定之訳も無之、奉申上程之義ニも無御座

候得共、加藤十兵衛町飛脚差立候段承候間、今日迄

之形行為御心得概略申上候間、以御都合被達

御聴候義、宜鋪御頼申上候、只着いたし候候ニ而、

別而混雑中極乱筆疎文御推説可被下候、以上、

十二月廿一日

大久保一藏

中山中左衛門様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九一号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・二糎 横三三・〇・六糎

## 二 市来牧場検分報告書

市来御牧内見分仕候次第左之通御座候、

一市来六里塚之手前より入込麓通行、湯田村之内御牧隣  
之人家、皆田代方限迄道法七里程、

一同所之儀、六門ニ而用夫八拾五人罷在、竈数も八拾位  
御座候、右通人勢殖立候ニ付、用夫一人前作職纒宛相  
廻り、山野地も無多事、御牧内江作職渡世仕来候、御  
牧入口涯より、双方馬防石垣土手筑廻作場相開、其内  
抱地田も入交、宍田内当分式拾竈位も居住仕候、

一円り候而可村立程之空地無御座候、当分御殿より作場  
ニ差出有之、四方馬除仕、境木等仕立、作人居仕居

候地面之内江屋敷見立候ハ、式三ヶ所又は精々四五  
ヶ所ツ、も、兎哉角可相調哉奉存候、

一村里最寄大形作場ニ開立、西北野岡引廻、東南受之平  
地又は迫々谷頭窪ミ等見立、間ニは引続作場ニ開候も、  
皆風防竹木等仕立、木屋掛仕、作人仕付罷在候、地位  
は都而山畠ニ而御座候、

一大峯野牧神之元老番引揚候野岡之迫頭迄も、豎百間・  
横九拾間ニ而、高三石程之鹿児島抱地、風防植込作番  
人罷居申候、

一野岡南受は稍穩ニ而日当りも宜候故、引続段々作場開  
立、作人居仕候得共、漸々北ニ登り揚り、地形次第ニ  
急ニ相成、窪ミ少候而迫頭等見合、諸所打散、其間五  
六町又は七八町も相隔、稀ニ作場相開居申候、  
一御牧内永作地之由ニ而、数代御口之者中宿仕候も御座  
候、

一野岡内小川流通候は無御座候得共、水持宜相見得仕、  
水位は諸所迫頭堤下等最寄江有之、用弁仕居候、

一 御牧は湯田村・川上村・養母村・長里村之内ニ而、四方共ニ右四ヶ在之人家相廻候ニ付、いつれ之在よりも最寄相願、作場相開、西平之方は湯之元辺よりも掛而作職仕由御座候、

一 野方引揚候得は、馬追之節馬走宜ため、稍平地之野も段々残り居候得共、西北打開候間、風防竹木類仕立候上、作場不開立候而は風当り強、作職存分取実仕間敷相見得申候、尤裾廻迫之谷合鹿倉山引包候得は、年ニ寄作職実当御座候段承申候、

一 茅伐場も御座候、御牧内居住之茅屋葺替位は随分相調候由、其外は伊集院境道法式里計有之候中嶽より刈取候由、

一 作場免地相成、四面馬防之石垣筑廻一囲ニ仕立候場所も、年数経抜地相成、作職取止休相願、当分茅野ニ罷成候も諸所相見得申候、

一 作職場抜地相成、部寺山相願、松杉仕立候場所も御座候、尤所人別差杉場も御座候、

一 岩と多キ所并谷合裾廻鹿倉山ニ而、炭山薪山も御座候、  
一 四方差渡、凡巻里八九合位、

一 惣廻六里程、

一 御牧内抱地并永作田畠貳拾五町七反三畦拾貳步、

高ニシテ八拾九石五斗三升貳夕六才

一 右同御殿より免地作場田畠百五拾貳町八反五畦拾六步

合作場百七拾八町五反八畦貳拾八步

右之通御座候、

戊十二月廿二日

文書原寸 縦一三・八糎 横三一五・四糎

三三 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へノ別紙

江戸ヨリ姫君達帰国ノ件

(編纂未定)  
「壬戌十二月廿四日」

一本田弥右衛門義

御姫様 御供被 仰付罷下候処、当時御当地別而多端

之御用筋、且追々大事之場合ニも相臨ミ候得は、何れ

相詰居不申候而は、彼是差支之廉有之、

関白様

宮様よりも 御沙汰承知仕候、

御姫様 御供之義、是以大事之御事ニ而候得共、中国路被遊 御通行候上は、決而御懸念も有之間鋪奉存候間、下関より御暇申上、急ニ而引返シ候方可然存候付、其段押切而弥右エ門へ申越候間、次左エ門申談、御暇被 仰付候ハ、引返シ可申存候、依而御勘考之上、被達

貴聞 御手薄被為

思食候御訳ニモ候ハ、

御中途迄ニ而も、可然人柄被差立候義共、御不都合無之様御取計給度、下関迄ニ而引返し候筋ニ被 仰付たる哉ニ、帯刀殿より承知いたし候と覚候得共、

御当地參候処、書状とへまた勢ひも相替り、市橋(二橋カ)も上

京かたゝ、且

三郎様御上京も不日ニ相成、中々良節一人ニ而相濟候

丈ニ無御座候間、為念此段も申上候、

一撰老ニは未着京無之、如何様之訳欵、定而船中ノ都合不宜欵ト存候、拙者ニも彼是申談候御用筋承知之事候得共、明日発足ニ付而は、無致方次第御座候付、何れ小ヲ捨大を取候外無之、行形(マツ)ニまかせ発足いたし候間、其辺も御舍居可被下候、

右、別紙ヲ以御問合申進候、已上、

十二月廿四日 一藏

中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九二ノ

一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・二糎 横一一・七糎

三 大久保一藏ヨリ中山中左衛門へ

將軍上洛延期ノ件

(編纂未書)  
〔壬戌十二月廿四日〕

去ル廿一日町飛脚ヲ以形行及御問合候間、相達候筈と奉存候、廿日ニ着京、即今

(近衛忠熙) 関白様 (同忠房) 左大将様江拜謁、翌朝  
(青蓮院宮) 宮様へ同断拜謁仕、

三郎様 御趣意之程、篤と奉言上候処、至極 御尤ニ被  
思食、寸毫 御異論不被為 在、是非

御趣意通ニ不被行候而は、決而不相濟と之 御事に御座  
候、奉承知候通、

関白様

宮様限之

御談判ニ而、真之

叡慮と申処にて

御発相成候処再三申上、其通ニ

御納得被為 在、殊に

宮様深ク 御洞徹被下、何れ夫でなくてハ六か鋪候ニ付、

御自身様たり共

御存知ない処ニ而、

殿下 御一人之 御尽力ニ而相運候様無之候而ハ不宜と

之

御趣意ニ而、屹度

御伝言等奉承知候訳も有之、

殿下へ御責申上候処、

宮之 御參被為 叶候時なれハ、至而被遊安キ 御事ニ

候得共、

御異例中故、兎角中山・正親町承知無之候而は、

御一人様ニ而ハ甚

実ニ致方なし  
御困苦ニ被

思食、是非其通いたし呉候様、無左候而は被行兼候と之

御儀奉承知、

宮も無御抛被遊

御同意候、依而廿二日

禁中にて、中山・正親両卿へ

御打合被為 在、翌廿三日

殿下・両卿

宮へ御会議ニ而、篤と 御論判被為 在、(廉井) 良節・私ニも

御末席ヲ奉汚候論長ケレ、ハ略ス 終ニ 御決議之処は、今度

勅使 御上京被及復命、關東之事情達

天聰候処、

叡慮之 御趣被為

在候ニ付、委曲之次第は薩州家臣大久保一藏江被

仰合被差下候間、存慮申上候様、左候而、御用往復迄之

間は、容堂(山内)・越前(慶志)発足延引いたし候様と之、御趣ニ而、

殿下

容堂公、越前公へ、御充  
御書私江奉護被 仰付、直様発足仕候様と之趣ニ決定、

明廿五日早天出立之賦ニ御座候、下向之上篤と土・越江

申合、無異存と之趣、往復申上次第ニ

叡慮ヲ以

御発シ相成候 御都合ニ御決定被為 在候、就而は土・

越江演説之訳ニ依而伏不伏有之、伏不伏ニ依而大事成不

成ニ係り候義、実ニ不容易義ニ御座候得共、屹と

御趣意ニ乖戻不仕候様、碎身周旋いたし申度合ニ御座候、

両卿へ洩候義共、

御趣意ニ違ひ候上、失策とは相考候得共、無左而へ、寸

分も運ひ兼候時機合不得止候間、其通取計申候、此御人  
数外ニ不相洩様と之訳へ、

殿下

宮より、幾重ニモ両卿へ御戒警被為 在、私よりも万一

此議洩漏いたし候得は、主人江申分無之候故、夫限り之

格護ニ候段威シ掛置候ニ付、必至ト答へ候向に相見得、

只今之処にてへ、先ツ懸念も薄ク御座候、

一市橋(橋カ)は愈正月三日頃着京之賦ニ被聞申候、直様下坂之

筋ニ申上置候得共、尚亦承合候処、一応上京之上下坂

之筋ニ御座候由、

一御発駕之義、自ら

思食も可被為

在候得共、二月初ニハ何卒 御決定被為 遊、阿久根

より 御乗船有御座度奉存候、

右之趣、大略以町飛脚申越候間、奉達

御聴候義共、可然御取計可被給候、自ら明日飛脚差

立、委曲申上越候合ニ御座候、下向之上彼表形行へ

早々可及御注進候、以上、

十二月廿四日

大久保一藏

中山中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九二ノ  
二号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・二糎 横二五二・七糎

四 人馬掛郡奉行ヨリ藩庁ヘノ報告

藩内ニ於ケル駒駄馬数調査

(表紙)  
一戊十二月

駒所駄馬所場所調

人馬掛  
郡奉行  
「

駒所之場所

鹿児島

坂元村

荒田村

中村

郡元村

田上村

武村

西田村

原良村

永吉村

草牟田村

谷山

郷土方

町浜浦

上福本村

下福本村

和田村

喜入

町浜

上村

今和泉

家中方

鹿籠

浦町

寺門前

別府在

木原村

折口村

山下村

田布川村

山口村

重留村

久志秋目

秋目村

河辺郡  
山田

郷土方諸在共

川辺

郷土方

諸在

野町

加世田

野町

寺門前

諸在

阿多

郷土方

野町

諸在

田布施

郷土方

野町

寺門前  
高橋村

文久2年(1862)

日置  
家中方  
寺門前  
諸在  
家中方  
吉利  
草田方限  
寺門前  
浜浦  
永吉  
諸在  
寺門前  
野町  
郷士方  
伊作  
池辺村  
大野村

町  
寺門前  
郷士方  
市来  
徳重村  
大田村  
寺脇村  
野田村  
桑畑村  
下神殿村  
郡村  
清藤村  
下谷口村  
寺門前  
野町  
伊集院  
諸在

水引  
町 諸 鄉 中 東 平 隈 浦 荒 下 寺 串 諸  
方 在 士 鄉 鄉 佐 之 川 名 門 木 在  
    引 在 方 士 方 在 城 村 村 前 野 在

野 高 高 阿 籠 鄉 浦 波 赤 多 折 鶴 野  
士 城 城 久 籠 士 留 瀨 田 口 川 田  
方 郡 郡 根 村 方 村 村 村 村 內 田  
    方 郡 郡 根 村 方 村 村 村 村 內 田

羽月				大口				出水			高尾野		
	里	原	野	郷	諸	寺	町	郷	諸	野	郷	諸	野
	村	田	町	士	在	門	方	士	在	町	士	在	町
		村		方		前		方			方		

	加治木				重留		宮之城		本城				
反土	村	春	船	浦	家	野	下	野	堂	金	大	鳥	野
土		花	津	町	中	町	手	町	崎	波	島	巢	町
村		村	村		方		村		村	田	村	村	

木田村

帖佐

郷士方

野町

寺門前

東餅田村

西餅田村

三拾町村

深水村

豊富村

中津野村

増田村

日当山

東郷村

清水

弟子丸村

姫城村

郡田村

国分

上井村

下井村

上小川村

小村

福島村

松木村

野口村

府中村

向花村

新町村

内村

見次村

内山田村

真孝村

野久火田村  
(美之)

	諸 吉田		栗 野		横 川				福 山				敷 根		
郷 士 方		野 町		野 町		浦 町	福 山 村	郷 士 方		湊 村	麓 村	浜 町		住 吉 村	小 田 村

	高 岡		高 原		小 林		飯 野		加 久 藤				馬 関 田		
郷 士 方		水 流 村		野 町		野 町		野 町	島 内 村	川 北 村	野 町		水 流 村	昌 明 寺 村	内 壱 村

諸 野 鄉 諸 野 鄉 倉 田 高 飯 花 野  
高 城 在 町 士 在 町 士 岡 尻 浜 田 見 町  
郡 諸 野 佐 岡 村 村 村 村 村

西 木 南 下 上 川 宮 橫 高 野 都 餅 蓼 勝 穗 石 大  
五 之 前 前 長 長 東 丸 市 木 野 城 原 池 岡 滿 山 井  
拾 前 河 飯 飯 東 丸 市 木 野 城 原 池 岡 滿 山 井  
町 村 內 村 飯 飯 東 丸 市 木 野 城 原 池 岡 滿 山 井  
村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村

東五拾町村  
 金田村  
 野々美谷村  
 郡元村  
 北後久村  
 家中方  
 横市  
 木住口  
 中尾口  
 大岩田口  
 弓場田口  
 川東  
 金田  
 野々美谷  
 高木  
 郡元  
 上長飯

鷹尾口  
 南前河内  
 志布志  
 郷土方  
 浦町  
 寺門前  
 大崎  
 野町  
 横瀬村  
 岡別府村  
 仮宿村  
 永吉村  
 神領村  
 益丸村  
 菱田村  
 串良  
 郷土方

高山  
野 町  
寺 門 前  
有 里 村  
岩 弘 村  
池 之 原 村  
川 東 村  
川 西 村  
新 川 西 村  
岡 崎 村  
上 小 原 村  
下 小 原 村  
郷 士 方  
浦 町  
野 崎 村  
前 田 村  
宮 下 村

始 良  
富 山 村  
郷 士 方  
野 町  
諸 在  
大 始 良  
郷 士 方  
諸 在  
南 村  
大 始 良  
家 中 方  
百 姓 方  
鹿 屋  
郷 士 方  
野 町  
浦 方  
高 須 村

文久2年(1862)

駄所之場所

鹿兒島	上甌島	牛根	垂水	花岡
下田村	江石村	麓村	野町	古江浦
	境村	二川村	終木原浦	下名村

谷山	川上村
寺門前	岡之原村
中村	花野村
山田村	吉野村
	花棚村
	西別府村
	小野村
	犬迫村
	小山田村
	比志島村
	皆房村
	上伊敷村
	下伊敷村

五ヶ別府村

喜入

寺門前

下村

今和泉

町浜

諸在

山川

郷土方

町浜

寺門前

諸在

額娃

仙田村

十町村

郡村

牧之内村

御領村

鹿籠

小湊村

中山村

道野村

木浦木村

知覽

厚地村

瀬世村

西別府村

坊泊

郷土方

浜浦

寺門前

諸在

久志秋目

郷土方

加世田  
 片浦村  
 永吉  
 木場方限  
 伊集院  
 上谷口村  
 春山村  
 直木村  
 入佐村  
 恋之原村  
 古城村  
 土橋村  
 竹之山村  
 麦生田村  
 有屋田村  
 上神殿村  
 嶽村

中川村  
 福山村  
 石谷村  
 飯牟礼村  
 串木野  
 薩摩郡  
 山田  
 郷士方  
 百次  
 郷士方  
 限之城  
 西手村  
 高江  
 郷士方  
 諸在  
 高城郡  
 高城

城上村  
麦之浦村  
湯田村  
西方村  
阿久根  
大川村  
西目村  
山下村  
長島  
郷土方  
浦方  
諸在  
山野  
山野村  
大口  
平出水村  
浏览村

渡田村  
小木原村  
牛尾村  
木之氏村  
築原村  
目丸村  
青木村  
市山村  
花北村  
羽月  
下殿村  
宮人村  
田代村  
川岩瀬村  
白木村  
馬越

鶴田 諸 家 宮之 諸 郷 曾 南 荒 重 郷 本 川 郷 湯之 徳 田  
田 在 中 城 在 士 木 浦 田 留 士 城 南 士 尾 辺 中  
方 方 方 村 村 村 方 村 村 村 方 村 村 村 村

藺 山 佐 黒 大  
牟 崎 志 木 村  
田 田 志 木 村  
諸 郷 諸 家 諸 家 諸 野 郷  
在 士 在 中 在 中 在 町 士  
方 方 方 方 方 方 方

郷士方  
 諸在  
 郷士方  
 郡山  
 諸在  
 野町  
 家中方  
 入来  
 諸在  
 寺門前  
 野町  
 郷士方  
 樋脇  
 諸在  
 家中方

永瀬村  
 住吉村  
 寺師村  
 帖佐  
 諸在  
 野町  
 郷士方  
 山田  
 始(始)羅之郡  
 諸在  
 寺門前  
 野町  
 郷士方  
 蒲生  
 諸在  
 寺門前  
 野町

重富  
 平松村  
 触田村  
 加治木  
 西別府村  
 小山田村  
 日木山村  
 溝辺  
 郷土方  
 野町  
 諸在  
 日当山  
 嘉例川村  
 西光寺村  
 朝日村  
 国分  
 小浜村

川内村  
 敷根  
 上之段村  
 福山  
 福沢村  
 佳例川村  
 曾於郡  
 郷土方  
 寺門前  
 諸在  
 踊  
 郷土方  
 野町  
 諸在  
 横川  
 郷土方  
 諸在

栗野

郷士方

寺門前

諸在

吉松

郷士方

野町

寺門前

諸在

諸  
吉田

野町

向江村

岡松村

馬  
関田

柳水流村

浦村

加久藤

郷士方

寺門前

諸在

飯野

郷士方

寺門前

諸在

須木

郷士方

諸在

小林

郷士方

諸在

高原

郷士方

寺門前



北田部 安久山 梶山 志和池 山田 中霧島 西嶽 北前河内 家中方 早水村 石寺村 丸谷村 岩満村 水流村 山田村 中霧村(島脱之) 西嶽村

松山 諸在 家中方 末吉之内 岩川 諸在 寺門前 野町 郷士方 末吉 諸在 寺門前 社家并 郷士方 財部 梅北 寺柱

申良  
 荒佐野  
 野方村  
 大崎  
 内之倉村  
 蓬原村  
 原田村  
 野神村  
 月野村  
 伊崎田村  
 田之浦村  
 帖村  
 夏井村  
 志布志  
 諸在  
 野町  
 郷土方

垂水  
 福地村  
 牛根  
 諸在  
 家中方  
 市成  
 諸在  
 野町  
 郷土方  
 恒吉  
 諸在  
 郷土方  
 百引  
 諸在  
 郷土方  
 高隈  
 郷土方  
 細山田村



駒駄入交之場所

谷山

宇宿村

喜入

家中方

指宿

郷土方

浦町

野町

寺門前

諸在

穎娃

郷土方

野町并浦方

別府村

知覽

家中方

郡村

永里村

東別府村

鹿籠

家中方

久志秋目

久志村

川辺

寺門前

野崎村

加世田

郷土方

田布施

尾下村

伊集院

郷土方

市来

高城郡  
高城

草道村

五代村

郷土方

水引

家中村

平佐

東手村

寺門前

浦町

郷土方

隈之城

羽島村

上名村

串木野

養母村

斧渕村

寺門前

野町

東郷

川北村

湯之尾

前目村

野町

郷土方

馬越

郷土方

羽月

大田村

大口

郷土方

山野

郷土方

寺門前 郷土方 日当山 山之路村 川原村 郷土方 清水 寺門前 町浜 家中方 加治木 藤川村 鳥丸村 穴野村 山田村 南瀬村 田海村

浦之名村 五町村 内山村 寺門前 高岡 郷土方 馬関田 龜沢村 諸泉郡 吉田 郷土方 敷根 寺門前 野町 浦町 郷土方 国分

諸  
高城  
郡  
向高村  
入野村  
深年村  
八代南俣村  
同所北俣村  
郷士方  
寺門前  
山之口  
富吉村  
勝岡  
郷士方  
志布志  
野井倉村  
安楽村  
大崎

郷士方  
井俣村  
鹿屋  
上名村  
牛根  
郷士方  
垂水  
家中方  
本城村  
市木村  
花岡  
家中方  
野町  
諸在  
佐多  
郷士方  
諸在

上甌島

郷士方

里村

桑之浦村

小島村

中甌村

平良村

下甌島

郷士方

諸在

永吉

家中方

駒四万五千八百三拾六疋

駄七万六千八百八拾九疋

合馬拾貳万貳千貳拾五疋

右は鹿兒島近在并諸郷・私領、駒所・駄馬所之場所取し  
らへ御届可申上旨承知仕、しらへ方仕候処、右之通御座  
候、以上、

戊十二月廿五日

人馬掛  
郡奉行

横帳原寸 縦一四・二糎 横四〇・八糎 二三枚

四五 大久保一藏ヨリ中山中左衛門へ

中川宮朝廷ノ柱石云々

(端裏朱書)  
「戊十二月廿五日 大久保」

一翰拝呈仕候、余寒甚鋪御座候得共、乍恐

御向殿様益御機嫌克被為遊御座、恐悦至極奉存候、於御

当地

(近衛忠熊)  
関白様 左大将様益

御機嫌克御同慶奉存候、次ニ貴兄ニも愈御安康被成御精  
務、大慶奉存候、随而私無異、別紙之通、都合向ニ而、  
今日発足仕候間、乍憚御安慮可被下候、折角一盃之周旋  
仕候含ニ御座候間、左様御納得可被下候、御当地へ罷出

候処、愈此

御趣意不被相行候而は、決而大事之場合ニ御座候、

朝廷之処も頓と

御本則不相立候故、実ニつまらざる次第ニ御座候、兎も

角も

宮の

御參被為 在候様無之候而ハ相濟不申候、

御異例も先ツ御宜鋪キ方ニハ御座候得共、未

御參ト申ス

御気色ニハ至りかね候、此

御方 御一人

朝廷之 御柱ニ御座候、

三郎様之

御趣意 御信仰之処、誠ニ不容易御事ニ被伺申候、今度

御異例御窺之 御品物、則進納いたし候処、深ク

御満足被

思食、吃度 御礼早々被為 在候間、其段ハ以御都合被

仰上置可被下候、先ツハ御一左右迄、早々如此御座候、  
尚追々可申上候、謹言、

十二月廿五日

大久保一藏

中山中左衛門様

參人々

追而喜入老未着京無之候、如何様船中都合惡敷御座

候や、色々談合いたし置、且引合之御用筋も有之事

候得共、急キ出府ニ就而ハ、何も行違ひ相成、無致

方次第御座候、左様御聞被置可被下候、

文書原寸 縦一六糎 横一二四・四糎

四六 藤井良節ヨリ中山中左衛門へ

諸大名ノ上京并ニ二本松邸工事ノ件

〔編纂朱書〕  
「壬戌十二月廿五日

京  
藤井」

大久保氏上 京有之、御趣意之次第等慎而奉拝承、誠

ニ以難有次第、乍恐公平正大極至当之 御大明眠、深重

奉恐入候、即より夫々周旋仕、既ニ明廿五日 京都出立

相成、東行之賦ニ御座候、御当地最早御聞之通、内外只

私老人罷成、何篇乍不都合申談周旋仕申候、先高崎左老(正親)

人ニ而も上 京仕候ニ付、大ニ難有奉存候、追々諸藩と

り込相成、既ニ会津候(松平春侯)ニも今朝上

京相成申候而、騒々しき事ニ御座候、追々上

京之列藩、左之通ニ御座候、

一肥前候(鍋島茂吏) 是ハ暫時滞京ニ而、去ル十六日発駕、東行

ニ御座候、

一因州候(池田慶徳) 去ル十九日上

京、旅粧まゝにて

宮へ参 殿、次ニ二条家、次ニ 陽明家へ

同断、翌廿日於学修院、議奏・伝奏御出会

御座候由、

一肥後侯御弟長岡良之助殿、(細川慶順)  
(龜孝)

此公子 陽明家ニ而面会仕申候、漸く廿才位之由

ニ御座候へとも、別而発明ニ相見得、暫時談話仕

申候ニ、屹と御用ニも可立人柄ニ相見得、頼母敷  
奉存候、

三郎様之御事伝承、大ニ御したひ申上候御事故、

片時も早く拜謁、何事も受御指南、御趣意奉汲

受候而、御力ニ相成度一筋のミと被申居候次第、

いかニも実意願れ居申候、昨朝正三卿へ罷出候処、

同人拜謁中ニ而相控候、無程拜談仕候処、正三卿

ニも種々感心之説有之と仰候内、京地へ諸大名

参集之義とも大ニ心配之義、しゞ被申居候由

也、

南禅寺旅館ニ御座候、

一土佐守様(山内尊範) 一昨日御上京、

一長門守様(毛利定広) 明日欵、同断之由、

外は伊達伊子守様(宗徳)・中川侯(久昭)・伊予之大洲侯(加藤素社)、小身家は

外ニも有之由ニ御座候へ共、委細は存知不申、不日取

調へ申上候様可仕候、

一先達而於陽明家鷹司前右府公へ拜謁仕候処、右御礼と(龜孝)

して頃日参 殿拜謁仕申候、無程 関白拝賀も被為在候 御内意も可有之御模様ニ奉窺候得共、とても

御当職様御同様之御方ニ而は被為在間敷と、乍恐御案し申上候御事ニ御座候、御当地指而相変ル事も無御座候得共、国事掛杯申御方々、月二十日ツ、参 内、御集会被

仰出、御評義とも被為在候由、却而紛々之義も不少由、奉恐入候御事ニ御座候、委細は大久保氏より御申越相成申候、○喜入家御上 京、折角御待申上候、大久保氏上京ニ而、地獄之仏同様之諺ニ御座候処、是も明朝ハ東行、実ニ苦心仕申候、しかし摂州之御上 京も、最早間も有之ましくと奉存候、御同人御旅宿も栗田之御門内ニ而、相応之寺一軒拝借仕置申候、守衛人数も引統之所へ見立仕置申候、

一 梅芳院ニは弥正月廿日頃迄ニ御祐筆一同発足相成候筋

先御裏江勤居候御祐筆

ニ取計置申候、

一 御裏御殿之義も、御地面御作事奉行様へ拝見、見賦取

計ひ置申候、取掛りハ何れ正月ニ相成申候、二本松御屋敷御長屋之義も、追々御取付相成可申候へとも、古家取払旁只今最中ニ御座候、

一来春

御国父様御上 京之節は、一切栗田 御殿御郭内ニ而為御済相成候様、折角手配仕居申候、

右は今日飛脚被差立、あらまし形勢申上候、  
十二月廿五日 藤井良節

中山中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九三号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・七横 横二六八・一横

四七 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ

將軍上洛延期及久光公上京猶予願ノ件

(端裏朱書)

京より  
壬戌十二月廿五日 大久保

去ル廿一日・昨廿四日町飛脚ヲ以申上越候通、着即晚

(近衛家)  
陽明家

御兩殿様 御目見被 仰付、翌廿一日

(香蓮院君)  
宮様御同様ニ而、篤と

御直書被遊

御熟覽候上、尚亦

御趣意之程及言上候処、至而

御感伏被遊、何れ此通不被行候而は不相濟と之 御事ニ

而御座候、尤

(近衛忠興)  
関白様

宮様限りニ而、外へ御洩漏不被為 在、真之

叡慮と申処ニ

御発シ相成候様と之趣も言上仕候処、至極御尤ニ被

思食、第一

宮様左様ならてハ不相濟と、深ク

御吞込ミ被下候得共、乍恐

殿下 御一人ニ而ハ

御英断御六か鋪処より、中山・正三兩卿御承知無之候而

ハ、迎も運ひかね候ニ付、是非申入具候様切ニ奉承知、  
無抛処より

宮様も其通被遊

御同意、終ニ相洩シ候筋ニ 御決定、廿二日

禁中にて兩卿へ御談判有之、翌廿三日

殿下兩卿

宮へ御會議ニ而、御評決被為 在候、良節私ニモ罷出候

様被 仰付、大抵御談シ被為濟候頃被為 召、罷出候処、

殿下

宮より

御沙汰被為 在候は、御建白之御趣意ニおひては至当之

御議論ニ而候得共、何分此に至り人心之折合如何と是の

ミ被遊

御配慮候云々、亦中山・正三より上 洛一条ニ付而は、

本長州より尽力之訳ニ候得は、若 御延引相成候而は大

ニ失望可致、依而是ヲ慰スル之道不相立候而は相濟まし

くと之儀も有之、其外種々御難問相立、しからハ良節私

より長州江大議論相立、彼ヲ屈服せしめ候ハ、如何と及

被

建白候処、彼レ屈服さえいたし候得は少も御差支無之と

仰合被差下候ニ付、篤と存慮可申上、左候而、御用往復

之御事ニ而、既ニ其通決定之賦ニ候得共、尚亦退而及愚

迄之間ハ、発足延引いたし候様と之趣ニ而、容堂公・越前(山内)

考候処、右様手数相成候へハ、中々一兩日ニきまり候義

公(慶永)へ御宛之

六か鋪、殊ニ越・土出足正月七日方ト申候得は、時日ヲ

御書ニ而御座候、就而は、右之御答ニ依り、

失し候故、何れ之筋越・土発足延引相成候処専要相考、

御趣意通成ト不成ト之際ニ関係いたし、実ニ重大之任ニ

一先越・土江存慮 御尋有之、彼レニ異存無之、難有

有之、恐懼至極過分之至ニ候得は、出府之上両公へ演説

叡慮ニ付、早々被

之次第は、臨機応変周旋仕度、実ニ奉

仰出度と之訳ニ候ハ、其時ニ

命之上は、

御発シ相成候ハ、如何と申上候処、至極尤ニ被

御趣意ニ不致乖戾、大事ニ害なきやう、微軀之一盃屹度

思食、直ニ御決議相成候、依而

其詮相立候様尽力仕候含ニ御座候、篤と熟考仕候得は、

関白様

是程条理相立、昭然明著之

御直書ヲ捧し、私急キ今日出府之都合ニ罷成候、

御趣意、真実

御直書之御趣ハ、今度

皇国之御為を思ふ忠誠之越・土なれハ、如何ゾ感動承伏

勅使上京復命ニ而、関東之形勢具ニ達

致サ、る訳無之被存候、

叡聞候処、別段

一長州を慰せられ候一条は、相模守・容堂(田田)・関老上席政

勅意之 御趣有之、委曲之次第ハ薩州家臣大久保一蔵へ

事関係いたし候様 御建白ニ付、大膳太夫其列へ被召

加候

叡意ニ候段

御内論有之候ハ、逆も御請は致ましく、左候ハ、其

叡意ヲ難有可存と之

御説など有之、誠ニ余計之御心配不堪感心候、是非相

模守・容堂公丈ケ之処ハ、此節相運ひ候様尽シ度候得

共、右通

御説など生シ候間、先ツ上 洛御延引之条ヲ急にし、

差扣申候、しかし是ハ

三郎様 御趣意ヲ以周旋いたし候ハ、於関東随分相

運ひ之訳致トも存申候、

一三郎様 御発

駕之儀 御尋有之候ニ付、御内情無残処言上、且英船

之一条も申上、其上第一之

御趣意ハ、如此大任ヲ奉蒙候上ハ上京いたし、奉安

叡慮候廉無之候而は不相濟候ニ付、篤と深謀熟図いた

し候処、只今より終始之定策相立云々、言上仕候訳ニ御座候、此策不被行候得は、逆も上京いたし候而も其詮無之ハ案中、無詮ニ上京いたし、甚無用と 三郎之所存ニ而、何分

朝廷 御評議之趣、早々注進いたし候様呉々申付置候ニ付、申越次第に 発足之頃合も取窮可申事と存候段、

且亦不容易重 命奉蒙、色々内情申立候而は如何と

思食も難奉図候得共、全ク自国之為ニ申立候訳ニ無之、

何れ攘夷之

勅意奉貫徹候得は、守禦之術行届、何時変ヲ引候而も

屹度応し候様無之而は其職不相立候ニ付、一国丈ケニ

而も其実相叶候様と之趣意に御座候、当時大小名勲

王ヲ唱へ、連日上京、頻ニ乞

命候義、実ニ尊

王之道天下ニ行れ、無此上美事

朝威も相立候様ニ御座候得共、 三郎ニは却而奉懸念

候訳ニ御座候、故ハ勤

王を唱へ候内ニも、真実忠誠之志ヲ以尽シ候も可有之候得共、亦如此機ヲ幸にし、私ヲ先キニし、勤

王を餌ニいたし候も無キにしも非スト存候、左様之辺より私之争ヲ以、寸毛之事端より内変ヲ生シ候義、所謂元弘之覆轍之如キ、克々監ミ給わずんば一大事ニ御座候、三郎一國を処置して益思当りしハ、只今万ニ一異船渡来いたし候ハ、十分之勝利中々無覚束、去リトテ攘夷被

仰出候上ハ、自國ヲ惜候訳ニハ無之候得共、一國之瑕瑾ハ

皇國之瑕瑾ニ有之、其瑕瑾ヲ受ケざるやう國本相固メ候ト申ハ不容易至難之義に御座候、然るニ當時自國之警衛ヲ次にし、夜ヲ日ニ上京いたし候大小名、外に如何之見留有而之事ニ候哉、真実

皇國之御為も存候忠胆ニ候や、心腑ニ落チ不申候、是三郎自國之為ヲ思ふて内情ヲ申立ルに無之訳ニ御座候段、種々御答申上候処、御一同如何ニも御尤ニ被

思食候旨

御沙汰被為 在候、現在鍋島滯京中、(茂実)実以暴論にて、

畢竟長崎之固ヲ遁れ候ため、伏見桃山警衛被仰付度、

左候而、余人ヲ交へ候而は不相成、一藩へ被仰付候様申立、且又三藩々々ト騒々鋪申候得共、役立候事ニ無之、其証抛ハ私江足輕四五十人ヲ以勝負被仰付候ハ、則打伏セ可申、或ハ越前など未何とも知れ不申、私出府之上養育可致など、暴言之数ヲ尽し、

(近衛家)陽明家江押懸參 殿なといたし、あぐミはてられし筋

ニ被聞、漸々參

内被 仰付、於関東請 命候様

御達ニ而、出府之都合ニ相成候由、か様之儀も有之候故、よ程徹底いたし候御模様ニ御座候、

一別紙させらざる書付ながら、鍋島より差出候書付、

朝廷より 御達之

御書付差上候、右体之兇賊たり共、參

内被 仰付、且不容易

御書付振、姑息之

御処置残懐不少、只々腸ヲ断チ候次第に御座候、出府之上ハ、屹度手ヲ尽シ候合ニ御座候、

一私上京前之事ニ候由、

朝廷江国事掛ト申者出来、別紙之通御人数ニ而、三日

ニ一度御会議有之事之由、其内ニ大原卿迄も列り、誠ニ大變な次第に御座候、

朝議之一定ならざる、是ヲ以推知せられ候、大原ハ

殿下之なし給ふ処と被聞申候、今少シ寸暇も御座候得

は、議論も立度候得共、夫所にてハ無之致方無御座候、

一勅使三条公廿三日上京復

命、別紙

勅答書差上候、別段之説ハ不承候、

一因州も上京、会津も昨廿四日上京、土・長も近々上京

と被聞申候、其外滞京之大名数ヲ知らず、就而愚考ニ

上洛

御延引被

仰出候日にハ、滞京之大名も自国警衛守禦專要にて候

間、名応

召上京之志

叡感被

思食候得共、当時ニ至り候てハ攘夷之

勅意尊奉第一候ニ付、御暇被下候間、早々帰国、必至ニ磨励いたし候様

御達、且関東へも其趣ヲ以天下へ令し候様被

仰出、可然存候間、其段も

御趣意ト申処にて建白いたし候処、御尤ニ被

思食候と之御事ニ御座候、其節ニ相成候ハ、是非其

通に不相成候而は、只今通にてハ実以大事々々詰り不

申候、

右之形行、急飛脚ヲ以御問合申越候間、被達

貴聞候義、可然御取計可被給候、尚関東より模様早々

申越候様可致候、未委事も申越度候得共、何分急卒之

間認兼候ニ付、要用のミ如此候、以上、

十二月廿五日

大久保一蔵

中山中左エ門殿

文書原寸 縦一六・一種 横五八一種

四六 岩下佐次右衛門ヨリ藤井良節へ

江戸ノ状況及久光公出京ノ件

(彌真朱書)  
江戸岩下

壬戌十二月廿五日

当月十三日、肥州之両士江御託之御書面、両士去ル廿二日朝着ニ而致拜見候、

御姫様方ニも御都合克 御滞京、其後大坂表も 御機嫌能 御発興相成候由、恐悦奉存候、次ニ貴君も御老人御心配御繁用之筈、御太儀千万奉存候、乍然当分大機會、天下之安危定る所ニ候得は、十分御尽力可被下候、扱右之両士ニも、西向御屋敷中明御長屋致吟味候得共、折柄為差所も無之、田中太郎左衛門御長屋下座敷明合有之、乍氣之毒右へ同宿ニ相成居申候、近日中御長屋致明方、

引移候賦ニ而候、則

(近衛忠興)

関白様御答書は拙書、両老公へ持参差上置申候、兩人も

越・土・長之間へ周旋御座候、いつ方も都合ハ宜敷候得

共、何分片言故、則御取扱も出来兼候様子ニ御座候間、

種々工夫仕事ニ而候、○越・土両老公ニは来正月十二三

日方、蒸氣船より浪華へ御廻之筈御座候、海上四五泊位

之賦之由御座候間、正月廿日迄之内ニハ 御上京相成可

申候、右御日限相決候ハ、早々可申越旨、本田氏より

被申越候間、今日町便取仕立、態々申越候、尤 御道中

御国許へハ、別段急飛脚差立申上賦ニ而候、○高崎出立

後、差而相替候儀も無之、

(雜川家茂)

大樹公弥御賢明之由、誠ニ天下之幸福此事ニ御座候、○

越・土両公 御上京前ニ、是非此方有志中より致上京候

様御頼ニ而候故御受申上置候処、小森出立ニ付、拙子ニ

ハ爰元難逃候故、関太郎ニ而も可差登申談居候、正月早

々出立可致候ニ付、いつれにも兩人間ニ不遠上京いたし、

爰元事情委細可申上候、御待可被下候、○(島津忠寛)佐土原侯去ル

十九日御立ニ而候間、御着之上爰元成行御聞可被下候、

桃山舎人も從駕ニ而候、正義之人ニ而候、○一橋公十五

日御立、大坂へ御巡見之筈之由、右ニ隨從、水府之武田

耕雲齋前名修理致出立筈之處、水府之方難逃用向等有之、

漸々昨日出立相成申候、着之上御引合被成度候、当地出

立前、同志中より面会可致申談居候得共、水府も矢張奸

物多、礮邸門之出入等六ヶ敷故、終ニ逢不申残多候、○

筑前侯ニは終ニ拜謁不仕候、御上洛前 御上京相成筈

之由承申候、○越ノ横井平四郎(小橋)、先日少々異事有之候得

共、為差事ニも無之候、風説ハ様々御座候間、京辺ニ而

ハ定而紛々之説も可有之候、

先右成行申上度、如是御座候、猶異事も有之候ハ、無

手抜申越候様可致候、以上、

十二月廿五日

岩下佐次右衛門

藤井良節様

侍史

二白、公私取交候文面御高免可被下候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九四号

文書ト同文ナリ

文書原寸 縦一四・二種 横一七四・六種

四元 大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ

齊彬公贈官位ノ御礼使勤報告 別啓共二通

四一九ノ一

〔端裏朱書〕 壬戌十二月廿五日 京より

関白様

左大将様江、

順聖院様

御贈官御礼

御使者勤、去ル廿三日別紙之通、進上物相納、首尾克相

濟申候、御答之儀、追而被

仰下候と之御事に御座候、進上物之儀

宰相様三位御昇進之節、

御使者勤之例取調候処、別紙之通、誠ニ太粧之御事ニ而、

此節之儀ハ訳合も相替り候義ト存候間、格別減少いたし候得共、偶 御使者被差立、余り 御亀抹ニ而も如何と被存候ニ付、独決ヲ以、別紙通取計申候、諸大夫以下之処ハ、余計とも存候得共、 御内使者之節は、いつも被下候ニ付、

御兩殿様御相中にて、御祝被下候ハ、可然存候訳ニ御座候、以 御都合  
御兩殿様奉達

貴聞候義共、可然御取計可被給候、以上、

十二月廿五日

大久保一藏

中山中左衛門殿

文書原寸 縦一六・二種 横七九・九種

四一九ノ二

別啓

一御発駕之義、二月初頃ニ被 仰出候而如何可有御座や、  
(近衛忠興)  
関白様

(番頭院宮)  
宮様江も其通申上置候、尤蒸気舟ニ而、中旬ニは無相違段申上、其通

御 納得被為 在候、しかし御守護職之義、

勅使ヲ以 御答申上候ハ、関東よりハ相達不申候付、以  
叡慮

朝廷より 御達被下度旨申上候由、

閣老連名ヲ以、伝奏衆へも其段申參候由、依而

御上京次第ニハ

御達相成候間、可成早日

御上京相成候様

御沙汰ニ御座候、依而二月中旬ニは、屹度

上京之都合可相成と申上置候、此段以書添申上候、已

上、

十二月廿五日

一藏

中左衛門様

文書原寸 縦一六・二種 横五七種

四〇 松平相模守等ヨリ朝廷へノ建言

在京諸藩歸国ノ件

(端裏朱書)

壬戌十二月廿六日

因州  
宇和島  
長岡 建白

謹而奉言上候、先年外夷渡(破損)後、天下之事体、日々遂  
巡姑息ニ陥り、

公武之御間さへ幕吏奸曲之為メニ御隔絶ニ相成候次第恐  
入奉存候、然ル処、当五月近畿變動出来仕候折柄、島津

(久光) 三郎・松平長門守鎮靜之命を蒙り、早々取鎮メ候段、恐

悦至極奉存候、乍去近年來幕吏奸曲暴虐之処置、所謂神  
怒人怨と申勢ニ御座候得は、於

朝廷も最早関東御見放可被遊儀と奉恐入候処、格外之  
御仁恕を以、幕府御回護被為在、

勅使被差下

被 勅御懇諭ニ相成り、且一橋中納言(慶喜)後見、松平春嶽(マコ)総裁

仰付、其辺早々御請有之、先

公武御合体ニ赴候得共、積久因循之後、速ニ尊奉之衷被  
行兼

勅慮貫徹不仕、依之再

勅使被差下、猶尊攘之決を被為取候段伝承仕、恐惶至極

奉存候、就而は万一遵奉之道ニ於而、幕府取惑之儀も御

座候得は、死力を以説得仕候心得ニ御座候得共、既ニ松

平春嶽・松平容堂薩長両藩に一方ならぬ周旋御座候付、

一同決議遵奉之事實御請有之、速ニ

勅慮貫徹仕、其趣

勅答相成、恐悦之至奉存候、此頃東武諸有志之情態熟々

愚察仕候処、以前とは相違致し、大樹誠実之意を請ケ、

実ニ

勅慮感戴、一同奉行之志実心ニ出候様子ニ相見得、左候

得は、

公武は真之御合体ニ相違無御座且後見・総裁及諸有司、

不日遽ニ

上京仕候事実相立候段、実以天下之大幸ニ御座候、全体

無職之侯国共重キ御大政ニ預り候儀は、御大法ニも相触れ、不容易儀ニ御座候得共、近来之事変ニ付而は、

皇国之存亡ニ関係仕候儀故、何れも傍觀座視仕兼候段、臣子之分ニ於而不忍所ニ御座候得共、

公武御間ニ立、周旋仕候儀も不得止之勢ニ御座候、猶此上ニも御合体之道不相立候得は、各事体貫徹仕候迄は、微忠を尽し可申覚悟ニ而御座候得共、前文奉申上候通り、幕府誠実尊奉之志相立候上は、

朝廷之思召を以而、赤心幕府ニ責メを御歸し被遊、尚幕府より茂赤心を以可申上、一意水魚之御運ニ相成候得は、天下は万々歳ニ而、上下頌太平候儀と奉存候、就而は、是迄周旋仕候国々も、一同手を斂め、

御指揮を奉仰、各藩屏之本職ニ立歸り候こそ真実之御合体と奉存候、然る処、外臣共此跡大樹上洛迄とか、又後見・総裁始メ上 京仕候迄滞在、天下之結局相付候上帰国可仕様ニも可被 仰付哉ニ薄々奉伺、甚以不自安奉存候、最早

勅使復命、松平長門守始メ夫々御合体之事実奉言上候上は、後見・総裁始メ上 京仕候節、先々被 仰付、彼等より無服（禮）臆奉申上、万事御決定ニ相成、数年之御隔絶も一時ニ水積仕、天下再中興之盛典ニ復し候様奉祈候、然ル処、其職ニも無之外臣共、矢張

叡慮を奉し滞京、其間ニ周旋仕候而は、宿昔之御疑念も不被為齋姿ニも相成、幕府心中ニ於而も甚疑念仕候訳柄ニ付、却而真実之御合体ニも關係仕候半哉、此辺深々心配仕候間奉言上候、且近日之事、天下之頹瀾を挽回仕候は、全三藩之力ニ御座候得は、此節ニ至候而事ケ間敷、結局見届ケ候迄滞京仕候杯申儀は、甚以恐惶之次第、就而は三藩江は被称其功、諸藩は一同本職専務ニ心掛ケ、安

叡慮、防禦之任ニ勝候様被下  
勅命、各兼而蒙命居候請場処之守衛相整候様被 仰出、

御大政之儀は、

公武御熟談之上被為行、近畿御守衛之儀は、如何程敵備

相成候様、大樹へ御委任被為在候様奉願上候、此上万一

諸有司上京之上決定、万一

叡慮ニ齟齬等之儀も御座候へ、国事打棄、速ニ上京、

決死尽力仕候而、奉

勅命候心得ニ御座候、誠惶頓首、謹呈執事、

(池田慶徳)  
松平相模守

(宗城)  
伊達伊予守

十二月廿六日

細川越中守名代  
長岡良之助

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第一九五号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五糎 横二四九・七糎

三 岩下佐次右衛門ヨリ中山大久保へ

越土両公ノ出京ト久光公ノ上京期日

(端裏朱書)  
「壬戌十二月廿六日

江戸より  
岩下」

乍恐

上々様方、益御機嫌克被為入、恐悅奉存候、

三郎様ニも 京都御守護被仰出難有御事御座候、就而ハ

御発駕、折角奉待上候、越・土公之思召、先達而高崎猪

太郎委細相含罷下候間、御聞取被成候半、其後愈不相替

候、両公ニも正月十一日二日之間御出立、蒸気船より御

上京相成筈御座候、海上四五泊ニ而御着坂相成筈之由、

右より以前ニ是非

三郎様御京着被遊候様、頻ニ両公より御願ニ御座候、○

去ル十五日、一橋公御発駕御上京、浪華海岸御警衛向御

見置、閨老小笠原(長行)図書頭様、同日蒸気船より浪華海へ乗

廻之筈也、○水府三奸白井・吉田 尾崎退隠、三隠武田大場出職

相成候へ共、不相替奸説被相断候由、氣之毒之次第御座

候、(辨鑿奇)武田も一橋公へ随而上京之筈候処、水府之方用向多

難逃、漸々廿四日致出立候由、○紀州より、紀州因循不

振候ニ付為振起周旋、伊達五郎(千代)横井次太夫兩人致亡命、

上京之処、

〔近衛忠熙〕  
関白様

青門様被聞召、種々御配慮被遊、東下被仰付候由、藤井良節より添書杯参、尤

関白様より道中筋薩州名目ニ而罷通、着之上ハ、可成丈御屋敷内へ召置候様被仰付候由ニ付、西向御屋敷御長屋へ召置申候、則より長へも引合、越・土等へ周旋御座候処、先能都合罷成申候、○幕情差而相替候義ハ無之、將軍様至極御宜由御座候、尊

王之御趣意厚キ事ハ、恐入候次第御座候、○長州・因・土当公也、〔徳川慶勝〕尾老公等追々御出立相成申候、〔淺野長訓〕芸州侯先達而御出府、上下差而不振由也、筑前様何とも御議論相分不

申候、拜謁も相願候へ共、実々御不快之由ニ而、御逢無之候、其後御登城も有之候へ共、其後ハ不伺候、○堀小〔伊地知貞繁〕太郎儀も、先日板倉様御内山田安五郎〔方谷〕へ参候処、至而氣之毒かり、再出府ニも相成候様致度ト申事ニ御座候間、最早余計之事ニも可有之候へ共、打込置申候間、不遠開け立可申と存申候、板倉侯ニも反正以後、至極宜敷様子

ニ御座候、○爰元外方引合等誰も無之故、田中太郎左衛門・関太郎兩人相掛申候、関ニは至極宜敷候、大山彦助も参候得共、桜田御屋敷へ罷在候得ハ、毎々取会候儀も調かね、兎角私人御趣法御用へ取込罷在、甚込入申候間、誰ぞ御差登可被下候、

右は越・土両老公御出立日限相分候ハ、急飛脚を以、御国元御道中へ向け、早々可申上旨、本田弥右衛門より申越候間、急飛脚仕立、如是御座候、以上、

十二月廿六日

岩下佐次右衛門

中山中左衛門殿

大久保一藏殿

〔付書〕  
一越ノ横井平四郎不慮之難ニ逢候得共、無事ニ相遁、其後熊本之方より引合等有之、少々ハもめ候由ながら、為差事も無之由、先安心ニ御座候、為御心得申上置候、

文書原寸

縦 一四糎

付紙原寸

縦 一四糎

横 一九三・六糎

横 二〇・五糎

四三 久光公ヨリ松平春嶽公へノ答書草案

久光公ヨリ山内容堂公へノ答書草案

久光公ノ上京ニ就テ 二通一紙ニ認ム

〔瑞興傳〕  
「壬戌十二月廿八日」

越土返翰草稿 一

四三ノ一

当月朔日之芳墨相達、致拜読候、先以余寒氣之砌御座候得共、愈御安泰被成御座、奉恐賀候、然は方今天下之形勢転換之次第、細詳御示諭之趣、一々徹肺腑致拜承候、(山内容堂)実以閣下井土州老君御尽力之故之皇国衰運挽回之機会と相成り感服不少奉存候、猶明春は御両君御上京、官武御親睦、夷狄掃攘之策略等、御評決之訳ニ付、小生江も早々致上京候様来命之趣致承知、愚魯鄙拙之小生は井蛙之見を以、廟堂之大計ニ致関係候義恐懼不少、殊ニ先般於京都滞留仕様御内命も奉敬承候得共、当時之世体兎角富国強兵之計略ヲ尽し、醜夷掃攘之大本相立不申候而は、不相濟儀と奉

存候、再三愚意言上仕、乍漸

勅許相成致帰国候次第ニ而、則より修理大夫申談、右之(島津茂久)

術計敵密行届候様致尽力候得共、何分於弊邑も偷安因循之風習急速变革ニ至り難く、実以心配罷在候、然処、再致上京候様頻ニ

御内勅致承知候得は、迅速致発途候儀当然之事御座候得共、前文富強掃攘之実事、未十分之一ニも不至、致発足候而は、是迄之儀都而画餅ニ相成候訳故、進退難決、大ニ当惑いたし罷居候、且修理大夫参府是迄毎度御猶予奉願候末ニ而、此上難奉願事御座候得共、右次第迎も両人一同発足いたし候而は乍恐攘夷之

叡慮ニも不相叶哉と、千思万慮不安寝食致苦心候、就而修理大夫参府御猶予之

御内勅も有之哉ニ伝承仕候得は、何卒右之幕命相下り候様、御周旋奉希候、左様御座候得は、小生上京之途速ニ相運ヒ、御両君御上京之節、御評議之末席ニ相連り候義相叶可申、旁別而難有仕合奉存候間、小生苦心之情実篤

く御汲取、土州君被仰談、宜御執成之処、偏ニ奉歎願候、  
幾重ニも自由千万之至、御心底之程も難計候得共、不得  
止存慮無狀藏申上候、先は御請旁奉呈愚札候、

十二月廿八日

二白、端書委細致拝承候、且又家臣岩下外二人之者  
共周旋之儀ニ付、御懇篤被仰聞致承知候、決而過激  
之議論申上候儀は恐縮之至ニ奉存候、尚上京拝顔之  
上、万事可申上候、国事繁雜乱毫偏ニ御宥捨奉願候、

四二ノ二

不存寄候処、芳墨御投与辱致拝読候、先以余寒之砌、愈  
御安泰可被成御座奉恐喜候、陳は方今天下之形勢委曲御  
示論之趣致拝承、偏ニ尊君越老公御同心御尽力之故と  
奉感服候、随而明春は御両君御上京之官武御親睦、醜夷  
掃攘之策略御評決由、小生ニも早々上京可致旨致承知候、  
鄙野之小生、井蛙之見ヲ以、廟堂之大計ニ致関係候義恐  
縮し、別而奉存候、就而越君江細事歎願之趣も御座候間、

被仰談宜御執成之程、偏ニ奉願候、余は奉期拝顔候、先  
は右旁以乱毫奉祈候、  
十二月

十二月

二白、御端書之趣委細致拝承候、

文書原寸 縦一八・五種 横九〇・五種

四三 木上清左衛門家筋届書

私家筋之儀、委數可申出旨被仰渡趣承知仕、左ニ  
申上候

一私元祖木上筑前守惟商事、豊後国大友義鑑殿一性之者  
ニ而、豊後之内木上と申在所三百六拾町致知行、先祖  
代々居住仕候、其砌小笠原播磨守宗長殿(ト)より小笠原流  
弓法之古実都而伝授仕候、

一御当国江罷下候儀は、豊後国一乱ニ付、大友家落城後  
浪人と罷成、右筑前守左助と改名仕、

御当国を奉頼上、大口江参り候、其節地頭新納武蔵守(志五)

殿ニ而候、右一卷書留致焼失、年鑑等委敷相知不申候

得共、いか様天正之頃ニ而茂御座候哉、天正廿年霜月

十九日町田出羽守久倍判形ニ而、御高老町五畦

中納言様より拜領仕候御目録之内ニ、右之通年号相見

得申候、後掃部助と名拜領被仰付、御高式拾石、文禄

五年三月廿二日伊集院右左衛門太夫入道判形ニ而拜領

被仰付候、和泉守と又々名拜領被仰付候、

一御城下江被出候儀は、

中納言様御代古実為御稽古、小笠原四郎左衛門尉殿を

御招ニ而、高三百石之物成を以、上本馬乘馬場江爰之

屋敷家作等被成下、長々御留被遊

思召之処、御暇之願被申上候節、小笠原流相伝仕居候

大友家浪人木上左助と申者、御領内大口江罷下居候間、

此者を被召出、私江は御暇被下候様被申上、其砌右左

助事被召出、右四郎左衛門殿江被下置候家屋敷并高三

百石物成を以て、

御城下江被召出置候旨、新納武蔵守殿より被仰渡候段

申伝罷在候得共、焼失ニ而委敷為相知不申候、

一師匠家被仰付候儀は、右之通

御城下江被召出

中納言様御稽古被遊候ニ付、御合手被仰付相勤申候、

夫より代々諸士江茂指南仕候様被仰付、

御城下江当流射場御取立ニ而、諸士弓之事

御上覽之作法并年々御祈禱相勤来り申候、

右三ヶ条、文書等は二代目掃部代家系迄茂焼失仕候、

依之三代目清右衛門惟雪旧記相糺相認置候一紙所持仕

候趣、右之通御座候、

一和泉守事

中納言様より又和泉と名拜領被仰付候、

御前ニ而法体仕候名之儀は、藤崎有我ニ被仰付、則於

御前書認被差上候書付所持仕候、尤十月吉日と有之、

年号無御座候、

一二代掃部惟直事、若年より

中納言様御側江被召仕、惟商同前御合手相勤申候、然

処、漸々所帯逼迫仕、蒲生領分江引入中宿仕、其後茂折節

御城下江差越、御合手相勤為申由御座候、

一三代清右衛門惟雪、草鹿丸物張行被仰付、度々御家老

衆入御見分候、四代清左衛門惟常、五代新五右衛門惟

貞、六代亡父清右衛門惟富事茂、諸士弓之事

御上覽之節并御祈禱弓之事等無懈怠相勤、私事茂今度

諸士弓之事

御上覽之節茂指南被仰付、当日之御作法不相替相勤、

御棧敷三之間ニ而名越左源太御取次を以、御銀老枚

拝領被仰付候、且去ル卯年より草鹿丸物等張行被仰付、

度々御家老衆入御見分候、

一天明四年辰九月廿三日、島津仲敷・種子島十郎大夫御

取次を以、先祖代々小笠原流射礼指南方致出情候御取

詔を以、御扶持米式拾俵一往被下置候旨被仰付候、

右は私家筋小笠原流伝来りし始末可申出旨被仰渡趣承

知仕候、元祖惟商代より私迄七代、右之通弓法射礼相

続仕候、無懈怠相勤申候、此段申出候、以上、

但先祖此已前申出置候形行御座候、

戊十二月廿八日

木上清左衛門

文書原寸 縦一七糎 横二一〇・五糎

三三 江戸島津登ヨリ寺師次右衛門へ

鹿兒島海岸防備其他ノ件

十一月廿九日御細翰、去ル廿二日相達忝致披見候、弥

以、御平安珍重存申候、随而小子無異每勤いたし候間、

御放意可給候、然は於当方差而相替儀無之候、其御許ニ

而は追々之御変革被 仰出、難有次第奉存候、其内ニも

海岸御手当、集成館盛大御手も被付、且ハ当年頭より素

袍相用候様、又ハ助教御役格被召上、大小学校之科を被

分等之儀細々被仰聞趣、別而忝存申候、ケ様之儀細い細可

申遣人々も無之、初而承り申候、旁難有御事ニ奉存候、

○図書殿御家老座江御出席被下由、難有次第奉存候、○

西洋砲術御引取ニ而、青山等之流儀御引立之様子ニ被聞、

此以前よりとふか色めきたるものニ而、何ぞ可有之哉と  
 あんし入申候処、か様ニ被仰出候上は難有奉存候、定  
 而諸士一流進立、盛大之御軍備可相成、くれくも難有  
 奉存候、当地においても、公辺より追々被仰出趣有之、諸  
 家一流毎日の調練と相見得申候、此御方様ニも御同前調  
 練も有之候、然処、御案内之通矢張西洋流之事ニ候間、  
 御軍政被相替候ハ、早々此方ニも可相替候間、早々申  
 越候様御軍方ニも問合申候、いつれ心得候者一兩人被遣  
 候様無之候而は、不相叶事ニ御座候、小子ニも是より天  
 山流ニ修行可致候、旁宜御心得可給候、○神社ニも御手  
 を被付候由、旁難有次第奉存候、右ニ付、いちへ旅行  
 被仰付、追々何とか被仰出候而可有之奉存候、かたく  
 難有渡世ニ相成申候、○於長崎蒸気船三艘御取入之由、  
 細々承知御軍備ニハ此品無之候而は不叶段候、能々御心  
 得と相見得、此末いかく可有之哉、誠ニ以難有奉存候、  
 当地ニ而御買入候永平丸も、追々御用立難有奉存候、○  
 擬安轍事、先度鑄錢一件ハ、能御案内之事と存申候、此

者人柄拙者頓と見込不申候得共、是迄別而懸念存申候処、  
 屋久島江帰所見合とか申候処ニ而、渡海被仰付候由、左  
 様ニもあるべき事と存申候、定而当方ニ而、拙者為申事  
 ハあんし出し居候半と存申候、此事ハ平川など能存候事  
 ニ御座候、○正右衛門(市来広寛)ニも少々不快ニ而出勤不致候由、  
 しかし当分之事と被察申候、近々快方ニ而大慶存申候、  
 此度別段書状も不遣候間、宜様御伝声御頼申進候、○御  
 方ニも御茶道御取止之由、細々承知いたし、御尤至極存  
 申候、銃薬方御内願承候、御尤之事ニ御座候、次右衛門  
 御改名ニ付、則右名前ニ而進し申候、○御手製之滑革一  
 枚御患投被下、別而忝存申候、頓と西洋製何も不相替様  
 ニ相見得申候、右品を以小子ニは紙入一ツ縫方申付、御  
 方方正右衛門ニハたはこ入一ツツ、差遣候心得ニ而申付  
 候得共、今日迄ハ出来不申候間、後便より申遣候様可致  
 候、旁御厚情之至、幾重ニも御礼申入候、經節も大成ル  
 品五本灰摺ニ而紙巻、かたく御行届之御取計ニ而御患  
 投給忝存申候、右之御礼も御兩人江申入候間、正右衛門

方江は別段不申越、御方より厚御伝声御頼申入候、○  
三郎様京師江御発駕被遊候様、御手当之由、当方ニハ未  
為何事も不相知候得共、内々ニハ追々承知仕候、尤  
太守様ニも当方江 御出府ハ都而は御猶予ニ而、  
三郎様と京師江御交代被仰出ニハあるましく候や、尚々  
内々風評承知仕候、折角奉待候処御残多奉存候、しかし  
ケ様之不容易儀有之、御自由ニ御願立被遊、御内勅被  
仰出候は、誠ニ以御威光之第一と奉存候、薩長土三藩江  
守衛被仰付、且ハ中川浪士共之事共細々被仰聞、此方ニ  
而は右様事はいまた細々不承、惟京都守衛と而已ニ而、  
細事ハ不承候処、かた／＼忝存申候、御礼申進候、○貞  
光剣破紙事、不相替参り申候、然処十月末方よりニ而も  
候哉に頓と不聞相成、余程高音ならてハ返弁無之、右ニ  
付養生かた／＼ニ而、暫は入来無之候、当人ニは近々全  
快之様心得候得共、悪敷ニハ今両三年ハ不致候而は、全  
快とハ心得不申候、  
○御姫様方も先達而御発輿相成、難有安心いたし、疾ニ

御着城と奉存候、小松ニハ大坂より御先ニ罷下り候様ニ  
承得申候、

○只今公義御通達致拜見候処、公方様ニハ二月七日蒸気  
船より 御上洛之儀被仰渡候、

○砂場揚より谷山江懸杭打方之儀細々承知いたし、此以  
前より御手之付居候事有之、夫より格別盛大ニ被遊候思  
召、難有奉存候、

○硝石御用意御尤奉存候、式百万斤との御事難有奉存候、  
○年頭よりハ服製其外も被相替候由、難有奉存候、当方  
ニハ尚以相替り、三ヶ日上下着用迄ニ而外ニ相替儀有之  
候、  
(無カ)

○諸色高料之由、当方ニも御同断ニ而出しのし不申候、  
金銭沢山相成候ゆへ之事と存申候、

○手塚<sup>(好盛)</sup>律蔵事ハ御案内と存申候、去ル廿日昼時分、長州  
屋敷江見舞降り候砌、跡より三人付馳ひ候間、用心いた  
し候処、日比谷御門外ニ抜つれ切掛、抜合候得共、三人  
ニ敵しかたく御堀江飛入候処、人々相集りのかれ候由、

夫より廿五日方ニ候や、夜分家内引つれ、船より佐倉之  
様引取、本郷之居宅引弘相成申候、○右外和学者塙次郎  
うて切落即死いたし、高札を立、井伊・安藤同穴之者之  
よし、

右之通り承及候事申進候、尚追々可得御意候、恐惶謹言、

十二月廿九日

島津登

寺師次右衛門様

文書原寸 縦一六・五種 横一二八種

四三 久光公ヨリ近衛閑白へノ建言書

栗田宮御還俗ノ件等

乍恐上言

一朝議御動揺無之様ニと之儀は、勿論之事建白ニ不及候  
得共、乍恐少ニ而茂其気味御座候而は、万機之御失体  
と罷成、実以不容易訳柄ニ候所、当時天下之侯伯庶人  
之奉倚頼所、偏ニ

殿下と 青門様とニ限候事故、極而此御際同一体之御

熱情にて、事大小となく御互ニ御心胆を被為吐露、一  
毫之御腹藏不被為 在様ニ無之候而は、衆人疑惑解体  
之基ひ、且

叡慮徹底之所万々無覚束、永ク

皇国之御失機罷成候儀瞭然ニ御座候、勿論勤而 御合  
体之姿計ニ而は、逆茂信実 御憂国之御情義薄キニ当  
り、殊更方今君臣一致、上下戮力正紀綱、

神州之大道振起いたし候様御尽力之刻、

御両殿様之御際ニ下々聊念遣仕候様之気味御座候而は  
御指揮天下ニ難被行、就中幕政之 御沙汰、遂ニ水上  
之泡と罷成候は案中ニ御座候、然は

皇国之危急何を以御救可被遊哉、兎角

御両殿様御際ハ御同胞之如ク御親睦被遊、休戚進退同  
しく被遊候様ニ無之候而は、乍恐

朝廷之居合不被為、付姿ニ御座候、如斯して人心協和  
叡意徹底、外夷除攘、

神州之大道挽回之道成就之所、万々無覚束儀と、深ク

苦心焦思仕候間、能々御熟考被遊、此氣味之有無於御心底御三省被遊候様、乍恐奉歎願候、

一方今、第一名分名義相正され候事、御急務と奉存候所、

攘夷之儀は被

仰出候得共、

法親王之御例御変革無之、此儀攘夷之名義ニ不被為

協儀は、弁を不待して明白仕候所、夫なり被召置候事

何とも疑惑罷在候、依之乍恐其大略上言仕候、抑仏道

皇国ニ流來仕候而より既千有余歳、然して其誣民惑世

之害甚ニ至而は、勿体なくも 一天之

太上さへ御くしををろさせ給ひ、三宝之体ニ被為

倭候茂不少、凡生を

皇国に受候もの、著夷之神仏に手を合せ、彼が笑福を

貪求可仕道理更無之、殊ニ

皇国之祭祀等廢典罷成候も、必竟仏弊之致ス所ニ御座

候、如斯妖毒ヲ受、

神州之大道大典沈晦仕候のミならず、勿体なくも

天子自其体形に

御倣、公卿方亦媚従、爾來

親王・大臣方競而御迷着、辱茂

天子之御分身を以寺院之御住持に御備、或開山開基等を

以榮と被遊、遂ニ不拔之風俗と罷成候故、適其非を弁

するものは却而衆人之怪を受候様ニ成果、且沙門は法

度之外ニ被成置候儀、甚政道之条理不立儀ニ御座候、

国郡之広き人民之多といへとも、或は法内之人、或法

外之人ある理、更に無之候、此等則

神州之大道廢弛、政体衰頽之基礎ニ御座候、況方今之

氣運に當り、彼天竺とやら申夷服を服し、夷法に迷着

して攘夷之二字を唱候茂名義ニ於ひては更なり、実儀

ニ取候而茂有間敷事ニ御座候、尤彼仏法正敷

神州ニ不可用確証は、

伊勢大廟并

朝廷之御神事ニ就而分明仕候、然ルニ猶尊き

太上之御分身ヲ以僧体ニ被變候儀、年來之旧習とは乍申、

如何計り欵御敷敷事ニ無御座候哉、夫々

御近親之宮様方ニ候得は、

朝廷之大典御神事ニ於ひては、進而

御介莫こそ可被遊之所、仏道を被修、僧形ニ被変候故

ヲ以、其御当日洛中

御徘徊之事さへ不被為 叶、誠ニ浅間敷とも難被申上

次第、御情義之上熟考仕候得は、乍恐於

叡意茂御快可被

思食儀ニ候哉、況倫理に叶ざるをや、倫理立すして

神州之大道を挽回シ、天然之正氣を護持シ、覬窺之夷

類を攘除シ給ん事、何を以其成就之道可有御座哉、痛

懐苦心之至りに堪す奉存候、殊に現在

御国事ニ御預り之

栗田宮様依然と僧体にて被為

入候御事、名分に相協可申哉、ケ様之御事件は、衆

議を被待迄茂無之、断然之御所置、独り

殿下之御心底次第欵と乍恐奉存候、若此之大義其假被

召置候而は、則 大樹家征夷之二字を頂きながら、此

迄醜慮も容れ、因循姑息ニ罷過候同様之御儀と頻に心

痛仕候、ケ様ニ上言仕候次第、兼而三郎憂慮仕候專一

之事ニ御座候、是偏ニ名分を正シ、以て

朝廷之体裁を立而、愈紀綱を更張シ、

神州之万邦に冠絶たる所以を標章シ、永ク覬窺舐糠之

患なからしめん事を、神明ニ懸而奉祈主意ニ御座候、

此儀成さるは、偏ニ其責

殿下御道不被遊儀と奉存候、能々 御熟考、速に御決

着相成候様仕度、実に百死ヲ不顧、万惶ヲ忘奉丹願候、

誠恐誠惶頓首百拜、

文書原寸 縦一五・五糎 横三四六糎

三六 伊集院基助ノ建言書

物価平均、掛役専任等ノ件

諸色方之儀、天明之時分は、上下廻方横目より兼務ニ

御座候処、其時分新直成一件ニ付届兼候訳ニ而、別段

掛被仰付、其後御引取ニ而、以前之通上下廻方横目より兼相勤、又々寛政之時分、別段ニ掛被仰付候由、然処、諸色直成定之儀は町奉行支配茂有之、物奉行支配茂有之、至当分、酒・焼酎直成等之儀、物奉行より取調、直成御定相成儀ニ而、諸色方掛横目之儀は、右之御定直成通、職屋共取違不仕様、取締之役場ニ御座候処、近年諸色直増直下り等、専ら横目江取扱被仰付、米穀其外諸色他国より買下方、又は他国積出等ニ相掛候分、何篇吟味被仰付、別而多端之取扱仕事ニ御座候、然処、右掛横目之儀は四人被仰付置事御座候得共、過半旅行勝ニ而、跡掛り寄役相勤申事ニ御座候故、諸事不連続之事而已ニ而、何篇行届兼申候、先年常平倉被召立候節、掛横目兩人重被仰付、御徒目付老入ツ、繰廻出席被仰付候、其節は御徒目付之儀は、何も吟味事等相談承候儀茂無之事ニ御座候由、此節御徒目付三人日勤被仰付、何篇御徒目付江茂、致相談相勤候様、横目方江仰渡相成、御徒目付之儀は時々吟味之形行、御

側役方江届申出候様被仰付、米穀其外日用無而不叶品柄、直成高料相成候而は万民苦ミ罷成事故、精々尽吟味、御趣意相立候様、懸心頭相勤申儀ニ御座候、然共御趣法方并御勝手方より被相下候吟味事は勿論町役等江申渡、旁之儀專掛横目取扱仕儀ニ而、御徒目付之儀は、時々相談は承筋ニは候得共、前件通横目ニ茂旅行勝、寄役等之事ニ而、御趣意通不行届儀有之候而茂他役場之事ニ而、十分ニ相談約メ兼候訳茂有之、且又諸色直成被定置候而茂、御手許御用品其外琉球産物方・三島方・御船手・御殿・御作事方・御台所・御春屋・御買物方、其外向々より御買入品之儀は銘々売上人相立居、御物より御買入代錢不同ニ有之、御定直成とは相違仕事ニ御座候、尤三島方之儀は先達而掛被仰付、御買入品等直成吟味承事御座候得共、其外向々は何程ニ御買入ニ相成候儀茂不承事而已有之、諸色方は市中小売取締迄ニ御座候、右様御買入直成不同ニ付而は、市中小売沖茂平等仕儀は無之賦ニ御座候、

一御国産之品は、直成定方吟味行届可申義ニ御座候得共、

第一綿・大豆・塩・反布等之儀は、全体御国不足之品柄ニ而、何れ之筋大坂其外近国等より買下不相成候而は御国用引足不申、右ニ付買入本直成不相分候而は、

直成御定茂相調不申候ニ付、大坂其外長崎詰役々并他領唐物締横目より、時々相場直成は精密ニ開合、問越相成候様被仰渡、琉球之儀茂右同様詰役より反布其外品々之直成書、船毎ニ問越候様無御座候而は、先達而茂申上候通、町役開合形ニ而は真偽分兼、取締行届不申儀ニ御座候、

一綿類直増直下り之儀は町役より町奉行所江願出、諸色方江は町奉行所より願通直成相当いたし候哉之旨問越相成、於諸色方掛り之町役共江為致開合候而、願通相当之段返答申遣候上、町奉行所より御勝手方江御届相成、御定直成相立候仕来ニ御座候、是以基り、町役共より願出候儀を同町役共開合之取扱ニ而、大坂表買入本不相分所より、右次第之事ニ而吟味届候儀ニは無御

座候、

一酒直成之儀は物奉行所御規ニ基キ御定直取しらべ申出相成、御証文を以直定被仰渡、当分名酒一盃ニ付八拾八文、諸白一盃ニ付七拾六文と被定置、別段道之島下酒老孟代百八文は届相成居、夫より高直之酒は無之賦御座候処、現事は一盃ニ付百文より百四拾八文迄売買いたし、諸人は勿論御物より御買入之儀茂、御定直外高直を以御買入相成事ニ御座候、是以直成立方吟味不行届訳ニ御座候、

一先達而諸人御救之為、米屋共江直易ニ而申受米被仰付、下料ニ売払候様被仰渡、其通取扱仕事ニ御座候、然ニ三島方より沖永良部島御下用之米は申受直成より高料ニ御買入相成、甚混雜之儀ニ御座候、御物御損失而已ならず、米価下直ニ相成様と之御趣意不相立義ニ御座候、

一綿・酒・焼酎等之儀は前件申上候通ニ而、米穀其外之諸色、物奉行支配之職屋も、直増直下りは諸色方江願

書差出、右を大目付座書役江取次、大目付衆江差出、其通可致取扱旨御免許之上御定直成相立、其通売買いたし候様、掛横目より職屋共江申渡候仕向、過半ニ御座候、

一諸色之儀は直成依高下諸人泰否ニ相拘り、御政事一大事之一筋ニ御座候処、前条之通紛乱之取扱ニ而は、辻茂御趣意通被行候儀ニ無御座候間、以来御仕向被召替、別段御座立被仰付、御趣法掛御用人一人、調掛三人、書役式人程人柄御撰之上掛被仰付、町奉行所・物奉行所直成定之取扱御引取ニ而、右掛役々江御委任、諸向御買入品直成は勿論、諸人売買品直成之儀茂、都而右掛役江取扱被仰付、相当之直成究之上、御勝手方掛御家老衆・大目付衆江御届相成候様有御座度、且又御前江被 聞召上儀は、右掛御趣法御用人より申上、調掛之儀茂御近習通被仰付置、時々之形行御側役江御届申上候様被仰付候へ、是迄被掛置候御徒目付は御引取、掛横目之儀は職屋共不正之売買等致御改、糺方

不被仰付候而難叶義茂可有御座候間、往古之通、上下廻方横目より兼務被仰付置、御用之節ニ出席いたし候様、尤御趣法掛御用人之儀は、御米払方又は御買入品等之義ニ茂相懸事御座候付、米賦方・御金方迄茂掛相兼候様、左候而不及日勤、平日は御趣法方江相詰可被宜、調掛并書役之儀は前件人数外ニ茂掛被仰付置、繰廻を以、調掛三人・書役式人丈ヶは諸色方御座江日勤、直成沙汰ニ相拘候儀は万端惣裁いたし候様有御座度、左候而諸職屋之増減等之儀茂屹と取調、軒数被定置、御定直成通、正道相守売買致候者は御褒美有之、不正之者は職屋留等被仰付、賞罰嚴重行届候へ、諸色直成平等仕、旧弊相改候而、御趣意相立候様被行可申儀と奉存候、

右は御役場ニ相拘候儀、私式申上候儀奉忍入候得共、兎角今形ニ而は

御趣意貫徹仕、現事被行候儀難相調次第ニ而、別段掛被仰付候詮無之儀ニ御座候間、不願多罪申上候、

以上、

戊十二月

伊集院甚助

文書原寸 縦一六・五糎

横六〇五糎

右御同様、以使者申上候ニ付、御内々目録之通進上之仕候

使者  
側役  
大久保一藏

十二月

文書原寸 縦一六糎

横八五糎

四二七ノ一 齊彬公へ贈官位ニ付久光茂久両公ヨリ近

衛家へノ御礼進物

四二七ノ一

(近衛忠勝)

関白様

(近衛忠房)

左大将様

四二七ノ二

覚

関白様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代三千疋

左大将様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代二千疋

雅君様江

一縮緬二端

愈御勇健被成御座、珍重御儀奉存候、然は故薩摩守儀、  
今般贈權中納言從三位被仰付難有仕合奉存候、右ニ付而  
は、先般奉願趣御座候処、御手厚御懇配被成下不浅忝奉  
存候、御礼以使者申上候、依之御内々目録之通進<sup>(卷上)</sup>之仕候、

(島津茂久)  
松平修理大夫  
(久光)  
島津三郎

雅君様  
信君様

料金三両貳歩

一御着代五百疋

信君様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代千疋

関白様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代一万疋

左大将様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代二千疋

雅君様江

一縮緬二端

料金三両貳歩

一御着代五百疋

信君様江

一縮緬三端

料金五両

一御着代千疋

右  
松平修理太夫より

以上、

文書原寸 縦一三・五糎

横九三糎

四二七ノ三

覚

一金子五百疋宛

右

島津三郎より

諸大夫衆江

(卷)  
「十一人」

一同三百疋宛

御用人衆

(朱)  
「五人」

六位衆江

(朱)  
「一人」

一同二百疋宛

御近習衆

(朱)  
「式十九人」

御中小姓衆江

(朱)  
「六人」

一同百疋宛

青侍衆

(朱)  
「六人」

御茶道衆江

(朱)  
「十三人」

右今般故薩摩守贈官位被仰付候為御礼、修理大夫・三郎より使者被差登候付、御内々被贈之候、

十二月

文書原寸 縦一六糎 横六一糎

三六 幕府ヨリ攘夷ニ関スル諸藩へノ令達  
一今般攘夷之

勅諭、於関東弥遵奉、且又策略等諸藩江布告、建議之上可有上言旨、

勅答之趣相聞、不日

勅使上 京、言上之事と

叡念 御徹底 御満足ニ候、兼々 御沙汰之通、只今神州之御瑕瑾深以被惱

宸襟候御儀ニ候、尤此上於幕府へ、無怠慢奉行ト被思召候得共、尚諸藩之面々ニモ、右之思召格別ニ拝承有之、不泥累年之弊風、早武備等心得有之、因循遲滯無之、速攘夷拒絶之談判ニ可相成様、出府厚周旋之義、

頼被

思召候由、

御沙汰之事、

一被

仰出候演説、別紙之通ニ候、於鍋島前中將(附書)は兼而英名

達

叡聞、御感之御事ニ候、且老練之儀ニも候間、別紙

御沙汰之趣、奉為

神国御都合能尽力周旋之様、宜申述、別段

御沙汰被為在候事、

文書原寸 縦一六・三種 横七九・五種

〆完 久光公ヨリ近衛閑白へノ建言書

公上京ノ猶予、將軍ノ上洛差止等

(包紙ウツ書)  
「御筆」

今般不容易以

叡慮、不肖之小臣御用之儀有之、早々上京仕候様

御内勅之趣奉拝承、実以武門之冥加、無此上難有仕合奉存

候、就而は不日上京仕候儀、当然ニ御座候得共、毎々申

上候通、国本相固度と之趣意ヲ以 御暇奉願、帰国仕候

以来、夙夜心志ヲ苦メ、海防之手当は勿論、万般之政事

向、精々処置ヲ加へ候折柄、

勅使関東江御下向、攘夷之

命ヲ被下候段承知仕候、然は愈以内脩外攘之道不相立候

而は、

叡慮貫徹難仕候ニ付、守禦之術十分ヲ尺度、差急候次第

ニ御座候、只今半途ニモ不至発足仕候而は、都而瓦解之

姿ニ相成候は案中ニ而、別而心痛仕候、殊ニ於弊邑ハ三

分之二は環海之場所柄、且先般江戸出立之節、於神奈川

夷人混雜一条ニヨリ、幕府御処置被成兼候ハ、弊邑

江廻船致シ候様御達相成度、左候ハ、

皇国之御瑕瑾不相成様、穩便ニ心接可仕旨及御届置候処、

未御決着モ不相付候得は自然其通御達相成候ハ、実ニ

皇国之御大事ニ係り候儀故、前後当惑罷在候ニ付、何卒

以 御憐察、暫時之 御猶予 御前ヨリ御執成被成下度、

伏而奉懇願候、大抵今三四旬モ経候得は、治定之方ニ相

向可申候間、来正月中ニは発足可仕候、尤不容易大事之

御時節ニ当リ、奉蒙 重命候上は其実相叶被為安

宸襟候様無御座候而は屹と不相濟儀と、只今ヨリ始終之

定策相立置度、昼夜忘寝食苦慮仕候、抑

皇国危急之節ニ臨ミ、忝モ

聖明之 御英断ヲ以、非常之大業ヲ被為創、殆成就之時

機ニ至リ、上被為對

皇祖、下万民之為、千載不朽之

御偉徳誠以難有奉存候得共、兎角自古有始無終成功ヲ遂

ケ不申儀、和漢其例不少候得は、乍恐以往之処益深謀熟

慮、屹と衆口ニ無御動揺様

御卓識被為 立候儀肝要奉存候、既ニ攘夷之

命令被為下候上は、

論言不可返之道理ニ而自ラ於 幕府奉行有之筈ニ候得は

来二月

大樹公御上洛相成候而は決而不可然儀と奉存候、右事件

左ニ奉申上候、

第一攘夷之儀、仮令三五年之期限ヲ定候而茂、実地ニ

勅意奉行有之、其術ヲ施候場ニ至リ候得は、尋常之手当

ニ而は中々六か敷、尤彼ヲ制禦スル実備無之候而は、我

ヲ固守致シ候儀、決而出来兼候得は、甚至難之訳ニ御座

候、寛急之次第は有之候而モ、攘夷決定之上は即ヨリ各

国寸陰ヲ惜ミ必死ニ磨励、海陸軍十分不行届候而は、時

機ニ後レ候儀必然ニ御座候得は、上洛相成不可然奉存候、

第二ニは、当分 幕府変革之初、人心紊乱物議騒然之砌、

暫時タリトモ猖獗シ、夷賊ヲ膝下ニ乍養、江府ヲ空城ニ

致シ候儀、不可然奉存候、第三ニは、攘夷決定之上は、

列藩之侯伯在城致シ、海防守禦之策專要ニ而、畢竟參勤

猶予之新令モ不少候処、上 洛ニ付而は先規モ有之、大

藩上 京仕候儀不可然奉存候、第四ニは、近年諸邑沸騰

四民困窮之折、如何様易簡之令ヲ布候而モ、

大樹公御上洛ト申候得は、駅ニ奔命之疲勞不少候、第五

ニは、右ニ付各藩上 京、銘々及建議、衆言囂々一和之

道相立兼、

御取捨之上ニは、或ハ恨ミ或ハ憤リ、其害不少候、第六ニは、変革之時ニ当リ、正邪進退等ニ付、小人俗吏之徒ニ至リ候而は、私怨ヲ含ム者ニ候得は、如何様邪心ヲ包藏シ、密ニ夷賊ニ応シ、上洛之虚ニ乗シ、不軌ヲ図リ候者有之モ難測御座候、攘夷被仰出候上、

大樹公御上洛之害、右通ニ候得共、於幕府は二百年之廢典ヲ起シ、君臣之大礼ヲ正シ、天下人心ヲシテ尊王之道ヲ知シメ候儀、至当之訳ニ而、今ニ至リ幕府ヨリ願立相成候而は、人心之居合ニモ相係リ、大礼ヲ欠候場ニモ当リ可申候間、前条之訳天下ニ示諭シ、暫上洛猶予有之候様、左候而、一橋(慶應)・越前之間、名代上京之儀は不苦旨、

勅命ヲ以御達有御座度、乍恐奉存候、幕府内情ニ於テハ別而大幸ニ可奉存、且尊王之道ハ外ニ時世相当可奉施行件々余多可有之候得共、只今ニ至而は先以攘夷実

行之処、尊王之一大急務と奉存候間、何分早々

御評議之上、速ニ被

仰出候様御座候得は、実ニ

皇国之御為、無此上大幸と奉存候、

右は実以重大之事件ニ而、小臣恐懼之至ニ奉存候得共、篤と勤考仕候処、不容易時節、黙止罷在候而は、却而不忠と奉存候間、不顧多罪愚慮之趣、家臣ヲ以奉建言候、誠惶誠恐頓首敬白、

十二月

島津三郎

文書原寸 縦 一九糎 包紙原寸 縦三八糎

横二八九・五糎

横五〇糎

〓 明年二月將軍上洛ニ付幕府ノ布達

御書付之写

近來年若之面々、自分之血氣盛ニ任セ、昼夜之無差別、納戸或は入類其外人影物置等ニ而抑伏セ曲取り、又は茶(無脱カ)臼杯は不及申、往来ニ至迄、異形とぼし方いたし候族茂

有哉ニ相聞候、不埒之至ニ候、畢竟子孫繁昌之為に迎江

取候妻之義ニ候処、右之弁茂無之、度数を不極して猥ニ

とほし候ゆへ、自然と子壺を破り、家来又ものニ至る迄、

右之風儀ニおし移り、手慰に当てがき杯と号し、一己之

悦ひ而已ニ抱り、無益之淫水を費し候故江甚不宜義ニ候、

以来右体之心得違無之様、面々慎ミ可有之候、

右之通相心得、本妻之外淫水猥に不洩様、無急度向々江

達し可被置候、

但し石置場或は材木置場残はし等ニ而、急場之慰茂有

之哉ニ相聞候、心得有之候上ニ而いたし候儀とハ相聞

候得共、万一双方ニ怪我等有之、訴出ニおゐてハ、吟

味之沙汰ニ不及候、元より不調法より事おこり候故之

儀ニ候、

右、珍宝越前守殿御目付佐瀬部四兵衛を以御渡し候、

越前家江御渡之覚

其方惣妻を司候茂、重き御役ニも有之候処、寒暑之無差

別頭巾用ひ居候儀、如何之心得ニ候哉、

答

全く、陰事を不洩候様、心懸ケ相用ひ申候、

大目付江

御軍艦ニ而、来二月

御上洛被遊候付、一旦大坂御城江

御着城、夫より淀川通 御乗船ニ而、伏見江 御泊、翌

日二条

御城江被為 入候旨、被

仰出候、右之趣、万石以上以下并御供等之面々江不洩様

可被達候、

十二月

大目付江

近来御国人民所々御用金相勤、宿駅疲弊不少趣被

聞召、就而は、来二月

御上洛之節、陸路御旅行ニ而は、一同之疲弊茂甚敷と、

深く

御憂念被遊候付、御軍艦ニ而

御上洛被遊候旨、被

仰出候、依而は陸路通行御供之面々等茂、精々失費相省候様可致旨、被 仰出候、右 思召之程、銘々厚相心得可申候、

右之趣、万石以上以下并御供之面々江不洩様可被達候、

十二月

口裏  
大目付江

覚

来二月 御上洛之節、久能山

御社参、 還御之節、三州大樹寺江 御立寄、

御拜可被遊旨、先達而被

仰出候処、今度御軍艦ニ而

御上洛被遊候付、

御社参等不被遊旨、被

仰出候、此段万石以上以下御供等之面々江可被達候事、

十二月

文書原寸 縦一六糎 横九七・五糎

三 肥前藩ヨリ長崎警備解任京都守衛專任出

願

(編裏書)  
「鍋島直筆之由也」

今般以

勅使攘夷之事被

仰出候ニ付而は諸蛮へ漏聞難計、

帝都非常之御備無之候而は、

御不悪之儀ニ付、御備之義、同関東へ被

仰出候、右等之御時節、幸通行仕候ニ付、暫滞在いたし

候様被遊度

思食候旨被

仰渡難有仕合奉存候、就而は

御当地何れ之御場所へも 御警衛被

仰付被下度奉願候、其通於被

仰付而は、万一非常之節ニ防禦之術十分尽力、腥膻之醜

夷ニ、

神京を汚さしめず、

御国威海外に相輝候様、寸分之御忠相竭度、満腹之志願

御座候、然処長崎表御番之儀、打追相勤罷在候而は、両

地之御警衛何分御力不相伍、勿論彼表之義は西陲之一辺

土ニ而、恐多も

帝都ニ比較仕候得は、首尾軽重自ら瞭然之事ニ而、彼地

ニおゐて尽力候はんよりは、何卒

輦轂之下 御守衛申上度、従来之素志御座候間、容易ニ

申上かたく候得共、可相成は、長崎御番之備は被差免、

前断申上候通、

御当地いつれ之処か、要害之御場所ニおゐて 御警衛被

仰付被下度奉願候、以上、

文書原寸 縦一六糎 横一六七・五糎

三 鹿兒島城下窮士調書

(表紙) 一文久二年戊十二月

窮士名書

壱番与

島方居住

右同

御咎中

藏方引責  
慎中

牧 仁平太  
三十八

○救仁郷喜右衛門  
家内式人  
五十

救仁郷熊けさ  
十四

○市後崎甚右衛門  
家内七人  
五十二

亡  
○真方 伊兵衛跡  
家内三人  
老母一人

○森 瀧右衛門  
家内女三人

○中 村 源七  
家内四人

○竹下 七左衛門  
妻一人

○牧 仲兵衛

病氣  
戊四月より

○横山 家内女三人  
休左衛門  
四十八

○根元 家内女二人  
龍門跡  
母一人

○永田直太郎 十九

○永田直次郎 十九  
妻一人

○月野助四郎 五十

○寺師 家内貳人  
喜八

○寺師 三十九  
孫太郎

○亡 牧 金太郎 十四  
家内女二人

○亡 大山六郎 二人  
家内女一人

○長井庄兵衛 家内三人

幼少

○尾上 家内一人  
藏太  
七十二

尾上 甚之丞  
四十七

○梅北新助 三十五

○塩津小平次 三十五

○八木源太郎 家内六人  
五十二

○林仲太郎 二十五

弟 林仲次郎 十九

同 林仲次郎 十九

林 十四

○鎌田 家内四人  
周左衛門  
四十七

合式拾貳人

内

二番与

- 式人 島方居住
- 式人 御咎中
- 五人 死跡
- 一人 病身
- 一人 幼少
- 五人 五拾歳以上
- 六人 四十九歳以下
- 七人 十四歳以上

○山内平左衛門

- 山内平蔵 六十九
- 山内平八 三十
- 山内平八 二十八
- 山内才助 二十四
- 山内彦四郎 十七

○安藤清之進

家内女三人  
清之進 十五

幼少

柙方検者

地方検者

○伊地知 家内四人  
直太郎

○大山 家内五人  
太郎

大山矢右衛門 十九

○大寺 妻一人  
寺等

大寺 弥八郎 五十二

○大寺六郎左衛門 二十六  
二十

○中津 家内式人  
平八

中津 仲之助 五十七  
十八

○宮内 家内女四人  
七左衛門

宮内 七之丞 五十  
三十

○梅田 家内六人  
愛太夫

梅田 剛八郎 五十  
十九

御目見不相濟

○海老原 家内二人  
辰之助 十六

○大山 家内三人  
權之丞 五十一

御目見不相濟

大山 權右衛門 十九

右同

大山 勇次郎 十五

○肥田 家内貳人  
木助之丞 十九

○脇田 家内三人  
四郎右衛門 五十八

脇田 宗之丞 十九

○重久 母者人  
猶五郎 二十八

○松山 喜之助 五十四

松山 直八 十七

松山 覺之丞 十四

○河野 直左衛門  
跡家内女七人

○大原 家内貳人  
仲左衛門 二十二

○佐竹 家内三人  
小藤次 五十二

佐竹 猪之助 十五

○小野 家内二人  
平次郎 四十

帖佐与御代官  
所書役助

○竹下 家内三人  
仲右衛門 四十一

竹下 仲太郎 十五

○吉田 家内四人  
孫右衛門 五十二

○町田 家内娘四人  
源右衛門 五十四

○前谷 家内四人  
友助 五十八

前谷 吉之助 十七

前谷 德之助 十五

幼少

○満留直太郎 第一人

○堀之内半左衛門 家内三人  
五十

○新納矢五左衛門 家内三人  
二十

○竹下仙之進 家内二人

弟 四十八  
竹下岩五郎 三十五

○蘭田藤一郎 家内三人  
十六

○木脇喜之助 婦者人  
二十八

○河村休右衛門 家内四人

河村仁次郎 十七  
河村角太郎 三十六

幼少

○市来藤太郎 家内四人

○色紙彦太郎 家内二人  
二十

島方居住

○坂元次郎右衛門 家内五人  
弟 坂元源助 五十三

○藤田十太郎 家内四人  
四十七

藤田源之丞 二十

○脇田吉之進 家内二人  
二十七

御代官所書役助 ○宅間清右衛門 家内二人  
六十

宅間孫右衛門 十八

○佐土原八郎 十六

○亡榊藤右衛門 家内一人

幼少

○伊地知鉄熊  
母一人

島方

○村田五郎左衛門  
養母一人

○有馬新兵衛  
家内三人  
四十

○床次  
家内六人  
五左衛門  
二男

床次 勇四郎  
嫡子 十六  
床次 八之助  
十八

亡  
○弟子丸六郎  
家内三人

○二宮藤右衛門  
家内二人  
六十二

二宮藤次郎  
十四

○松山善之進  
母一人  
十七

松山善次郎  
十四

山方下目付

○椎原休八  
娘一人  
四十二

椎原休左衛門  
二十一

○田中藤次兵衛  
家内六人  
六十二

田中宗太郎  
四十

田中源七郎  
十九

宗太郎嫡子  
田中宅右衛門  
十五

○岡元勘助  
五十八

岡元十郎右衛門  
三十

○帖佐矢一郎  
家内二人  
五十一

○肥後四郎兵衛  
家内三人  
十八

○河俣仲右衛門  
家内二人  
五十七

合五拾式人

内

三人 死跡

四人 幼少

式人 島方居住

五人 定役助役

拾六人 五十歳以上

式拾一人 十四歳以上

一人 御目見不相濟

三十一人 部屋柄  
十四歳以上  
四十九歳以下

三番与

島方居住

○横山 家内三人  
嘉八郎 四十六

横山 嘉太郎 十六

○竹下 家内四人  
源之助 三十九

幼少

○郡 亡  
山金七 妻一人

○汾 亡  
親隠居一人 女二人  
直右衛門

○森 養母一人  
弥之助 男子一人

○仁 礼 八郎 四十六

○祝 井 母一人  
新助 二十

○浜 島 家内四人  
助 十七

○草道 家内三人  
太郎 八  
弟 五十一  
草道源左衛門 四十三

○小倉 彦太郎 家内二人

小倉 小太郎 十九

御船手書役助

○川上市 家内式人  
郎右衛門 十九

幼少

○田代 家内三人  
丑熊

○丸野彦 家内三人  
二郎 五十五

○平瀬宗八郎 家内三人  
四十五

平瀬宗一郎 十四

○有馬弥六 家内三人  
左衛門 三十三

○寺師新之助 伯母一人  
十五

伯父 寺師孝左衛門 三十

○有川瀬之助 家内三人  
五十二

有川七左衛門 二十一

有川彦熊 十八

幼少

表御包丁人

○安岡辰之助 家内式人  
五人

○宮之原強八 五十

○本田甚五 老母一人長病  
左衛門 二十七

本田清之丞 十八

○宮里仲庵 二十

病身

○内田甚右衛門 母一人

○河俣龍藏 六十一

河俣市之助 三十三

河俣金之進 十五

幼少

○草野戸一郎 家内女三人

○肥後喜八郎 五十

肥後藤右衛門 十七

御目見不相濟

○池田猪熊 家内女二人  
十六

宗門方書役

○平田次郎八 家内五人  
五十七



幼少

○西

家内女二人  
岩熊

○指宿

家内三人  
仙之丞  
三十三

○川畑

娘式人  
宗藏  
四十四

川畑

宗太郎  
十四

亡

○酒匂

家内女三人  
新左衛門

島方居住  
嫡子一人十五歳相成候得共前髪

○福島

伴二  
五十四

○有川

母者人  
庄八  
二十

有川

平次郎  
十七

○岩城

家内五人  
五兵衛  
六十

嫡子

岩城

喜八郎  
二十

○中馬源之助  
二十

○岩城  
家内二人  
新左衛門  
二十九

岩城  
新太郎  
二十

御料理役助

○本田  
姉一人  
仁左衛門  
二十八

幼少

○松田  
母一人姉二人  
喜太郎  
女一人弟一人

○福田  
喜兵衛  
十九  
福田喜左衛門  
十五

○宮本  
家内五人  
助之丞  
四十八

横目  
長病

○萩原  
家内三人  
喜兵衛  
六十四

御包丁人助

○猿渡  
家内五人  
五左衛門  
家内女一人

島方居住

○朝倉  
正太郎

幼少

○鎌田正二  
家内三人

○永田清五  
五十三

幼少

○蒲地源之丞  
母老人

○岩元清兵衛  
五十六

岩元清一郎  
二十四

集成館江家芸稽  
古として罷出候

○岩元喜之助  
母一人姉一人  
十五

○宮原清右衛門  
家内女四人  
四十三

合二十三人

内

四人 幼少

一人 死跡

二人 島方居住

三人 定役助役

一人 集成館稽古

四人 五十歳以上

八人 十五歳以上

六人 十四以上部屋柄

五番与

中小姓江戸詰

○三原諸右衛門  
六十三

三原仲右衛門  
三十五

○亡 浜田伝右衛門  
家内女二人

○石原休後左衛門  
家内四人  
五十六

石原渡左衛門  
十七

石原源五右衛門  
十五

○奥山五兵衛  
家内六人  
四十六

奥山喜太郎  
十六

二弟  
奥山喜三次  
三十三

御広敷医師  
○耆 岐正眼  
家内三人

山奉行所書役  
○浜田新藏  
家内二人

浜田十郎左衛門  
十八

浜田新二郎  
十六

○市木崎 家内二人  
直太郎 五十六

藏方目付助  
○榎本新之丞 家内式人  
五十六  
郡方書役助  
榎本新助 二十  
榎本新二郎 十四

幼少  
○久保 母一人弟一人  
万之助  
○矢野 弟老人  
吉太郎  
同

○松村 家内二人  
猪右衛門 四十四  
○木藤 彦助 五十五

○石橋 清八  
二十六

○石橋 清之進  
家内三人  
二十八

石橋 軍兵衛  
二十二

○押川 助右衛門  
家内七人  
四十六

押川 市之助  
四十六

○小浜 清左衛門  
家内五人  
四十一

○野崎 休右衛門  
家内四人  
五十四

野崎 岩太郎  
十六

○伊勢 孫太夫  
家内式人

○山下 正兵衛  
家内四人

○土橋 庄平次  
家内五人  
三十四

○田中 勘四郎  
家内四人

盲目

谷山  
東塩屋居住

田中喜右衛門  
三十三

○植村 家内式人  
半之丞 六十六

植村 猪十郎  
三十六

○孫八跡 家内式人  
河野 藤七 十四

亡 中村 家内女一人  
勇四郎

○小倉 老母一人外五人  
清右衛門 四十七

○高城 老母一人  
元藤八 三十八

○色紙 家内女一人  
勘次郎

○志和屋 家内式人  
八郎右衛門 三十八

○隈崎 母一人  
喜三太 四十六

○隈崎 喜三太  
嫡子 四十六

○隈崎 喜三太  
源右衛門 二十三

弟  
隈崎 喜角  
三十五

○隈崎 家内二人  
八郎次 六十一

隈崎 八兵衛  
十七

同 源右衛門  
十五

○木脇 母一人姉一人  
源太郎 老母一人

○長瀬 彦左衛門  
三十五

○野間 母一人  
彦太郎

○塚田 善八  
八十八

塚田 八太郎  
四十一

○否笠 叔母一人  
猪之助 八十八

○東郷 家内三人  
弥七郎 十四

幼少

幼少

○藤田 家内五人  
助市 三十七

藤田 十六  
助 十六

○池之上 妻老人  
上 六十五  
勘助 六十五

池之上 新助 三十五  
同 新十郎 十六

同 十六

○伊地知 家内六人  
仲左衛門 五十一

伊地知市左衛門 十九

○郡山喜太郎 五十五

○町田 母老人  
弥八郎 三十二

○大浦 母老人姊一人  
源左衛門 十六

○甲斐 家内六人  
助八 四十三  
甲斐助右衛門 十九

山奉行所  
書役助

同 彦左衛門 十八

同 猪之助 十四

○福島 子老人  
宗右衛門 五十

○河俣 老母老人  
貞右衛門 四十二

坂元喜兵衛

末吉中宿 除

合四拾五人

内 三人 死跡

五人 幼少

四人 定役助役

一人 盲目

拾一人 五拾才以上

式拾老人 十五歳以上  
四十九歳以下

二十三人 十四才以上四十九才  
以下 部屋栖

六番与

○南 家内女五人  
式三太  
四十一

亡  
○平野 家内女三人  
吉右衛門

○野元 家内三人  
平太郎  
五十八

○浦川 家内五人  
金之助  
八十

浦川 十郎

○谷山 雄右衛門  
三十二

○長崎 家内四人  
次右衛門

長崎八郎右衛門  
四十四

長崎仁右衛門  
十七  
十五

○岩城 家内六人  
源太郎

岩城 源次郎  
二十一  
十七

幼少

○竹下 母一人  
仲之丞  
二十

○二見 妻一人  
喜右衛門  
四十三

○松田 母一人  
松彦

○有川 子二人  
菊之丞  
四十五

○鳥居 母一人妹一人  
次郎兵衛  
三十七

島方居住

○竹下 彦市  
彦一郎

御内用方紙漉

竹下 彦市  
彦次郎  
二十四

表坊主

○精松 家内四人  
次兵衛  
五十七

精松 次悦  
二十六

精松 次郎助  
十四

○貴島 彦助  
三十一

貴島 彦左衛門  
二十三

物奉行所  
年中書役助

○富田 円右衛門  
四十四

○相良 市之進  
家内三人  
四十三

○伊東 金之助  
家内四人  
五十五

○山田 市十郎  
家内四人  
二十七  
叔父

山田 仁之助  
山田 仁十郎子  
四十四  
山田 二次郎  
十四

○松田 喜太郎  
二十一  
松田 喜三次  
十六

○浜田 神二一郎  
家内二人  
三十九

○細田 神介  
家内三人  
七十

細田 神太郎  
四十一  
細田 岩次郎  
十五

表御庖丁人

寺社方  
書役稽古

○窪田 彦左衛門  
家内六人

○木屋 彦左衛門  
家内四人

○本田 市右衛門  
五十八  
五十九

○本田 市太郎  
二十三

○安藤 善左衛門  
家内七人  
五十七

○美坂 弥右衛門  
四十九

美坂 彦六  
十九

○有村 語左衛門  
四十四

有村 語兵衛  
十六

○隈崎 仁左衛門  
娘老  
八十三

○精松 喜平太  
家内三人  
十六

○有川 直之丞  
家内三人  
亡

盲目

長病

病身

○戸次 家内女四人  
正右衛門  
四十七

○坂元 妻老人  
喜左衛門

○武 家内女三人  
龍右衛門  
四十五

○大庭 家内母一人姉一人  
喜太郎  
二十一

大庭 彦次郎  
十九

○八代 妻老人  
次右衛門  
七十七

八代次郎右衛門

同 次郎太  
三十一

同 次助  
二十一  
十七

○鈴木 家内二人  
新太郎  
三十八

○有川 次右衛門  
二十

集成館  
雷帽子製作

○川上 家内二人  
嘉内  
三十

合三拾九人

内

老人 幼少

老人 島居住

三人 死跡

三人 病身盲目

三人 定役助役

老人 細工人

拾人 五十歳以上

拾九人 十五歳以上  
四十九歳以下

二十人 十四歳以上  
部屋栖

六組

合窮士貳百拾六家

右之内

九人 島方居住

拾九人 幼少

弟

川上三左衛門  
十七

拾八人 死跡

五拾人 五拾歳以上

拾八人 定役助役

七人 病身

三人 御答中并御奉公障

三人 初而之御目見不濟

式人 集成館細工人

八拾七人 十五歳以上四十九歳以下

九拾九人 十四歳以上四十九歳以下 部屋栖

小番新番

○是枝喜兵衛 二十七

蔵方目付

○戸田 妻一人拾五人 小平次 四十七

幼少

○丸田 家内女二人 彦四郎  
○阿蘇源五左衛門 家内四人

島方居住

○三崎 母一人妹一人 藤次郎 三十二

○今井 仲左衛門 家内三人

○細田 家内三人 矢太郎 十六

細田 矢之助 十四

○平田 母一人妻一人 翁助 三十三

○西俣 彦太郎 家内二人

幼少

○富山弥五左衛門 家内三人 四十九

片輪

○伴 家内四人 斧二 六十

中小姓江戸詰

伴 喜藤太 四十

○山口 娘一人 十右衛門 四十五

○湯地 小太郎 四十四

○新納八郎左衛門  
家内三人  
六十六

新納市郎太  
二十二

○日高清太夫  
家内七人  
四十一

○東郷喜右衛門  
四十七

○伊勢弥次郎  
家内六人  
六十八

○大野宗十郎  
家内三人内一人病身  
十五

○仁礼仲五郎  
家内五人  
四十三

○肥後与三太  
家内女三人  
三十二

○五代正太郎  
母老人  
二十一

○岡元千兵衛  
母一人子一人  
三十八

○二宮元右衛門  
十九

○渋谷充内  
家内四人  
弟 四十

渋谷正之助  
三十一

○坂本平右衛門  
家内三人  
三十五

○吉利正兵衛  
十七

○伊東清太郎  
家内三人  
三十四

病身

合式拾七人

内

式人 片輪病身

式人 島方居住

式人 死跡

式人 定役

式人 幼少

式人 五拾歳以上

拾八人 十五歳以上

三人 十四歳以上部屋栖

小番新番御小姓与

合窮士貳百四拾三家

右之内

拾人 島方居住

貳拾一人 幼少

拾九人 死跡

拾九人 定役助役

三人 初而之御目見不相濟

九人 病身

三人 御答中并  
御奉公障

貳人 集成館細工人

五拾二人 五拾歳以上

百五人 十五歳以上

百貳人 部屋栖  
十四歳以上

冊子原寸(折紙) 縦一四・五種 横四二種 二五枚

三 大和産物会所ニ関スル石河確太郎口上覚

口上覚

一此度之一事は、東西双方之産物を取扱ひ、專御利益を主とし、且名と仕候得共、更ニ大なる所は却て外ニ可有御座、付ては和州ニ於て郡山辺ニも別ニ会所ケ所御召立有御座度奉存候、郡山は松平甲斐守様御城下ニ(備忘録也)て、大和第一之繁昌之地ニ候、京都より南十里、大坂より東七里、此度会所御召立ニ可相成、曾我より北六里、南都より西一里、淀川・大和川之上流、何れも近き所ニ御座候、此処ニ会所ケ所御座候得ば、何か御便利ニ相成可申、又会所ケ所ニては彼方産物買入方、此方産物売弘方、甚不便ニ有之、又銀札は南方より行ひ出し候はは、急ニ北方迄通用不仕、又北方より行ひ出し候はは、急ニ南方迄通用不仕候故、弥銀札御取行ニ相成候節、南北双方より御行ひ出しに相成候得ば、三年にて十万両之者は一年半にて十万両ニ至り可申候、右城下辺ニて地面借用之儀は、地頭ニも無相違承知可

有之奉存候、

一大坂表大和産物会所ニ差当り何ぞ一物先立たる御産物無御座候ては、人心氣受も宜しからず、付ては事之都合ニも拘わり可申、乍然新規此方江御差向ニ相成可申御産物も無御座、何卒牛馬皮 御手許江御付に相成り、御差向ニ相成度奉存候、右牛馬皮は從來摂州渡辺村一屠兎一手ニ申受仕、価之高下一人之意ニ定まり候事ニて、屠兎之大利 御国之大不利ニ相成有之哉ニも承及申候、依而此度此方江御差向ニ相成候得ば、摂・泉・河・和諸州江触を廻わし、入札申請為仕度、左候得ば、御益分従前よりは大ニ相増し可申奉存候、近例ニ対州多く牛馬皮を産し候国ニて、近頃右渡辺村之屠兎江一手ニ差向ニ相成可申約定ニて、大数之金子先納為仕、追て皮送登ニ相成候処、一手取扱、殊ニ金子先納も仕有之候得ば、必外江動かさる事を知り、直安ニ引入候処、対州追々不利ニて、当年ニ至ては一枚之皮も為送登無之由ニ御座候、 御国之牛馬皮も此方江御差向ニ

相成、一手申請為仕候得ば、相応之金子も先納為仕可申候得ども、左候ては永年之煩ニ相成可申候得ば、何分一統入札申請可然奉存候、

右牛馬皮、弥 御手許江御付ニ相成、大坂表大和産物会所江御差向ニ相成候儀相叶候へば、多少によらず御有合丈一日も早く御積登ニ相成度、左候得ば、人心弛み不申、永々之為誠ニ都合之儀と奉存候、

一 塩魚は大和・山城・伊賀・河内海無き国々に候へば、専らこれを常用仕、又海有る国にも用ふる者にて、実ニ広大之者ニ候、近年諸物高料之折柄、塩魚も同く高料ニ相成候上、近頃夥しく京師江為送登候杯の風説ニて、益高料に相成候而已ならず、実ニ乏く難得由ニ御座候、熊野海も近年漁漸く少く、従て大和江塩魚相送候こと年々に少く、大和之民別して相困居候、 御国は優饒之御国ニて、御国産も多々有之、塩魚如きは未だ御国産之數ニ入不申、商人等もこれに意を付け候者無御座、却て専ら肥前人等之利ニ落有之候、又浦漕

之漁人も、魚の捌け難き故を以て格別精力不仕由ニ御座候、此一品は用最広く、御国に於ては最得安き者ニ候得ば、追々は一簾之御産物ニ相成、上方諸国之人民之悦び候事は勿論、御国浦々賑立可申、但魚漬ニ相用候塩は、又自らこれに宜しき性有之、御国之塩性は魚漬の用ニ相成不申、併外御産物為御積登船都合次第、大坂表又追々は塩竈元より御積下ニ相成候へば、少も御手込ニ相成不申、御国民之食用を減せず、価も安く却て御便利ニ相成可申候、右塩魚をも大和方江相送可申旨申聞候所、一日も早く御送被成下度、企望仕候趣ニ御座候故、約定相済候上は、此一品早々大和江相送り、人心を安じ且繋き度奉存候、魚漬用塩も已ニ千俵御取入積下ニ相成候間、何卒早々御手被為付、一日も早く着坂仕候得ば、発端之一事永年之都合に相成可申候、右ニ付、

荒巻嘉兵衛

付、見聞役其外吏人多く其場処々々江差入候ては、土人別して相厭ひ、御上之御手数数にも相成、又御物御買上ニ付、他所売御禁制杯被 仰付候ては、品物之豊敷に依らず、人心自ら相縮まり甚不便ニ相考へ候事、下民之情ニて候、此二事何れも事之不行の基ニ可有之奉存候、御上之御益、下民之濡沢ニ相成候事專一ニ奉存候、右之趣を以て市中商人江買円方被 仰付、時々金子・塩并此表より御積下ニ相成候木綿糸繰残等御下ニ相成、魚代并魚拵塩漬日雇等、金子を以頂度者には金子ニて被 仰付、木綿等を以頂度者には木綿等ニて被 仰付、又困窮之漁村ニは網代金拝借被 仰付、漁し得候魚にて上納被 仰付候様相成候得ば、人心悦ひ浦々之賑ニも相成可申候、右買円ハ商人鏈成る者ニて、此度之事ニ付勤功有之候者御扱ニて、大和産物会所掛又は外ニ何とか名目被 仰付、買円方被 仰付、魚代并買円ニ付諸雜費明細ニ為相認、魚を相送候節々産物会所江差出、見聞役之しらべ相受候得ば、自然曲事も

出来間敷、又買円方之者には骨折料として二分之口銭、即魚之元価百兩ニ付二兩之口銭被成下候得ば、如何可有御座哉、左候而、買円は二人三人之手にて行届候儀にて無御座、買円方之者夫々手人召使可申、是等之諸雜費并塩代、大坂迄之運賃、買円方江被成下候口銭も総べて見込候て、魚之元価と相立、上方ニ於て此元価より益を見て売捌候様有之度候、右等之儀に付ては、自ら御趣法御立ニ相成可申候得ども、存付之俣奉申上候、一御国許藍玉方製藍玉、先年御物より大坂江為御登に相成候得ども、御損失に相成、尔来商家之者共追々為差登候者も有之候得ども、何れも利を得不申、其後人々思を絶ち復為差登候者も無御座、從て適々被召立候藍玉方も格別盛に相成不申、残念之事ニ奉存候、右藍玉上方表にて人之好まざるハ、一には製宜からずして、焼けて用ふ可からざるに至り、一には上方表従来用ひ馴れ候阿波藍とハ製異にして、醗酵の度同しからず、其度に応して用ふることを知らざるに由ることに候、依

之、其度に応して用ふる法を会得為致可申越にも相考候得ども、無教之染匠に候へば、戸毎に其法を教ふることも難相成、且久を経候後ならでは一般に開け不申、又葉の尻或はスクモに製して為差登候得ば、相捌け候事必定に御座候へども、左候ては、藍玉方被召立候御趣意に相叶不申、奉恐入候儀にも有之、又適々好き藍産し候に、玉に製すること能わざるも残念ニ有之、且十分之御利益無御座、依て何分ニも阿波と同製の藍に仕度相考罷在候処、幸ニ好き手段有之、阿波出生にて人意之外なる人を極密ニ阿淡江遣し、藍玉製熟練之者此方江呼取可申様相計候処、他国江藍玉の製法を伝へ候はは、七世家を絶ち候事、彼国従来之国法にて、甚敵重ニ候得ども、被召下様によりては、随分参り可申趣ニ候、但一人にては製法難相成、熟練の者は非三人無之候ては相叶不申、余は不熟之者にて宜敷由ニ候、依之此方より沙汰次第、彼方より一人参り、諸事約定仕候上、追々一人づゝ阿州を逃れ去り候様可仕旨、掛

合仕置候、尤阿州北方専ら藍玉を製し候地之者共にて、阿州同様之藍玉を製し得候事、相違無御座候、彼者之意には、一人ニ付年に給金三十兩計宛頂戴被 仰付、弥上藍玉出来仕、御国人も其法を熟し候上は、御褒美として百兩計宛頂戴被 仰付度所存と被察候、右之通に御座候故、思召次第、早速一人を呼寄熟談仕可申候、可相成儀ニ御座候得ば、右之通被成下候得ば、僅之御費にて莫大之御益に相成可申、又私下人ニ仕、御國表江召連、市中は勿論藍玉方迄も独歩行は不為仕候得ば、他国人ニ候得ども、元来出生之明白成る者ニ候故、決して御懸念に可被思召候儀も有之間敷哉に奉存候、大和は木綿紺縞第一之産物にて、藍を用ふること最多く、其外京都・大坂莫大之數に相及候、然ニ近年藍丸益高料ニ相成、当年に至り其価前年之倍ニ御座候、御國許は元年藍相応之氣候にて善く出来候故、百姓も好て藍作仕候得ども、藍玉方御盛に相成不申ニ付ては、以前よりは下直ニ御買上ニ相成候様成行、從て百姓も

多く作り不申由に承及候、今右之通被為召候得ば、洪大之御益ニ相成、付ては百姓より相成丈高料ニ御買上被 仰付候得ば、百姓共も難有濡沢を奉蒙、藍玉方御召立被置候御趣意にも相叶可申哉に乍恐奉存候、右等 御國之御産物、大和之産物并双方産物取扱之仕法、種々愚考奉申上度奉存候得ども、差急先右四ヶ条御伺奉申上候、以上、

十二月

石河確太郎

文書原寸 縦一六・五糎 横三八四糎

石河確太郎ヨリ大和産物会所設立及右

大坂支配所屋敷買入口上覚

二通

〔包紙ウツ書〕  
「口上覚」

四三四ノ一

一此度大和に於て、産物会所御召立地面借用之場処、

多賀兵庫頭陣屋在所

和州高市郡  
曾我村

右陣屋執頭

榎山逸郎

奈良奉行

山岡備前守殿  
(眞慈)

右与力

橋本喜久右衛門

同

玉井千之助

一此度大坂表にて御屋敷御取入御治定相成候得ば、如

何之名目を以 公儀江相届可申哉、

一右御屋敷留守居届ニ御座候哉、

一右名代は何人に可仕哉、

一右屋番は何人にて可仕哉、

一此度右御屋敷ニ付、掛屋并銀方ニ約定仕置候者は、

大坂船町

加島屋作五郎

右未だ表立不申儀にて、主人には面会不仕候得ども、

番頭共一応参会仕度旨申込候ニ付、右加島屋ニ治定仕

候て宜敷御座候ハ、参会仕事之治定仕置可申哉、若

右御差支等も御座候ハ、鴻池市兵衛江手寄有之候間、

是江相談可仕哉、

一私事此表諸事治定次第帰国可仕哉、又は右御屋敷江御

居り之御役方御出坂之上、交代罷届可申哉、

一奈良与力并曾我役人、私へ一応致面会度旨、再々被申

送候ニ付、差越面会可仕間、此段奉申上置候、

文書原寸 縦一六・五糎 横六八糎

四三四ノ二

譲り渡申売券之事、

一銀七拾貫目也

右は、百間町・西国町両町家屋敷私所持之處、此度其元殿

御所望ニ付、相談行届、別紙絵図面之表并別帳点数之辻

合、有姿之佩譲り渡、右銀高之内正銀四拾貫目、髓ニ受

取申候、尤残銀三拾貫目は当月より壹ヶ月五銖之利息を

以、私方江家質ニ可仕約定相違無御座候、依之銀高七拾

貫目之表相濟候、然る上は、当戌十二月より、公役・町役其外両町都而諸懸り物等、其元殿より御渡可被下候、勿論此度表向町内帳切可被成筈ニ候所、御内評御取極之義も可有之趣ニ付、来ル亥年二月晦日限、帳切之御約定、夫迄私名前其假差置可申義承知仕候、依て家屋敷売券如件、

文久二戌年

十二月

菱屋

昌五郎印

薩州

石河確太郎殿

扱人

古川弥八郎殿

一札

一百間町・西国町両町屋敷式ケ所、其元殿御所持之処、此度懇望ニ付御談行届、別紙絵図面之表并別帳点数、都て有姿之假、銀七拾貫目ニ譲り請、内銀四拾貫目正銀相渡、残銀三拾貫目は、当月より壹ヶ月五朱之利息を加へ、其元殿江家質ニ差入可申約定、依之七拾貫目

之表相濟候、尤表向町内名前切替可仕候処、御内評之儀も有之、来ル亥年二月中、帳切可仕儀相違無之候、夫迄町内表矢張其元殿名前、其假御差置可被下候、勿論当戌十二月より、公役・町役其外諸懸り物等、私方より差出し可申候、為其一札、依而如件、

文久二戌年

十二月

薩州

石河確太郎

扱人

古川弥八郎印

菱屋

昌五郎殿

一大坂表大和産物会所之儀、京都ニ於て奉申上候次第、其節御沙汰を奉伺候次第を以、右二通証文為取替、内々買切置候間、何卒早々御治定、何分被仰渡被成下度奉願上候、

一口上覚書ニ奉申上候牛馬皮・塩魚・藍之儀、何卒奉申上候通被仰渡、尚又追々可奉申上候間、御差障無御座候品は御免許被仰付度、内にも牛馬皮・塩魚は是非

御免許被仰付、多少に依らず早々着坂ニ相成り度奉存候、

発端之儀に御座候得ば、少々之事にて人心疎んじ、

先々之為に機を失ひ候時宜も可有之奉存候、藍之儀も

他国人心答之事ニ御座候故、可相成は早目御治定被

仰渡奉願上候、初発之間は彼は御面働筋も被為在候

得ども、五六年之内には産物之利不利に拘わらず、十

五六万両之金子、神瀬御砲台御築造之御用度は急度出

来可申奉存候、併是亦初発之御処置次第ニ御座候得ば、

何分可然御所分被成下度奉願上候、

文書原寸 縦一六・五寸 包紙原寸 縦二七・五寸

横 七六寸

横 二〇寸

四三 久光公ヨリ朝廷へノ建言書添

一青蓮院宮様御還俗之一条、先般モ奉願候得共、非常之

御事ニ御座候得は、御評決御六ヶ敷儀と奉存候、乍併

不容易時世、天下有志之人心奉歸嚮御方ニ被為在候得

は、何卒出格之訳ヲ以、御還俗之儀此涯被 仰出候様

偏ニ奉願候、左様御座候ハ、宮様ニモ猶又御奮勵、

御大政之御為、別而可然御事と乍恐奉存候、

一松平相摸守(池田義徳)・松平容堂(山内)閣老上席ニ而、一橋・越前ヲ補

佐シ、政事向致関係候様被 仰出度奉存候、尤相摸守

ニは一橋兄弟ニモ有之、殊ニ

徳川家御家門之列ニモ御座候得は、子細ハ無之筈と奉

存候、容堂儀は外藩之事ニ御座候得は、評決六ヶ敷可

有之候得共、方今之世体例格ニ不拘、登用有之候様、

分而被 仰渡御事と乍恐奉存候、

一別紙申上候、

大樹公御上洛之発端は、先度

勅使大原卿関東御下向之節、三ヶ条之内其一ヲ奉行可

有之と之

御内命有之、其趣早ク関東へ相洩、一橋・越前出頭相

成候而は不可然トノ儀ニ而、専ラ安藤・久世之私計ヲ

以速ニ御上洛ヲ発シ候由、就而は

叡慮尊奉之美意ニ無之、心術は一橋・越前之出頭ヲ忌

ミ

勅命ヲ奉拒候奸計ニ御座候、且又只今サヘモ東海道駅々人馬之差支不一方、内実は愁歎之声路傍ニ滿候向ニ相聞得申候、今般御上洛之入費、凡八十万兩之賦ニ伝承仕候、誠ニ莫大之失財ニ御座候間、右ヲ全ク武備充実之方ニ被振向候ハ、第一攘夷之叡慮奉行之基本ニ可有之と奉存候、

右は重疊奉忍入候得共、存付候間書添奉備 尊覽候、以上、

十二月 島津三郎

文書原寸 縦一八・五糎 横一〇〇糎

四三 大坂銀主出銀高覚

覚

- 一 銀千六百五拾貫目 和田休左衛門
- 一 銀貳百六拾貫目 津田休兵衛
- 一 銀千三百五拾貫目 平瀬宗十郎

一 銀貳百貫目 雜喉屋三郎兵衛

一 銀五拾貫目 油屋彦三郎

一 銀八拾貫目 助松屋仲兵衛

一 銀百七拾貫目 伝法屋五左衛門

一 銀百七拾貫目 天王寺屋伊太郎

一 銀百七拾貫目 平野屋甚右衛門

一 銀四百貫目 大和屋甚兵衛

合四千五百貫目

右之通今般被為

仰付候御調達、御受奉申上候、納方之儀は手元操合茂

御座候ニ付、追々御願可奉申上候間、此段御含置可被

成下候、以上、

戌十二月

文書原寸 縦一六・三糎 横六九・五糎

三三 久光公ヨリ近衛閑白へノ建言

書添

青蓮院宮還俗ノ件等

(繪裏朱書)  
「壬戌十二月」

一 青蓮院宮様御還俗之儀、先般モ粗奉願候得共、非常之

事ニ御座候得は、御評決御六か數儀と奉存候、乍併不

容易世体、天下有志之人々奉帰嚮御方ニ被為在候得は、

何卒出格之訳ヲ以、御還俗之儀、此涯被仰出候様、幾

重ニモ奉希上候、左様御座候ハ、宮様ニモ猶又御

奮勵、御大政之御為、別而可然御事欵と、乍恐奉存候、

一 因州事、一橋之兄弟ニ而有志之人と伝承仕候、御前

ニは此節御目通申上候由、就而人ト為リモ随分御案内

可被為在奉存候、家柄ニ付而モ

大樹公御家門之列ニモ御座候得は、御政事相談役被

仰付候様

勅命被為在度、乍恐奉存候、

十二月

島津三郎

文書原寸 縦一九糎 横五〇糎

三三 明春茂久公參勤其他ノ入費拾五万両調達

ノ件

一 今般

御姫様方御下向方

一來早春

太守様御參勤方

一來春

勝姫様御下向方  
(島津有興女子)

一 貞姫様御儀

近衛家江御縁組并來春御上京、且京都表御普請料方

右之通段々難被為差欠御入価ニ被為及候事候付、御出銀

御頼談相遂候様御国許より被 仰付越、打重別而不容易

訳柄ニ候得共、いづれも難被差置御入価ニ付、金拾五万

両、來年中迄ニ是非御出銀御頼申入候事、

文書原寸 縦一五・五糎 横七八・五糎

一〇 青蓮院宮及近衛閑白ヨリ大阪へノ使者ニ  
対スル礼状及進物 氏名不明

先達而於大坂表

閑白様

青蓮院宮様為

仰、御家来鶴木孫兵衛殿・村山齋助(松徳)殿入来、厚く預配慮

忝存候、右御挨拶輕微之至ニ候得共、別紙目録之通致進

入之度、宜被仰達可被下候、

文書原寸 縦一七・五糎 横四四糎

一〇〇 岡藩主ヨリ薩藩へノ礼状及進物

小河弥右衛門一列ニ対スル厚遇ニ付

寒氣退兼候処、弥御堅固被成御座珍重存候、然は家来小

河(二徳)弥右衛門列、当春以来京撰之間ニ罷出候節、其御屋敷

江御留置、御深切ニ御取扱被下候趣、帰郷之上具ニ申聞、

厚忝存候、右御挨拶以使者目録之通致進覽之候、

文書原寸 縦一七・五糎 横四四・五糎

一一 中川修理大夫ヨリ薩藩及薩藩士へノ挨拶  
中川修理(久徳)太夫殿より使者を以御送り相成候目録

一押掛 沓掛ツ、

一轡助 沓掛ツ、

右 本田弥右衛門

藤井良節

鶴木孫兵衛

上田軍六

メ四人江

一轡助 式掛ツ、

右 村山齋助

鶴木孫兵衛

江

右之通、中川家重役之由ニ而、小原隼太麻袴着用ニ而、  
手控書之通演舌之上、大豆之儀は大坂迄積登セ申候間、  
此

御方様御便利次第、京撰間御蔵へ相納可申との事ニ

付、被入御念候御使之趣委細致候条、早速其段申越可  
申旨答礼いたし、御品等は先御預り申上置候趣を以、  
使者相返し申候、何分御指図被下度、尤大久保氏へは  
即致談合、挨拶使者差遣置申候、尤小河弥右衛門一列  
上 京相成、一行よりも挨拶等御座候、

文書原寸 縦一五・五種 横九七種

岡藩ヨリ薩藩へノ礼状及進物

小河弥右衛門等一列ノ厚遇ニ付

別段

小河弥右衛門列、其御屋敷江滞在中、御家来中より彼是  
厚く御世話ニ預候趣、是又帰郷之節申出忝存候、右御挨拶  
摺輕微之至ニ候得共、別紙目錄之通致進入度、宜被仰達  
可被下候、

文書原寸 縦一七・五種 横四一・五種

某氏書翰

大赦ニ付戸田藩大橋順藏赦免ノ件

宛名不明

陳は、戸田藩大橋順藏(納進)義、国忠純一之者と、於京撰兼々  
承及候、於当地茂聊相変候事も無之候、尤所業は 公儀  
を不恐筋ニ候得共、是以神州外夷之為に蒙穢辱候を深相  
歎候丹心より起り候義、今更不申及義ニ候、全体安藤(官達)・  
久世(広思)執政中、人心ニ背 朝命を不恐事共多有之、憤激憂  
苦之余リニ出候、則報国之至誠より出候ニは相違無之、

却而其罪其時之執政ニ可有之、然ル処、其後貴所等御出  
役、御政事御変革之時宜と罷成、定而寛宥之御所置可有  
之と大ニ安心致、既ニ 和宮御入興ニ付、非常之大赦可  
心得御内命も被為在、当春ニ至 大閣已下御出仕之事ニ  
相成、其外一・越・土ニ及候、其頃之朝議ニは水戸前黄門  
を始安島帶刀、其外其節之人々、且又桜田之一件之者共、  
大赦之 思召被為在、且又当春坂ノ下之輩等ニ至迄も、  
国忠之面々ハ大赦之内江被為入度 思召之処、折節浪士  
之事より事移り行キ、未其事ニは不至候得共、於 朝廷  
も箇様之思召ニ候間、大橋之徒尤赦免之事は申迄も無之  
候、是等赦免ニ相成候義は、元より 朝議ニ府合候間、

仰願は早々御赦免之御取計有之度候、右は小子關係致候義ニは無之候得共、過日より繰返し毎々申入候通、 叡慮之御主意人心安堵之義ニ御座候間、為天下申入候条、左様御汲取可被下候、実ニ此もの共被<sub>レ</sub>込<sub>レ</sub>殿科候義共有之候而は人心大ニ不平を懐キ、矢張安藤・久世之執政中ニ相変候事無之候、又々混乱之人氣と罷成候は眼前ニ候、尤順藏門弟子も諸国ニ過分有之候由、尤忠憤之ものと承候間、如何様之變事出来候哉も難計、今度被安 叡慮、幕政御變革之義、誠ニ千載之一時ニ御座候、然ル<sub>レ</sub>込、今又国忠有志之輩を被刑候而は实ニ人心騷擾、困難不遠と邪政を歎<sub>ミ</sub>より於小子も憂苦致候、小善を以大惡を掩と申古語ニ候、況国忠之至大を以奸吏之邪政を歎候より相起り候義、此御時節ニ被改候儀何之御遠慮可有間敷候、若万一先役ニ御泥<sub>ミ</sub>被成、御元膳ひ之御事も候ハ、貴所等も安藤同心と相心得候ハ必定ニ候、能々御勸考可在之事ニ候、

文書原寸 縦一六・二種 横七一・五種

久光公ヨリ朝廷ヘノ建言追加

廣幡、三条兩卿ヲ議奏ニ推薦ノ件

(端裏朱書)  
「壬戌」

一 先日献言仕候条々之内、書漏候故不願恐申上候、此節 関東江も出格之以

叡慮ヲ以、天下人望ノ帰スル<sub>レ</sub>込而、一橋・越前登用有之、大政變革之趣共、被 仰<sub>レ</sub>御膝元モ出格之御

所置ニ<sub>レ</sub>今般議奏御一人被召入候由承知仕候、右は

廣幡・三条之兩卿御同様出格之御旨ニ而被 仰出度御

事と奉存候、

一 今般議奏衆御欠跡有之趣ニ承知仕<sub>レ</sub>人体は、廣幡卿

御相当候と御評義被為有候、乍併三条卿御事も、衆人

之帰嚮申上候御方ニ御座候得は出格之エイリヨヲ以御

重<sub>ミ</sub>ニ而被 命度御事と奉存候、関東江も一橋・越前

登用之事等、出格ヲ以為被 仰下御事ニ御座候得は、

於 朝廷モ当時世出格之御評義被為在候様奉存候事、

右は先日献上仕候内書漏候段、不願恐又々申上候間、

宜被 仰上被下度、偏ニ奉願候、  
文書原寸 縦一七種 横二〇・七種

御裏様姫君様御上京一件

御直御沙汰之趣を以

殿下江奉窺候処、御同方にても来春上洛、彼是ニ付而  
は実ニ御混雜茂不一方被 思召候ニ付、

姫君様御上 京之処は御国之御都合ニ被任候間、上洛  
事等相濟、夏ニ成候而も不苦旨

御直沙汰ニ御座候、各様御安心被下、宜敷御言上可被  
為下奉願候、

一御祐筆女中召列、梅芳院御迎立之義も奉窺候処、可然  
取計候様

御直沙汰被為在候、然処、御祐筆人柄彼是及間違候由  
ニ而、于今參 殿ニ不被相成旨、梅芳院より承り申候  
故、屹と急速ニ周旋有之候様談置申候、同人噂ニ、先

御裏様ニ相勤居候御祐筆、石清水八幡宮社人森本内蔵  
介妹当四拾歳久尾と申もの、梅芳院旧知ニ而御召用、  
御仕立もの旁加勢として桜木町御隠殿へ召呼、当分御  
裁物最中ニ候由、此久尾と申仁一応御頼入ニ而、新御  
抱御祐筆介添ニ而、梅芳院一同罷下候ハ、旁御都合  
も可宜哉と之事ニ御座候、

殿下ニも可然被 思召候旨ニ御座候、如何可有御座ヤ、  
一往相窺候而取極可申候、本田ニも同意之義ニ付、無  
程帶刀殿上京之上は申出候考ニ御座候得とも、幸便此  
段申上置候、

(付紙)  
一本文梅芳院御当地出立之事、成文早目ニと奉存候得共、

御衣類調進不容易候ニ付、精々相急候而も、正月十五日頃  
迄は逃し候義出来兼可申やとの事ニ御座候、是又小松家上  
京之上、差図も可有御座哉と奉存事ニ御座候、

文書原寸 縦一六種 付紙原寸 縦一四・三種  
横八五種 横一三・三種

大坂ニ於ケル銀主姓名書

銀主拜謁次第

共三通

四四六ノ一

御銀主

〔新〕御馬廻格

高木 五兵衛

〔右〕同

和田休左衛門

〔右〕同

津田 休兵衛

〔朱〕新番格

平瀬 宗十郎

〔新〕御馬廻  
彦五郎弟

白山 立之助

〔新〕櫓之助父隠居

森本半左衛門

〔新〕新番格 父隠居

文書原寸 縦一四糎 横二六糎

四四六ノ二

〔朱〕新番格

浜村 孫兵衛

浜村 政次郎

御馬廻格

御銀主

高木 五兵衛

支配人

平野屋

東兵衛

孫兵衛

右同

右同

病氣 和田休左衛門

支配人

辰巳屋

右同  
 伴四郎  
 源助  
 右同  
 津田休兵衛  
 支配人  
 近江屋  
 為七  
 大助  
 鴻池屋善右衛門  
 支配人  
 鴻池屋  
 安兵衛  
 新番格  
 右同  
 平瀬宗十郎  
 支配人

御馬廻格  
 千草屋  
 省助  
 彦五郎弟  
 白山立之助  
 支配人  
 炭屋  
 孝兵衛  
 勘助  
 新番格  
 槽之助父  
 病氣 森元半左衛門  
 槽之助名代  
 森本半次郎  
 支配人  
 近江屋  
 熊七  
 新番格

御銀主

浜村孫右衛門

孫右衛門父  
病氣 浜村孫兵衛

支配人

出雲屋

病氣 与兵衛

御小姓与格

御銀主

神田彦兵衛

支配人

平野屋

病氣 林兵衛

御銀主

平野屋甚右衛門

支配人

菱屋

右同

八十平

大和屋甚兵衛

支配人

大和屋

新助

文書原寸 縦一六・五糎 横一一五糎

四四六ノ三

御銀主共

御近習辺江双へ置、御休息所御襖開キながら、御同所二  
之間江一列ニ而 御目見、其低着座、御茶并御菓子被下  
之、統而御品拝領御小納戸持出之其低直ニ持下ル、

文書原寸 縦一四糎 横三四糎

四七 宮古島細上布等奨励販売ノ件

宮古島出産細上布并八重山島同断琉球縞紬等之品々、年

々多反織立有之、右は余国ニ無之産物、就中宮古製細上布之儀は無類之絶品ニ候処、

御前御召料之御反布は不及申、其外御注文反布之儀、島人共織方ニ付而茂極々入念、

御召料ニ相成候、綾錆杯と相唱候太切成御品柄等織立候節は、屹と精進潔斎迄茂いたし、織整候段久敷致伝承、遙遠端島之愚民さへ茂

君上を可奉尊重之信義を守り、斯迄崇敬之計らひニ及び候儀は、乍恐茂普き

御徳沢之風化、斯る端島迄茂波及いたし候御盛栄之至ニ候へん欵と、実ニ以奉感服候儀ニ御座候、然は御物御注文反布之分は織方ケ様ニ手堅キ仕来ニ而、積入は勿論、荷着取納ニ付而茂、構之面々委敷致見聞、品柄之善悪詳ニ取調へ、御蔵納相成候儀ニ御座候得は、右之分は従來之進貫通ニ而、聊故障茂有之間敷哉ニ御座候得共、売品ニ至り候而は品位年増ニ相劣、畢竟商人共自己之利得を願候薄情を以、下直ニ買取取処より、島人共ニ茂右之趣

意不平ニ存し、縱令入念精品之反布織立候共、夫ニ応し候直段ニは被買取間敷、又彼ニ而已謀られ候儀を愠り、龜略之品物売付候方相勝るへきと、互ニ相挑ミ候軽薄之事情より、間ニは蕉糸を交へ候手業茂有之、至而素人之鑑定

ニ紛敷故ニ、清布迄茂疑念を興し、直組ニ相拘候類ひ、自然と品位を下し候次第、余国ニ無比類御国産之詮薄、何分今形ニ而は残多訳柄之事御座候付、得と及勘弁候処、積年之流弊俄ニは致変革間敷訳ニは御座候得共、是より

品柄相当之直段を以、買取具候様取扱ニ及び候へ、聊ニ而茂価之高からんを欲し、入念織調候様可相成は必定之儀ニ御座候間、一先為御試、来年より以来、琉球産物方計を以、前文反布品々御買円可被仰付哉、於其儀は表通之被仰渡は勿論之事ニ而、其上ながら毎年琉球下り産物方御用聞共之内より御人撰を以、先島江被差渡、右之者共より反布織立之仕様并御買円被仰付候御趣意之程細詳相論候様、且御買円代金、本手之儀は、此節製造之琉球通宝之内より右江被振向候様、左候而、荷着之上は

産物方御藏納ニ而、其内反数見賦、御領内地禿ニ被宛置、  
やはり羅紗呷岐西洋布等申請、被差出候振合通被仰付、  
地禿丈諸人不如意無之様御宛行之上、余計之反数は江戸  
・大坂之間江被差出、御国益所又は何方ニ而茂御勝手相  
成候向ニおひて御売捌相成候ハ、決而相応之御利益ニ  
茂被及候ハん欵、尤是迄商人共買渡来候儀ニ付、御買円  
相成候而ハ、商路之塞可相成儀共ニ而ハ有之間敷哉之掛  
念茂有之候故、深相探候処、琉球下り之商人共交易之儀  
は第一ニ砂糖ニ手を付、其品不買得節、不得止事反布等  
買戻り候由ニ而、同品買入ニ付而は第二第三之仕事ニ而、  
少茂商路之塞等ニ可罷成儀ニ無之段、年々琉球下り産物  
方御用聞之者共より、細々承届置、殊ニ此節御願立相成  
候唐物御商法御免許ニ茂相成候上ハ、右之 御恩沢ニ依  
り、商人共ニ茂夫々大利を得候賦ニ候得ハ、反布一品之  
小利等ニ相泥ミ居候時宜ニ茂有之間敷哉、就而は端島御  
救恤之一助ニ茂可罷成哉と、旁右通致評議、此段御内用  
を以申上候事、

但本文通於被仰付は通宝出来次第、反布織高之応大数  
御本手銭被差下候様、且又依時勢、堅かすり其外島  
柄模様、流行又は買手之好ミ等変替いたし候事茂有  
之由ニ付、夫等之儀茂猶又委敷手を付承繕、時所ニ  
隨ひ相向キ候縞柄織調方致注文候様取計可仕候間、  
是又為御見合申上候、猶又相洩候儀共は御国許ニお  
ひて取調之上、可申上候、

(張紙)  
一 本文ニ付

一 宮古島細上布五千反

代金貳万五千兩

但卷反ニ付五兩ツ、

一 八重山島右同五千反

代金七千五百兩

但卷反ニ付卷兩貳步ツ、

一 宮古島木綿五千反

代金三千七百五拾兩

但卷反ニ付三歩ツ、

一八重山島右同五千反

代金千三百拾貳兩貳步(千八百七拾五兩カ)

但沓反ニ付沓步貳朱ッ、

一琉球縞紬五千反

代金五千兩

但沓反ニ付沓兩ッ、

一久米縞五千反

代金千貳百五拾兩

但沓反沓步ッ、

一練芭蕉布五千反

代金千貳百五拾兩

但沓反ニ付沓步ッ、

合代金四万五千六百貳拾五兩(四万五千六百貳拾五兩カ)貳步

右、琉球并先島反布織立之員數、突留候儀不相分候

得共、凡右之反數位は出来いたし候ニ相違有之間敷

段承届、尤品位ニ応し、直段之高下不同ニ有之候儀

ニ付、太抵之平均を以、御払之代金見賦候処、右通

ニ相及、左候得は、製造之通宝年々余国迄茂手広致

通融候場合ニ而、旁御国益之一助可罷成哉ニ御座候

間、此段茂張紙を以申上候、」

文書原寸 縦一四・五糎 張紙原寸 縦一四・三糎

横 三二・八糎 横 七三・八糎

### 賈 真木和泉ノ建策

六月九日已後之世界

一 攬攘夷之權事

○宜以深遠不可測之言怖彼

○遣 勅使于赤馬関

○以攘斥之

命布告未及之藩国

一 標

親征部署事

○下 命算在京之兵卒

○造錦旗革車

○仮更服色用戎衣

一置攘夷使諫官事

○選公卿三人侯伯三人以正司馬之名各進爵位

○選天下聞人三四人以為弔

○一新天下耳目

一收土地人民之權事

○投機遽下

詔々辭最用意

○仮減稅則二等

○重戶部之選

一移

蹕浪萃事

○敵兩灘兵備

○置関于扼塞十所

○造無數舟船無數炮砲

文書原寸（折紙）縱一六糎 横四四・五糎

四九

江戸詰諸役人姓名名書  
江戸屋敷詰諸士姓名名書

四四九ノ一

右二通

菊地藤助跡

千頭欣二郎

黒川作右衛門

白井太郎三

須磨守之丞

野村富次郎

土橋金十郎

川口小仲次

齊藤十右衛門

早川務

淺野民五郎

三雲鐘次郎

伴十作

土橋喜右衛門

菊地七郎右衛門

土橋彦十郎

南部矢八郎

入江平八

黒田松栢

河村正安

沢井玄俊

平野伝之助跡

川口玄瑞

佐野伝左衛門

野村彦五郎

菊地太郎

喜多村俊岱

小野半左衛門

京都

赤井清斎跡

大坂

永井清左衛門

植木甚之丞

黒田彦右衛門

一代御小姓与

清河正之丞

村越平吉

浅井市兵衛

白山彦五郎

瀬尾吉之助

森元半左衛門

一代御小姓与

清河市之丞

右同

石神半平

山本理兵衛

山田半七

大熊嘉悦

一代御小姓与

川井政斉

右同

牧野新平

右同

木藤喜右衛門

多治見礼助

一代御小姓与

山元卯八郎

井上茂之助

久士目月窓

御小姓与格

浜村孫兵衛

一代御小姓与

大村熊蔵

京都

赤井直之進

石神三十郎

古藤養真

玉置平兵衛

田畑清太夫

一代御小姓与

佐野八郎太

仙波市十郎

左近允 仁之助

鈴木彦兵衛

一代御小姓与

横田鹿一郎

一代御小姓与

浅井銀右衛門

富山善之助

文書原寸 縦一四・三釐 横二〇六釐

四四九ノ二

当番頭  
江戸御留守居勤  
半田嘉藤次

御側御用人格  
右同  
西 筑右衛門

御納戸奉行格  
奥医師勤  
河村宗澹

右同  
渋谷御屋敷預勤  
山崎拾

御小納戸頭取  
御小納戸兼務  
岩元 太右衛門

御広敷御用人格  
福寿亭御神掛  
久士目月窓

道奉行  
御広敷番之頭勤  
西村仁平

御馬預  
御召馬乘勤  
六村清左衛門

右同

御召馬乘兼務  
玉置七太郎

高奉行  
御広敷番之頭勤  
勝姫様御方掛  
中村伝作

御広敷番之頭  
宝生流協役  
宝生才次郎

右同  
鷺流狂言役勤  
鷺健次郎

右同  
御馬廻勤  
御留守居付役兼務  
富田覚太郎

右同  
福寿亭御神殿并  
御仏間掛  
久士目悦之進

右同  
御庭奉行勤  
伊集院 卯十郎

右同  
勝姫様御方掛  
千頭湊

右同  
高輪御庭方勤  
勝姫様御方掛  
川井嘉一郎

御細工奉行  
新番勤  
村岡一郎次

右同  
大炮方并製作方掛  
伴太郎左衛門

右同  
新番勤  
菊池矢市郎

右同  
御留守居付役勤  
西村喜作

御鷹匠頭格  
御鷹匠世話役勤  
大野丹次

御勘定方小頭  
御家老座  
清書掛書役心添  
落合孫右衛門

御鳥預頭取格  
御庭方兼務  
堤伴四郎

奥御小姓  
入江駒之丞

右同  
仙波 等

右同  
伊集院 貞

右同  
西 吉之進

表御小姓  
半田 謙吉

右同  
田畑清太夫

右同  
野村彦五郎

右同  
左近允 仁之助

右同  
落合鎗次郎

右同  
白井 猶喜

右同  
斎藤 八郎

御藥草掛	右同	右同	奥醫師	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同
戸塚	河村	東条	西藤	片岡	島山	山崎	菊池	川井	富田	上田		
静	宗	和	藤次郎	誠之進	鈔八郎	梢	藤七郎	吉十郎	劍之助	宗二		
甫	温	山										

右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	右同	奥醫師	右同	右同
	勝姬	東条	川本	喜多	村井	松木	東郷	足立	田宮	糺合	方掛
	御方掛	泰安	幸民	村俊宅	養脩	弘安	泰玄	梅栄	安実		
	昌啓										



三〇 江戸ニ於ケル勝姫様御付ノ人々

勝姫様 御年寄 一人

御付若年寄 一人

御中ろう 一人

表使 一人

御側 三人

御祐筆 一人

御次 一人

御三ノ間 一人

御中居 一人

御末 二人

祐操院之方

御付人 二人

文書原寸 縦一六・五種 横三八種

三一 薩長確執説

後半欠ク

薩長確執説

天下之乱借ヲ啓キ、国家紛紜シテ遂ニ一統一新ノ期会ニ至ルノ纒緒、一朝一夕ノ事ニアラサレトモ、其生立タル処、唯是長州ノ所為ニアルコト世人ノ普ク知ル処トイヘトモ、陰謀機密ノ策略ニ於テハ更ニ世ノ識ラサル処又多シ、即チ長ノ智薩ニ及ホシ、竟ニ幕ノ大樹ヲ顛倒スルニ至ルノ始末、且ツ兩度ノ征討・馬関ノ事、実ニ渠能ク凌決シテ、今哉殆ト 勅勘ヲ削凌シテ天下ニ跋跨スルニ至ル所以ノモノハ、実ニ可恐ノ姦智ナリ、其始終、左ニ明白ナリ、

一是長州ノ常言、安芸の広島は我が祖国也、時宜ヲ以、之を復せずんハあるへからすと、祖先元就中国十ヶ國の管領として、孫輝元ニ至て関か原之役ニ没収にて、長防の二国ヲ保ツ、其遺憾積年の窒塞稍もスレハ、中国ヲ臨テ遺意あり、常ニ富国強兵之策、世々之ヲ相務せし処也、故ニ自然智慮良志も出来りしなり、祖先元就幼ニシテ敵島ニ訪ツ、臣佐世守タリ、長シテ中国十

ケ国ヲ併統へと、元就曰ク、十ヶ国ノミカ、吾ハ則日本国ヲ掌握せんと欲ス、然して漸ク吾カ中国十ヶ国ニも及へしと、大志ヲ談ス、是姦猾家ニ伝ふる処也、此ヲ以テ其家風不穩を可察と云々、

一 ころ亜国開港之涯、時至りとして畿内之地ヲ略して、亭拠せん事を索して、久坂玄瑞ナル者ヲして、大和十津川辺ニ塩ヲ贈りて下直ニ販ク、或は借渡し大ニ人心ヲ招靡ス、其恩頼ヲ感服して、改テ亥年暴挙之時、十津川院田之郷民一揆蜂起して応援ヲ為スニ至る、

一 又同時、江戸江桂小五郎ナル者ヲ出して、諸浪士ヲ募ルの策略ヲ設け、劍法家斎藤弥九郎か門ニ入て、大ニ士ヲ招請して人心ヲとる、亥年水戸・上州等之浪士ヲして、閩老安藤氏ヲ城下ニ刺サシム、是期ニ臨ンテ傍観して凌去せり、

一 同年、水府浪人井伊氏ニ事ありしより、公武之間不穩、幕政紛乱ヲ生シテ、越・尾・土其外有名之侯伯非罪之所置殆と人心紛乱する之間、天下之乱階爰ニ萌ス、長

州時至れりとして弥事を決策するニ至ると云々、

一家老宍戸備前なる者、儒者藤代泰介ニ就テ治乱之処置時務之患談ヲ為ス、事陰謀ヲ被為察ニ及て、陰ニ殺せし由、

一家臣長井雅楽なる者をして、幕府江も建言し、開港之説ヲ以テ京・幕府ヲ動ス、幕吏尤とし、京都敢て不信、傍ら、薩在テ又攘夷ヲ以テ主張ス、又公武合体之論あり、更ニ幕ニ忠恕ヲ以テ従事ヲ為し、東西奔走スルニ至る、此ニおゐて薩論是ニ反して喧々タリ、

一 此ニおひて、薩又大策ヲ設けて、江戸邸ヲ自焼して、将営ニ事を託して、兵隊ヲ率ひて、様々登京するニ至る、天下騒然として、人心是ニ目ス、長論長井因循説なりとして相反ス、長退ひて策ヲ決ス、薩人ニ被迫テ長井自害ス、

一 既ニして、薩老侯京州ニ入て、上言して、公武合体・政体一変・幕政改正之教ケ条ヲ以テス、乃チ 上被聞て関東ニ令下ルニ至テ、大原卿ヲして 勅ヲ捧けて東

下、自親護送して関東ニ趣ク、自是先キ、薩侯京ニ入し間、壯士撰坂ニおひて長人ニ会して事務ヲ談ス、長人先ツ幕之姦吏ヲ除クヲ以テ専務ヲ説ク、所司代酒井ヲ伐ニありと告シ、事を拳ん事ヲ約ス、衆振りて同ス、且ツ初堂上ノ中ニ謀て義拳ヲ定メ、浪士ヲ誘引て幕吏ヲ圧制し、然して主意ヲ果サンコトヲ欲ス、浪士また進んで尽力せん事ヲ希ふ、

一薩人大坂ニ在テ事ヲ決し、到着之期ヲ約して長薩共ニ大坂ヲ発して伏水ニ至る、船之都合・糧食之用意予メ長人はを供スと云々、然るニ薩人勇んで伏見ニ入、其曉ヲ以テ京地ニ打入、所司代及ひ鷹司家ヲ討ん事を議ス、此事薩邸ニ聞へて、老侯大ニ驚キ、忽ニ之ヲ制止せん事を議り、七八之壯士ヲ遣して是を諭止せしむ、衆不聞、終ニ鬭争ニ及んで、同士打伐ニ至りて、事破端して京地無意ニ至る、実ニ是薩之時運也、此時長は此ニ不会のミならず、窃ニ京地ニ入り事実を告げ、忽ニ用意して薩之暴拳ニ備へて、却テ御所之警衛をな

して、薩をして乱賊ニ陥レント欲る之策ニありて、実ニ危篤之状なりしか、老侯の英断ヲ以テ忽ち制止せしと云々、後ニ此事状を聞て、薩人之長ヲ悪テ事<sup>(破壊)</sup>し、是長之姦猾之著キ(以下欠)

(年代ハ文久三年カ)

文書原寸 縦一三・五糎 横一〇三糎

翌 大奥岡野ヨリ桜田邸花川へノ返書

江戸屋敷大改革ニ付

<sup>(包紙ウツ書)</sup>「御内用頼表使方、御返事ニ而御座候」

<sup>(封紙ウツ書)</sup>「花川様さま

御返し

岡の

申まいらせ候、嘸々との様ニ御心配の御事と、誠ニ御さつし申まいらせ候、何そ御出来候御事ハ、御あんりうなく仰下され候やうニそんしまいらせ候、桜田御物見ニハ、手まえさま御初御幾人御出被成候哉、くわ敷御序に仰下され候やうニそんし

まいらせ候、実々おとろき入まいらせ候、なをく  
めて度、かしく、

御文之様、まつく

上々様かた御機嫌よく成らせ給、御めてたさ、左様ニ御座候へハ、此度御奥俄ニ御引取ニ相成り候につき、御手まえさま方御表方へ段々御談合被成候得共、誠ニ俄の御事ニ而御心配被成、今日蓮名江御断被成候得共、猶又御勤向等も追々御伺被成候へ共、御人少に候、猶さら御献上物等も、御表方より御差出し被成候と申御事ニ而、其上御拝領物等の節ハ、表御取次番所江御向申まいらせ候やうニとの御事ニ、且又御内用向等ハ、桜田御物見へ向出まいらせ候やうに仰下され、御心得申まいらせ候、段々御細やかなの御文之様、いちく拝見、めて度かしく、

文書原寸（折紙） 縦一六・五種 包紙原寸 縦 二八種

横四六・七種 横三八・五種

三 真木和泉ヨリ朝廷へノ上書

攘夷断行、大坂遷都其他

四五三ノ一

〔表紙  
上〕

諾尊、経営最初ノ楽土ニ生レ、

皇化煦嫗覆育ノ楽園ニ長シ、所食則

天祖所種ノ遺穀、所衣則

天祖所口含ノ遺籩、躬ハ華人ト号シテ腥膻ノ卑ヲ免レ、

況ヤ今太平ノ世ニ遭、何一ツ不足ノ事ナク明シ暮シ  
候、

天恩ノ難有事、中々申モ愚ナル儀ニ御座候、幸ニ男子

ト生レ、義理ノ差別ハ片端ハカリモ承知罷在候へハ

天恩万分ノ一ニテモ可奉報ト、乍不及日夜思欲罷在候

処、近年西洋諸夷猖獗甚シク、殊ニ墨夷我太平怙熾ノ

弊風ヲ伺ヒ、内海マテモ船ヲ乗入レ、種々輕蔑ノ振舞

ヲナシ、思フ俣ニ働キ、差続キ魯西亞・暎咭喇・仏

郎察等交易相要候処、皇天警ヲ垂レ、彗星・火災・

地震・海溢等、殆ト山岳モ陥、人類モ竭可申勢ニ御

座候処、当途ノ有司曾テ不悟、優遊打過シ、国体ヲ

破リ候事ハ評議ノ段ニモ不及、夷虜ノ虚喝ニ怖テ、  
其申ス事ニノミ任セ、只其氣息ヲ窺ヒ候ハカリニ候  
ハハ、扱ハ開關已来元首タル上国、夷狄脛足ノ賤キ  
ニ踐付ラレ候ニヤト、憤惋ニ不堪罷在候処、  
陛下震怒被為遊、攘斥ノ

勅命下リ候由、稍以痛心ヲ慰申候、然処、幕府ニ巨奸  
出、上ハ

明詔ニ奉背、中ハ正議ノ公卿・諸侯ヲ禁錮シ、下ハ有  
志ノ士夫ヲ刑戮、只管夷狄ノ和親ノミ厚ク仕候ニ付、  
天怒リ神憤リ、大関某ヲニ手ヲ借り討伐ニ及候、是  
全ク

天祖

天祖ノ神靈未タ国ヲ棄玉ハヌ驗ト奉存上候、保臣剪劣ト

ハ乍申、ケ様ノ時節ニ生合セ候テ、イカテ優遊可仕  
哉、

天恩万分ノ一ニテモ、奉報時節ハ即チ此節ト奉存候ヘ  
ハ、狂妄ノ言ニハ候ヘトモ、謹テ奉申上候、従五位

下平朝臣保臣、恐恐惶惶死罪死罪稽首謹言、畏キ  
天津日嗣ハ、

諸尊ノ大命ヲ以テ

天祖天照大御神定メ玉ヒ、

天孫ニ伝ヘ玉ヒシヨリ

天祖神武天皇マテ、神代ニテ幾千万年ト云事ヲシラス、

天祖大和国ニ都ヲ占メ玉ヒシヨリ既ニ三千年ニ及ヒ、牟

乎トシテ勳カス、固リ彼ノ革命・易姓ノ国トハ霄壤

ノ別モ御座候ヘトモ、其間ノ盛衰隆替ヲ以テ考候ヘ

ハ、自ラ天命ノ去就有之様奉存上候、其天命ノ去就

ハ、其

君天職ヲ尽シ玉フト尽シ玉ハヌトニヨリ候事ニ御座候、

先ツ

天祖ハ天下億兆ノ人民、

皇化ニ不治シテ其性ヲ不遂事ヲ悲ミ玉ヒ、筑紫ヨリ軍

ヲ起シテ逆賊ヲ平ケ、神道教ヲ設テ民志ヲ一ニシ、

諸侯ヲ封建シテ国土ヲ守リ、衣食ノ業ヲ厚クシ、勇

武ノ術ヲ施シ、細戈瑞穂ノ国名ヲ著シク成玉ヒシ事、  
数十年ノ間不一方

御艱難被為遊、又

中宗天智天皇ニハ、仏氏渡来已後、其法ニ依ンテ固有ノ  
教ヲ消糜シ、己カ權威ヲ恣ニセシ蘇我馬子父子誅殛  
シ、土地人民一ナラス教化施シ難キ事ヲ患ヒ玉テ、  
天下ヲ郡県ニナシ玉ヒシ事、亦数十年ノ間

御艱難被為遊候ニ付テ、天命降リテ

太祖

中宗ノ盛ナルヲ致シ、今ノ世ニ至マテ其

盛徳大業ヲ奉仰候、是皆其天職ヲ尽シ玉フニ付テ、天  
命降リシ効ニテ御座候、拟天命ト申者、又一ツ奇妙  
ノ意味御座候様ニ奉存候、其儀ハ此天下ハケ様ニ有  
之度、此人民ハケ様ニ有之度ト、

思食アタラセ玉フ所カ即天命ニテ御座候、何事モ弁ヘ知

ラス

御方ハ其迄ノ事ニテ相濟候ヘトモ、天命ヲ以テ

思食当ラセ玉フ訳ニ候ヘハ、其

御任ノ重キ事一ト通ノ事ニテハ無御座候、勿体ナキ申

上事ニ御座候ヘトモ、

天家モ七百年來万事覇府ニ

御委任被遊候ニ付、如何様ノ事モ

御存知不被遊ニテ相濟候ヘトモ、近來西洋夷ノ侮謾ヲ

赫然為

怒玉フ事、何ノ訳モ無キ事ニテハ無御座候、乍恐

陛下躬ヲ為

怒玉フニアラス、即チ天ノ怒ニテ、天ヨリ

陛下ニ此事ヲ任セラレ候テ、年來ノ恥辱ヲ雪キ、古ノ盛

世ニ挽回シ、

太祖ノ遺民ヲ塗炭ニ免レ、仁寿ニ躋セ玉ハントノ命ニ御

座候、然レハ

陛下モ其天命ヲ敬テ

御受被為遊、其責ニ

御任シ、天下ノ為、億兆ノ為、暫時ノ

御艱難ヲ被為

忍、

樞原ノ旧ニ被為

復候事、乍恐

陛下

天祖已来

歴聖ニ被為

对候テノ

御孝道ニテ、即

陛下ノ天職ト奉存上候、ケ様申上候事、如何トモ可被為  
思食候ヘトモ、七百年来只々

九重上ニ

垂拱被為遊候迄ニテ、宜シクモ御座候処、此末運ニ当

リテ、俄ニ

聡明叡智英烈勇武ノ

陛下ヲ何ノ為ニ天ヨリ降シ玉フヘキヤ、必ス此天下人民

ヲ今一度古ノ盛ナルニ回サントノ天意昭々タル事、

日月ノ如ク御座候、然レハ急度

御任シ被為遊候テ、

太祖

中宗ノ

御艱難ヲ被為

忍、一旦ノ

御苦勞ハ不被為遊候テハ、天命ニ被為

对候テ不相濟事ト奉存上候、扱何事モ機会ト申者御座

候処、天下ノ大形勢ヲ

御引直シ被為遊候ニハ、猶更機会ニ被為

投候事、第一緊要ノ事ト奉存上候、既ニ丑年已来諸夷

渡来、色々難題申掛候処、幕府彼カ虚喝ニ恐怖致シ、

穩便ノ取計ヒノミ仕候ニ付、諸侯伯ハ勿論、百姓町

人ニ至迄切齒仕候央、攘斥ノ

勅命被

仰渡候故、一時靡然ト

天朝ノ

御英断ヲ奉感服、頼母シク奉存候処、幕府俄ニ違

天朝

勅シテ、夷虜ノ願通り調印ニ及候節、天下士民解体仕候

御英偉奉感戴居候間、吾不劣馳参り可申、多少精疎モ可

ヘトモ、猶又

有之候ヘトモ、二二三万騎ハ可有之、右ノ諸侯相揃候

天朝ノ

上ニテ、

御処置可有之ト渴望罷在申候折節、前將軍物故ニ相成、

便殿ニ被為

其跡大老井伊直弼暴戻ノ取計ヒ多ク候間、人心帰伏

召、

不仕、関東不折合ノ時節、是誠無此上機會ニテ御座

御直ニ 神州ノ地ヲ夷賊ニ踐セ候事

候、其節五六国ノ侯伯ヘ

朕甚タ恥辱ニ存候間、関東役人トモノ罪ヲ糺シ申度、此

内勅被

節

仰渡、直弼始メ顯職ノ者トモ暴逆相働キ、天下ハ勿論

行幸存立候、各モ苦勞ナカラ

幕府家政ヲ紊乱致シ候間、其罪ヲ被為

朕力意ニ体シ、宜シク頼入可被

糺候タメ、関東ヘ可被遊

思食ナトノ

行幸被為

德音

思食候、右

御下シ被遊、御先手並中軍殿り等夫々部署、且京地

御供被

・浪華御留主等迄

仰付候間、早々上京可仕旨被

御処置ノ上

仰触候ハ、薩摩・仙台・長門・土佐ノ如キ、元ヨリ

御発京、伊勢

太神宮

御拝礼、尾張ニテ

宝剣被為

召、宮根山ヲ暫時

行在トシテ、老職・小老・三奉行ノ面々被為

召寄、丑年已来ノ事件

御讓責ノ上、其身ハ御供ノ諸侯ヘ

御預ケニ相成、其上ニテ幕府ヲ被為

召、件々

御処置相濟、直ニ大城ニ被為

臨、浦賀海門御防禦

御定メ、河越忍等ノ類ヲ十万石ツ、モ加増シ、海口ニ

封ヲ移シ嚴重御手当、大城ヲ安東府トシテ、親王ノ

内ニテ文武兼備尤義勇ノ御方ヲ安東大將軍ニ任シ、

沿辺諸侯ニテ忠義ノ者ヲ択ヒ副將軍トシ、処置相整

候上ニ仙台マテ

行幸、蝦夷地方ノ經營被為遊、出羽ニ路ヲ取、其地ニテ

可然形勝ノ地見立、寧北府ヲ置、將軍已下任之コト

安東府ニ同ク、夫ヨリ北陸

巡狩、直ニ浪華城ニ

行幸、此地ニ

蹕ヲ被為

駐、天下諸侯ヲ召シ、封建ノ大勢ヲ潤飾シ、新ニ封ス

ルモアリ、封ヲ増モアリ、邑ヲ除クモアリ、農制兵

制ヲ始メ律・度量衡・曆数等治世ノ具ヲ改メ、大ニ

天下ト共ニ更始スル号令ヲ発シ、金貨ヲ精金銀ニテ

鑄直シ、正実ヲ先トスヘキ手本ヲ敷キ、次第ニ礼案

ヲ議シ、都ヲ大和国ニ遷シ、平安ト浪華ヲ別都離宮

トシ、六郷六遂ノ制ニ効テ兵ヲ置、僧ヲ還俗セシメ

テ兵士トナシ、寺觀ヲ学校ニ転シ、種々風俗ヲ破ル

類一切禁之、上代敦朴ノ俗ニ移シ、精々經營、一兩

年中ニ南海西海ニ

巡狩被為遊、撫南府・鎮西府等ヲオキ、將軍已下任之

コト寧北府ト同ク、遂ニ朝鮮・滿州ノ地ヨリ唐土南

海ノ人マテ

皇化ヲ仰キ、

正朔ヲ奉シ、西洋夷賊トモ東海ニ帆影モ見セ得ヌ様ニ

被為遊度奉庶幾候事ニ御座候、扱右大機會

御外シ被為遊候事モ、畢竟ハ未タ天運来リ不申哉ニ被

存候ヘトモ、残念ノ事ニ御座候、其後直弼暴死仕候

義ハ即チ天誅ニテ、天ヨリ

陛下ニ已来ノ事ヲ任シ候効ニ可有之、勿論白日ニ元老ヲ

斃サレ候位ノ幕府ノ運ニ御座候間、

天朝ヨリ事ヲ被為挙遊候ハ、枯タルヲ拉クヨリモ易ク

被存候、然ルヲ彼是トシテ打過シ自然ニ任セオキ、

其自ラ斃ル、ヲ

御待被為遊候ヘハ、諸侯ノ中ニモ桀黠ノ者有之、足利

末世ノ如ク、銘々天下ニ望ヲ掛テ割拠仕候様ニ至リ、

天下又々瓜分仕リ、人心モ不一、昏暗ノ風ニ移リ、

天朝尊奉ノ心モ消失可申、其節ニ至リ候テハ、仮令如何

様ノ

勅命ヲ以テ被

仰付候トモ動キ申間敷、右様内地混雜仕候節ニ至リ、

夷賊トモ黙シテ傍觀可仕哉、近来ハ、神州氣脈衰弱、

人心委罷財用耗屈仕候処、夷賊モ其隙見通シ候哉ニ

テ、江戸市中ニテノ暴横ハ勿論、富士山登岳々々上発

炮モ仕、對馬借用仕度ナトモ願出候趣、諸夷吾一ニ

取掛候様子ニ相見申候、去ル申ノ八月清國ヘ打入、

北京乗取候已後、逆焰益熾ニテ、神州相伺候ニハ

弥都合モ宜シク相成候間、定テ不遠不法ノ相談申掛、

兵端相開可申哉モ難測奉存候、然ルニ我ハ弥太平ノ

心得ニテ、防禦ノ穿鑿等ハ聞トシテ聞エス、却テ彼

ノ無礼ヲ憤リ候者ノ吟味ノミニテ、士氣ハ益委罷仕

リ申サハ、我ヲ疲ラセ彼ヲ助ケ候様ノイタシカタノ

ミニ御座候ヘハ、日ニ増危ク相成申候、夷賊トモ兵

庫・堺ノ開港懇願仕候義モ、畢竟京畿近國ノ地理人

情等吞込候上、浪華海ニ數百艘乗入、一同上陸シ、

上國ヲ中斷シ、東西救応出来不申様可仕タメノ事ト

相察申候、乍恐方今

禁衛ノ兵モ無之時節、僅ノ諸侯番兵位ニテ防禦出来可

申訳モ無之、万一右様ノ事ニモ至リ候ハ、諸侯伯

モ有志ノ士民モ如何切齒仕候テモ、道路硬塞仕候テ

一足モ踏出候事出来不申、早事ハ去リ可申ト奉存上

候、左候ヘハ、此節程宜シキ機会ハ無之、若シ此節

御外シ被為遊候ハ、ケ様ノ機会ハ又トハ来リ申間敷、

其辺ノ事相考候ヘハ、実ニ寢食モ安シ不申、痛心不

過之奉存上候、右ニ付、此節即チ関東

行幸被為

思食立度、重々奉願上候、当時可被為

頼諸侯ハ差当リ薩摩・長門・肥前等ト相考候間臣保臣

内勅ヲ以テ右国ニ下リ、極密

勅ヲ伝ヘ可申、尤右ノ国々ノ国是ハ臣保臣嘗テ見定メオ

キ候間、決テ

御氣遣ニハ及不申奉存上候、扱又猶更恐入奉存上候ヘ

トモ、切要ノ事ニ付奉申上候、天下モ七百年來大形

勢カハリ居候テ、士民モ故常ニ狂レ、此管ノ事ト存

込居候間、此大形勢

御引直シ被為遊ヘク被為

思食候ニ付テハ、承久・元弘

二帝ノ

思食位ノ小サキ事ニテハトテモ出来不申、矢張

太祖

中宗ノ遺意ニ

御則トリ、創業ノ

御積リニテ、末ハ大地球一枚ニ

皇化ヲ布キ可被遊ノ

御見込通徹不仕候テハ相成不申、若又承久・元亨位ノ

事ニ候ハ、反テ

皇威ヲ可被損、其位ノ事ニ候ハ、是迄ノ通り

九重上ニ

垂拱被為遊、自然ニ被為

任候方可宜ト奉存上候、依テ中井積徳カ述候通語奉獻

候、此書ハ前轍被為遊

御覽、

陛下自ラ

御戒メ被為遊候ニ於テ、十分宜シキ書ニ御座候、返ス

返スモ此末運ニ及テ、天ヨリ

陛下ノ英武ヲ降シ候訳ト、此節ノ機会ヲ

御外シ被為遊候ヘハ、事ヲ被為

挙候機会ハ又トハ来リ不申訳トノ二件ヲ、篤ト

御思慮被為遊、必々

御英断ヲ以テ、速ニ

御手ヲ被為

下候様、千々万々奉願上候、扱又奇計ハ密ヲ貴ヒ候間、

此事

御英断被為遊候ハ、

御服心ノ臣一二輩限り

御評決ニテ、旧例ニ不被為

依、極密ニ

勅書被

下置候様有御座度奉存上候、昔時護良親王ヘ新田義貞

ヨリ芳野山中ニテ令旨ヲ奉乞候節ハ、

勅諭ノ体ニテ被遣候由、非常ノ功ヲ被得度思召ニテ、非

常ノ事ヲ被成候義ト奉察候、依之義貞モ非常ノ功ヲ

成シ申候、勿論剪劣臣保臣如キ者ヨリ奉

奏候事ヲ

御取用被為遊候訳ニ御座候ハ、出格ノ義ニテ御座候

間、尋常ニ被為

依候道理モ無御座候ヘトモ、為念奉申上候、臣保臣卑

賤剪劣ニテ、ケ様ノ狂妄ノ言ヲ以テ奉瀆

天聽候罪万死ニ当リ、今日直ニ顯懲ニ被

仰付候トモ、少モ厭ヒ不申、然シナカラ奉申上候事件

ハ、必ス一夜ノ

觀覽ヲ奉願上候、從五位下平朝臣保臣恐恐惶惶死罪死罪

稽首謹言、

万延二年辛酉

四五三ノ二

保臣卑賤剪劣、殊に遠方の者にて、逐に天下の大事を以て御英聰を奉汚候事、重々恐入奉存候得共、天祖太祖御経宮御苦勞被遊候て、三千年無疵の天下に御座候処、丑年已来夷狄犬羊の賤き者より、漸く踐付られ候様ニ相成、彼の勢ハ日々月々に強梁仕、諸侯方同様大城にも罷登り、都下をも思の俣に横行仕、剩富士嶽にも登り放統等も仕候由、傍若無人之致方、當時之勢にてハ、一兩年之内に全く属国となし、我君臣を役使可申事必定と奉存候、保臣義卑賤剪劣とハ乍申、文久年間之人民三千万の一人に罷在候へハ、天地神明より御覽被成候所にてハ、尊卑賢愚の差別も無之、各其責に可任義に可有御座候へハ、一身の恥辱に於ても哭ニ無此上義ニ御座候、雖然、卑劣の悲しさハ、天地に号泣し日夜に慷慨仕候へとも何之詮も無之、時には扼腕切齒、時には流涕痛哭仕候而已

に御座候、然処、明天子上に被為在、賢諸侯下に多く被成御座、密に卓然たる御志も有之由ニ相聞、殊ニ御国之義ハ、從來天朝の御好ミも深く被為在候て、御自任も重く被為在候由、勿体なき義ニ御座候得共、保臣如き者も自ら御感戴奉申上、御家之得失等外之諸侯方並にも心得不申、尤国の大小・士卒の衆寡、外にも可然国も可有之候へとも、富強にして民信も上下一心、天朝翼戴の人氣固結仕居候事、外ニ比類可致国決て無之、就而ハ天下有志の士民、保臣而已ならず御下風欣慕仕候者幾百千欵可有之、苟も欣慕仕候者ハ、則御国の遠臣ニ御座候間、御国ニ於而も御藩士同様御撫育被為思召度奉存候、扱近頃恐多義ニ御座候得共、御家ニ於而之得失傍觀仕候ケ条、左に奉申上候、勿論函葬の言、御采扱には足り不申候へとも、芻蕘の言にても取候事ハ賢智の常ニ御座候間、不顧失礼奉申上候、

去ル申の春御参府の為、筑後松崎駅まで御出駕の処、桜田門外の変相達候間、直ニ御病氣の体にて御引返被遊、

其佩御参府も不被遊候事、御深意御座候哉は不相弁、世上之風評にてハ、從來御家之御氣象に御似合不被為遊御卑怯の様申候、是失の一也、右御引還後、御国境の関門御鎖し、旅客一切御納込不被遊、是迄入込居候旅人逐立被遊候事、天下一般御国欣慕の氣前被為挫、從來の御家風を落シ被遊候様相見候、是失の二也、江戸御屋鋪に志願申立若者浪人三十余人の者共之義、一々幕府に被為伺御柔和の御取扱、御家風見立罷出候註も無之、世上之風評如何ニ候、是失の三也、當時の御都合にてハ、長く御参府不被遊候ても相済申間敷、然はと申候ても、何の訳も無之、不時に御参府被遊候と申候ても、不都合之訳にて、世上如何風評可致哉、是失の四也、不得已事も有之、御参府被遊候に、江州辺にて、万一狂妄の者も有之、御行列奉犯候様の事も有之候ハ、御家之瑕瑾不過之事に御座候、是失の五也、此節御手伝と申候て、余多の金子差出候様申付の由、御差出被遊候てハ、方今大切の時節、御軍実の費に相成、且御家を輕蔑仕候意味

相増、此後迎も何事難題申來候哉も難測候、是失の六也、幕府より御家を疑候事ハ、仮令御領国半高御差出御断被遊候とも制釈仕候義有之間敷、然を彼是と御手入等被遊候ハ、自然御物入も有之、御重役等之精神も無益の場に疲候訳にて、外見にハ御家風にも疵付候様相成可申候、是失の七也、井伊大老にてさへ、暴戻相働候節ハ、一時の權勢にて三公方も入道為致、三家宗室大諸侯にても、押て隠居杯の取計、何の手もなく被行候処、大樹公年齢十八九にも被相及、大政自分了簡に被取行候様に相成候ハ、何事も遠慮会釈無之御家を疑候振合も自然と重ク相成、御参府中不意の取計にて、如何の御恥辱御受可被遊哉も難測候、是失の八也、御家の義ハ、從來天朝御尊敬の恐深く、殊に（島津將形）順聖公には格別の御事、天朝にても外々諸侯方御同様にも不被思食候趣に御座候処、當時の御様子にてハ御疑念も被為在候様ニ相聞候ハ、万一御倚頼の義も薄く被為成候様にてハ、天地神明ハ申に不及、御家御代々御祖先様に被為對候ても、

御申訳も如何可被遊哉、是失の九也、開港等の事件、  
 条約も来戊年十月頃迄欵の由、夷賊の強暴にてハ最早申  
 延も聞入間敷、則大坂・堺・兵庫等に開港いたし、夷館  
 も數十ヶ所取立、多勢入込候ハ、大地中斷の勢に相成、  
 万一の節東西救応も出来不申、京撰ハ弥孤立、諸品ハ押  
 て交易致候ハ、天下日用の品々全く被買揚、万民ハ弥  
 以困窮可致、一体浪華之義ハ天下の咽喉の地に御座候ハ  
 は、浪華城乗取、其形勝に拠候ヘハ、大地の胸中を被掣  
 候様にて、天下ハ首尾相応候事難出来、殊に金穀十分相  
 集候時節を見濟し、四方運輸を鎖候ハ、天下一般の難  
 義ハ申に不及、第一京撰並江戸の金穀必至と差支、数百  
 万の士民立所に餓死に及可申事必定に御座候、夷賊とも  
 上国の形勢も十分納得致し、人情も相弁ヘ申候ウヘ、俄  
 に我虚を見繕ひ、京撰に押入、為重上に不可言事をも働  
 候ハ、如何に志有之國にても、往復の首信使者も間に  
 不合、如何とも致方無之次第ニ可相成、況御國の如き二  
 百里外、片道の使者にても数十日相掛り候ヘハ、中々卒

尔の間には合不申、是失の十也、失を去て得に就たく存  
 候ハ、貴賤尊卑の差別なく、誰も同じ事ニ候ヘとも、大  
 家の御身上ハ御一身の御事のみならず、関係する所大く  
 重く、兎角に差障りある事と漢古今同患ニ御座候ヘとも、  
 失か一転して禍となり候に於てハ、大家ハ大家だけに禍  
 も大く重く候間、疾速に決断して、禍を転して福となす  
 ヘき事肝要に御座候、兎角得失去就の際ハ、果決英断に  
 ある事ニ御座候ヘハ、一日も早く御決断被遊、得に御就  
 被遊候様有御座度御事ニ御座候、一旦御決断被遊候に於  
 てハ、第一申春御道中より御引返被遊候事、弥以御深慮  
 と相成、初ハ雪女の如く終には脱兎の如しと、天下の人  
 々畏服仕、已来事々御指揮に従ひ、誰も異議存候者有之  
 間敷候、是則得の一也、已来関門御開き、有志の者ハ  
 勿論、一芸一能の士にても御納込被遊、其芸能を御使ひ  
 被遊候ハ、急度御用にも相立、御藩士の競にも相成可  
 申候、是則得の二也、江戸御屋鋪之義、久敷御留主に  
 も有之候ヘハ、御門出入等一層嚴密に被遊、不都合之者

紛込不申候様被成置、万一彼の三十余人の者共同様御下  
風を慕ひ參候節ハ、密に御国元ニ御召下御扶助被遊候様  
有之度、右様之者ハ卓越之者ニ付、非常之節ハ急度御用  
ニ立可申奉存候、御家之義ハ兼而幕府も相懼り居候間、  
右体之義被遊候而も、手ハ付兼可申、況而御心中御決断  
之義有之候上ハ、何之御懼も無之義に奉存候、是則得の  
三也、御參府御断御実病に無之段は、世上一般相分申  
居、幕府にても氣之毒に可被存候へとも、御大藩故致方  
も無之、打遣り置候哉に被察候、就てハ遠路御往來の御  
疲労も無之、御入費も相略り、御軍用の為にハ余程の御  
助と奉存候、是則得の四也、江州にてハ、御家之義御  
大藩ニ付、少々にても奉犯候へハ、上巳の恥辱相雪候訳  
ニ付、密に相企居候者も可有之候へとも、元來彦城中不  
忍合物も相拵置候由、先年已來大老之取計、全以國家之  
賊ニ候間、第一番に討伐可致事ニ付、右様之義ハ構候ニ  
及不申候、是則得の五也、御手伝金杯と申事、表向御受  
被成置、彼是と因循被遊、一錢にても御出金無用と奉存

候、從來御儲置被遊候義ハ御大造の御事之由、二三万金  
御差出被遊候ても、御費と申程の事も有之間敷候へとも、  
事を被奉候節、他の諸侯十分志ハ有之候ても、金穀に差  
支候国も可有之、左様之国々御助成被遊候へハ、天下の  
為莫大の御益に可有之奉存候、是則得の六也、幕府よ  
り御家を疑候事ハ、関原已來大坂陣等も同様之義、御家  
ニ於而も幕恩無之候へは、御感戴之義無之、兼々天朝  
御尊奉之事相聞居候上に、先年水府へ勅詔下り候節、  
近衛公ニ相係り候事も種々有之、如何ニ被遊候而も、迎  
も疑ハ晴可申様有之間敷候間、正敷天朝御翼戴義旗御  
差立、夷狄攘斥之大任に被為當、大義を以て天下諸侯に  
檄を被為移候ハ、一同左袒ニ相成可申事何之疑も無之  
候、左候て、弥以三千年の天下無疵ニ押通し被遊候へハ、  
古今の大功比類無之、痛快申計も無御座候、是則得の七  
也、事を奉候て大功を揚申度奮発致候とも、上ニ明  
天子も不被為在候節ハ、如何ニ工夫致候とも、空歎苦心  
致候而已ニ可有之処、方今の幸ハ、上に稀世の明主

被為在候へハ、無此上時運ニテ、風雲際会とも可申ハ如此時節に可有之奉存候、是則得の八也、御家之義、御祖先様已來 天朝御尊奉の御趣意相貫き、殊ニ順聖公御内存の義ハ 天聰に相違居候由、密に 御倚頼被為 思食居候趣も有之、尤午未兩年の事ニ付、少々被為 懲候事も有之哉に相聞候へとも、一國一藩よりの内 奏ハ必御聞込可被遊との御事に候間、御家之義御奮発、天下之事に御任被遊候義相達候へ、如何計か 叡感可被遊哉、所謂君臣御合体、天地感応と申に至り、事業も弥以速に成就可仕奉存候、是則得の九也、開港の事、来ル秋冬限り之由、夷賊も今程工夫最中に可有之、幕府有司も彼是苦心も致居可申の処、案の外に御家之義 天朝御翼戴にて、隕自天の勢を以て華城御乘取 行在と被遊、兵を分て京摂を衛り彦城を焼き上国形勝ニ跨り、天下諸侯を徵し、夫々部署し、先ツ内政を修め防禦の処置に及候ハ、幕府の奸猾も西洋の黠虜も胆を寒し、先ツハ此一挙にて別段海防にも不及候て、夷船はより付不申様可相成

被存候、是御一家の御奮発にて、天下の勢忽に三千年の昔に立返り、細戈千足の光り四表に耀き、石曼子(シマン)の雄名特に朱明に轟し、のみならず万里外西洋戎虜ともまで落胆股栗可致と奉存候、是則得の十也、右等の得失の義ハ保臣喋々不申上候とも、疾御承知の御事、殊に御深慮も被為在候義ハ申にも不及義ニ御座候へとも、戎虜の勢曖々相迫、天下の勢岌々危に近づき候へハ、一日も早く事を被為拳候方御手纏無之、速に成就可致奉存候、殊に至尊御一方九重上に 御苦惱被為 思召候御事、承り奉存候、臣子の身分として一日も漫然打過し可申義決て有之間敷可奉推察事ハ、臣子の身分漫然致間敷義ニ御座候、然して天下の事、歳と勢と形と有之旨に候処、形あらはれて後に拳候へハ、事と相逐て成就致しかたく候、勢に乗して拳候へハ、事と先後して成否相半仕候、只其幾を見て速に拳候へハ、万々成就致候ものに御座候、方今徳川氏の命脈ハ其幾うこき候のみならず形もあらはれ候て、如何計の賢人有之候とも逆も盛返しハ出来不申と覚へ申

候、其証拠には、景山老卿・尾張中納言卿・一橋卿・越前侯など数人賢明そらはれ候ても、都て禍を受られ候程にて致されかた無之候、殊に近年洋夷と相親しみ、天朝をも諸侯をも仇讎同様に取扱、万民ハ飢餓に苦しませ候へハ、天地神明よりは是を見候ハ、即ち戎虜の一類に可有之、仮令君に致候ても、独夫とも可申者に候処、外諸侯方よりハ僅に官長と申まてにて、勅命次第にてハ御討伐にても不苦候訳に御座候へハ、少しも御猶予に不及事に御座候、扱今の天下の運と幕府の運とハ最早致方も無之候へとも、二三層上に別段御宜敷き勅候事有之哉に被存候、其義ハ七百年來天下の事に御預り無之、人情世態共に別世界の様被為在候、九重のうへニ於而ハ明智の御方被為出候訳も無之候処、今俄に聡明叡智英烈勇武古今比類少き帝王被為出候御事、何之訳も無之偶然たる義ニハ有之間敷候、次に摺紳家にも英豪の御方輩出被致、外諸侯に於てハ大志の御方多人數被為在、殊に御家の如き二三代様打続き賢明に被為在候処、順聖公にハ

外諸侯一般の御目当とも被為在、当公御事御弱冠御不相応の御英邁にて、天下の重きに被為任候御志確然たる義ハ、彼の有村某懐中の御書にも明白に相見申候、右之通り、上ハ天子、下ハ有土の君申合候様に世に被為出候事、末運行詰り煩覆可致哉の界に至り候て、一同奮起太祖の昔に引返し、天地の正氣を我神州より押立、四海万国にも推及し度との天意欤と無疑様被察候、天意も右之通りニ御座候処、地理を以て相考候へハ、太祖の日向の国より起らせられ、不廷の賊を尽く誅戮して、都を中原に占め給ひし古轍にて、御家之義即ち其地方より旗を被為拳候て、奸猾を一蹴して上国の形勝に跨かり、帝室翼戴して天下に号令し給ふ事、是所偶然たる事に無御座候、将又人事を以て相察候にも、御家之義、右大任に被為当候様被存候へハ、是非とも御英断被遊候て、疾雷掩耳にいとまあらずと申様、神速に御打出被遊、時機御取失無之様、重々奉願候、恐々惶々死罪頓首、

文久元年冬十一月 真木和泉守平朝臣保臣



冊子原寸 縦二七・二種 横一九・五種 九枚

器 京都守護職二条城々番氏名

一 京都守護職

(松平容保)  
会津侯

御役知五万石

下屋敷於京師老万坪拜領

一 京二条御城大番頭百騎等相引ケ、此度より

御城番と唱

(瀨脇信進、小島藩主)  
松平丹後守様

(久松勝行、多古藩主)  
松平豊後守様

(信玄、阿部藩主)  
安部摂津守様

組与力 三拾騎ツ、

組同心 九十人ツ、

右之通、此節より取究候、

文書原寸 縦一八・五種 横二一・七種

○器 久光公御官位御任叙ニ付口宣々旨

其他御書付類現書御引讓之目録

巽 藤井良節ヨリ中山中左衛門へ

在京諸大名ノ動靜并近衛関白辭職ノ件

(備前采書)  
一 癸亥正月二日 京 藤井

春嶽様・容堂様御事、正月十二日頃、蒸氣船より大

坂へ御乗廻之処ニ御決定相成、廿日頃迄ニは御着之賦

ニ候旨、十二月廿五日仕立飛脚を以、岩下(方平)佐次右衛門

より申越申候、御国へは別段申上候旨ニ候得共、為念

申上候、一橋卿等之義も御座候間、別紙書面其仰奉入

御覽候、紀州云々之義は、国弊嘆願之義有之、從

関白様茂御縁家之事ニ而難被捨置、乍高猪持参(高崎猪太郎)ノ御返

書、春嶽様へ被仰遣候義ニ御座候、尚い細は跡より可

申上候、

一 只今御滞 京之大小名、(池田慶徳)因州公・宇和島御隠居伊予守

様・阿州若君・肥後長岡良之助殿・長州両公・土佐守

様・中川侯等也、内因州井宇和島・阿州・長岡家等は

(父昭、嗣藩主)

何も御同論之由ニ而、第一長州始御暇之御建白被為在

候由、就而因州ニは最早大坂之様、御引取ニ相成筈之

由ニ御座候、伊予守様・阿州・長岡家

三郎様御上京、頻ニ御待ニ御座候、ひどく御したひ之

御模様ニ而難有事ニ御座候、于今長州・土州之異論ニ

は誠ニ不言心配仕申候、

一 関白様御辞職事も、先御 聞濟無之様、從関東御願ニ

相成候旨ニ御座候、

右は、急キ差かゝる事のミ申上候、大事之本田留主

(親性)

中、誠ニ苦心仕申候、御察可被下候、以上、

正月二日 藤井良節

中山中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第二号文書

ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五糎 横一五七糎

〆 藤井良節ヨリ中山中左衛門へ

齊彬公御贈官位ノ件

(編纂朱書)

「癸亥正月二日 京 藤井」

此般

御贈官御一条ニ付、

宣旨位記口

宣案御受之手続キ委細承合、早々申上越候様御掛合之

趣、逐一致承知、即刻参 殿、極内

関白様江奉窺候処、從

上卿職事武伝へ被相渡、御月番之從伝

奏、直ニ御渡しニ可被成事と被 思召候得共、尚伝

奏ニ而承合可申旨 仰候ニ付、早速野々宮家へ参り、

雜掌へ出会申入候処、此内水戸御贈官之例有之候得共、

是は御三家之先例として、從伝

奏諸司代を被召、御渡しニ相成事候得共、薩州家のは

いかゞ可相成哉之旨ニ而、委細相窺為知可申との事故、

尚申入置候は、此度薩州家御贈官之義は、

勅諭ニ出候事ニ而、申望候例とハ、訳も相變り候御事ニ付、何卒從伝

奏御直ニ相渡しニ相成処ニ被仰付度旨、申述置申候、尤無左候而は、

勅慮ニ出候所詮も無御座候間、屹と其運ニ相成候様、請合可申との事ニ御座候、尚又

殿下并議

奏方へも相願置可申候間、御使之義は早く御差立ニ相成候様有御座度奉存候、

一 女房奉書と申義、於 御国申馴候事ニ御座候へ共、御昇進等之事ニ一向無之筋ニ付、段々承合申候へ共相分り不申、依之勘考仕申候ニ、第一

御贈官之

宣旨一通、次ニ位記一通、口 宣案一通此一通之事ヲ女房奉書と唱へ誤候事歟、都合三通御渡候御定規ニ御座候由、しかし 御家ニ付而、何ぞ御訳柄被為在、女房 奉書と申事御座候哉、承知仕置度奉存候、

右は承合候手続、極急飛脚を以、早々申上越候、以上、

正月二日辰刻

藤井良節

中山中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五糎 横一九七糎

異 藤井良節ヨリ大久保一藏へ

長州ノ暴説及尹宮守衛ノ件

(端裏朱書)

「癸亥正月二日 京 藤井」

御早着、毎事御周旋被成候半、奉恐儀候、京師御立後、即喜入家御坂着相分り、廿九日御上京、早速 陽明家へ御届旁参 殿仕候処、元日ニ参 殿被仰出、同道仕申候、尤 御両殿様御一緒ニ拝謁被仰付、御都合よく相済申候、扱毎日出会、万事寛々申承仕合ニ御座候、宮様へは三日中参 殿之筈ニ御座候、御残し置之御書

面も、直ニ指出し置申候、御出立後、何も相変義も無御座候へとも、長・土之辯論ニは誠ニ込入申候、屹と暴発も難計模様ニ而、宇和島老公(伊達宗城)・因州大ニ心配も御座候へとも、御手も難被及御模様、扱々込入たる事ニ御座候、彼之御都合少ニ而も相分り次第、極急飛脚を以被仰越被下度奉祈候、因州・宇和島・阿州・長岡同論ニ而、陽明様へ茂一同廿八日御参 殿ニ而、議奏・武伝ニも御出会にて、重疊御議論も為有之由と申も、やはり長・土等御暇之御一策にて、各様奉始、御一同に御暇御願出之事ニ御座候、此事甚難被行勢にて不得止候、○長州より大キニ薩ヲ疑ひ候事ニ付 宮様御配慮不一方、是ハ御存之通、志々目始人数差上置候処より様々と 宮江申上込ミ、正義之 御方因循ニ奉成候と之説起り、大ニ不平ヲ生し候との事、土州武市(瑞山)半平太甚心配致し呉候由ニ付、今日同人へ参り談合いたし、兎角此上は三藩より両三人ツ、差出候筋可然と申談し置申候、尤 宮ニも其思召ニ御座候、甚不快千

万ニ御座候へ共致方無御座候、何分ニも公平之処ニ無之候而は相濟不申候ニ付、先右之通取計可申候、尤喜入家ニも形行申演談合仕申候、えも知れぬ事共差起、心外千万御察し可被下候、

一御国元より十二月十五日仕出し之御用封、廿九日相届、廿一日仕出之分今朝相届、両度分御用封、極急飛脚差立差上申候間、御請取可被下候、以上、

正月二日

藤井良節

大久保一藏殿

二白、吉井氏へ別段差出し不申候間、よろしく御伝

声奉希候、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第二〇八号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・五種 横一九三・八種

罷 藤井良節ヨリ大久保一藏へ

京師ノ状況ヲ報ス

年頭之御祝義申上候、扱大事之一条日々案し御左右御待

申上候、

勅使復命より、(松平慶永)春嶽様義ヲ色々と因循之様被仰立候御模

様に、甚残念之仕合ニ御座候、其上越・土両侯と薩と

同論、関東ひいきと申説迄差起り、強腹千万ニ御座候、尤

宮ニも越・土・薩之説ニ御まよひ被遊候旨をも申立候由

何とも不平至極ニ御座候、

御建白之御趣意は勿論、右次第之場所へ 御上洛ニ而は

いか成珍事到来も難相計被存、先何ニしても容堂候早く

御上 京なくてハ御同藩之折台も付兼申候半、何分公武

之御形勢篤と御勘考之上、毎事御周旋平ニ所祈ニ御座候、

恐惶謹言、

正月二日

藤井良節

大久保様

参人々御中

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第二〇六号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八種 横六一・三種

近衛忠熙卿より島津三郎殿へ

大樹公并土岐出羽守へ御返書写式通

(包紙ウツ書) 「写終」

7

「

四六〇ノ一

(封紙ウツ書) 正月二日

大樹公江御返答

土岐出羽守へ渡ス 忠熙 御代筆相勤

「

征夷将軍源朝臣奉職以来、政刑錯乱失職掌之条、惶懼之

余今度正刑典且辞官位一等之旨、其志意神妙、如此有悔

悟之上者不及辞退候、尚不誤征夷之任、早決策略可拒絶

戎慮者也、

檀紙堅物八折斗同紙表包

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第七号文書

ト同文ナリ)

文書原寸(折紙) 縦一六・三種 横四五・三種

四六〇ノ二

(封紙ウツ書) 正月二日

忠熙認之

土岐出羽守江 御返答 一

田安大納言

後見中彼是心得違有之、恐懼ニ付辞官位一等可退隱之由被 聞食候、依大樹若年為後見之処失其職掌、政刑錯乱如何之儀被 思食、依之辞官位共一等退隱之旨、伺之通被 仰下候事、

大奉書三ツ折表包同紙

(本文書ハ「鹿兒島史料 忠義公史料」第三卷第八号文書ト同文ナリ)

文書原寸(折紙) 縦一六・三種 包紙原寸 縦三一・三種

横四五・三種 横四二・二種

異一 近衛忠熙卿より島津三郎殿へ

京都之事情報告

(包紙ウツ書) 「島津三郎とのへ」 忠熙

内密

(朱) 紙三ツ同ジ)

□ (朱) 「癸亥正月五日」

(封紙ウツ書) 「島津三郎とのへ」 忠熙

内密

(朱) 紙

尚々春寒難去、御自愛之様奉存候、 忠熙從旧冬風邪甚発声六ヶ敷、唯今微声甚難洩之事情より、甚乍略儀代筆之条、免可給候也、

乍略紙申入候、新年之嘉儀、何方茂同然ニ候、先以御勇猛珍重之至ニ候、抑旧臘ハ市蔵上京、御伝言之趣承知仕候、尚亦喜入撰津上京、御伝言等も承候、何分其許一日茂早ク御上京無之而ハ、甚苦心難堪候、扱土岐出羽守上京、大樹直書ヲ以辞官位之事故申上、右ニ付テハ区々之説甚心痛之事ニ而、先被召上候ニ御治定ト相成、大ニ安心仕候、仍 御返答之写、御一覽之様進入候、扱又忠熙辞職之儀、

主上ニは被聞召、大ニ安心ニ存居候処、未関東不相濟、甚々懸念心配ノ之事ニ候、何モ申入度事は海山在之候

得共、難認取、尚御登京待入存候也、

正月五日認

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第六号文書

ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・二櫃 包紙原寸 縦三〇・八櫃

横六九・五櫃 横四三・三櫃

吳三 藤井良節ヨリ中山中左衛門へ

京都ノ形勢ヲ報ス

〔端裏書〕  
「癸亥正月六日 京より 藤井」

昨五日午ノ刻、一橋中納言様御上 京、東本願寺御旅

館相成申候、同日淡路守様(島津忠寛)ニも御上 京、四条寺町大

雲院御滞在御座候、高崎(正風)左太郎蹴上迄御出迎申上候、

今朝 御直書御廻しニ相成申候間、差上申候、

一昨秋より 御直談相成居申候 近衛様江御献金之事、

進藤式部(長義)権少輔殿より、又々承申候、いかゞ相答へ可申

哉、被仰越被下度、小松家御滞京中伺置可申之処、失念

仕、不行届之次第ニ御座候、宜敷御評議被下度奉存候、

一大久保一藏江之御内用封は、早速飛脚差立、江戸へ相

廻し申候、いまた從江戸之一左右無御座、彼是と案痛

仕申候、御当地へ御滞之御方々之内、去ル三日參

内被仰出候向は、長門守様始相模守様・伊予守様・阿

州若君淡路守様・毛利淡路守様、右之内相模守様ニは、

兼而御暇御願ニ相成居候よしニ而、御願通被仰渡、翌

日御出立、大坂之様御下り相成申候、大膳太夫様ニも、

兼而參

内被仰出居候得共、御重腹中ニ而御断ニ相成申候、此

節は御父子とも一往御暇御願出ニ相成候由、然ルニ長

門守様丈は、何とか御引留之御模様と被伺、乍恐段々

存寄之義とも、極内言上も仕候得共、御父子御一同御

暇は被下兼候御様子ニ御座候、国事掛と申、公卿かた

式捨人余も御出来ニ付、却而

朝議茂御一決成兼候御模様、甚奉恐入御事ニ御座候、

宮ニもいまた御順快ニ不被為向、深重御案痛申上候義

ニ御座候、乍御病中色々 御苦心被遊、御不平筋も不

被少御模樣ニ相伺、其上

(近衛忠興)  
関白様御所旁、御風邪氣にて御座候処、旧冬月廿七日頃迫より

御声出不申、御言語伺取兼申位被為在、到頃日全く伺

得不申程にて、去ル二日山本典葉大掾相窺、御肺腑江

御掛り被遊候ニ付、屹と御養生頂き度旨被申上候由、

一昨四日 左大将様被仰候、尤私共拜謁も難被仰付旨

ニ付、彼是苦心不一方、御賢察被下度、大事之時節ニ

色々心配筋差起、困苦仕申候、本田氏・村山無余儀事

とは乍申、此節之留主は重大之事件のミ打重り、愚鈍

短才之小臣昼夜苦心、御察被下度、何分早目ニ上 京

相成候様深重奉願候、

一先日申上候

御贈官ニ付、

宣旨 位記 口

宣案御渡之義は、いよ／＼伝奏衆より直ニ御渡之処ニ

御座候間、御申受之御方へ、早々御上 京相成候而可

宜奉存候、且は

三郎様御上 京之節、御直ニ御受被遊候御手続なれ

へ、尚格別之御都合欵、右は乍恐存付之俣申上候、

一守衛人数御暇之上引取之義、

朝廷御都合之処、撰津殿御内話承知仕候、御模様次第

ニは御座候へとも、到爰は何濟之上、公然と多人数一

同右門被召列、行粧正しく御引取相成候方、可宜哉と

内評も仕申候へとも、今少し形勢見合不申候而は、相

濟申間敷やと奉存候、

思召之次第も被為在候へ、撰津殿へ被仰越候方欵と

奉存候、一橋卿御上 京之上、大坂城へ被為入、第一

海防義御裁判之為、別紙之通多人数被召列旁ニ付而、

有志諸生輩之異論紛々、誠ニ込入候形勢、夫故因州公

始伊達老公・長岡良之助殿・阿州若侯杯、同論之御建

白等暇少次も難被行御模様故、尽死力周旋仕申候得共、いま

た諸藩御暇之御議定ニ至兼、甚残念ニ御座候、今朝も

從伊達公被召、追付罷出候賦ニ御座候、極而右等之御

咄ニ可及やと奉存候、何分込入向は長州ニ御座候、長

門守様御復命之上は、是迄之勤勞被称候而、夫ヲ塩合

ニ而御暇被下候様ニ之義は、乍恐極内申上候事も御

座候、尤内実ヲ承候へは、余程国内も被弊ニ及候由ニ

御座候へは、大事之時節、国力御養無之候而ハ不相濟

との御願書面も御座候由なれば、何卒して御暇ニなれ

かしと、奉祈事ニ御座候、尚追々申上候様可仕候、

一梅芳院御祐筆同道下り方之義、格別御急キニも無之御

模様奉伺候得共、御召料事とも相片付申候ハ、正月

末方発足ニ相成可申と奉存候、尚御都合も御座候ハ、

早々被仰越被下度奉存候、

一三郎様御発駕御治定被仰出候ハ、急速被仰越被下度、

尤粟田 御殿拝借内願之事申上置候得共、いまた其後

之御用答も参り不申候ニ付、是又御否早々被仰越被下

候様仕度奉存候、摂津御殿旅宿も、同 御殿之御密門

内寺院御かし被下候ニ付、夫へ引移りニ相成答ニ御座

候、

宮様江御機嫌伺も、明七日ニ参 殿拝謁被仰付答ニ御

座候、

右は今日迄之処申上候、尚追々可申上候、以上、

正月六日

藤井良節

中山中左衛門殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第九号文書

下同文ナリ)

文書原寸 縦一五・八糎 横三七三・三糎

### 四三 福山牧場見分報告書

福山御牧見分仕候次第、左之通御座候

一惣陳之南屋敷と号候所、当分御殿より作場免許ニ相成

居、当年迄ニ而年数答合、来年場所替仕之由、東西七

拾間、南北八拾間、町ニして老町八反六畦式拾歩、迫

頭ニ而中窪ニ御座候得共、北手之方南向ニ屋地引并候

得は、日受も宜敷候、南手之方は稍平地ニ付、纜之引

并ニ而、屋地可調相見得申候、東西之中央ニ道相通、

南北双方江屋敷見立候ハ、拾ヶ所位は存分可調地形

ニ御座候、尤東迫尻江泉流出候、其間九拾貳間、水汲道も穩ニ候、水例仕候得は、直径五間五尺五寸八部、尋ニして七尋三尺八部下り御座候ニ付、右屋敷江井戸堀候ハ、決而最安可相調哉と吟味仕候、

一右場所、西より南志布志筋、東日州筋江取向、いつれも半道位は広野ニ而、諸所御殿免許之開地も御座候得共、又新開地作職可仕地面、十分ニ而御座候、

一当分福山之麓井浦町境内究屈ニ付、先前より右惣陳を城山ニ相願、麓引直シ、日州街道江浦町引移候ハ、為勝構也と評判仕場所之由承候、夫程ニは無御座候而も、用水手近、且北は惣陳之岡引包、辰巳受ニ而暖氣ニ御座候得は、屋敷立候ニは、御牧内ニ而一番之場所之奉存候、

一福山坡上より右屋敷字迄拾四町拾八間、

一日州筋往還より入込町、

一右出水側より谷川畔、南野岡古開地之跡、竹木等仕立風防仕候ハ、又十家内位も居住可仕地形ニ御座候、

一右屋敷字より貳町程も相隔、街道番人罷居候、仕水は貳百間程有之候辰巳之谷より汲上候、不如意之原中ニ而、以前より雪降等往來之便ニ被召置候由ニ而、八拾間方之屋敷、外廻杉仕立、内茶藪類植付居住仕候、右は棕栢・楮仕立、年々有限上納迄ニ而、免地ニ相成候段承候、

一越之場壹町貳反方有之、貳反ツ、ニ割候而も六屋敷は存分ニ候、右も平地ニ而、福山坡上より七町程、日州街道より北江入込貳拾間程御座候、右より戌亥之谷頭江下り、御前水と号候清泉湧出候、直径は拾八間、水汲道は曲行仕候故八拾間程、水勢盛ニ而おやし漬場ニ御座候、仕水便利宜敷候得共、西北打開候ニ付、竹木仕立風防仕候得は、住居宜敷ハ、是又前文屋敷字ニ差次場所と奉存候、

一右式ヶ所之外、日州筋并志布志筋其外街道番人居住仕候所も、仕水は大形難所之坂道百間内外も汲揚候不便利之次第ニ而、屋敷構ニ十分之場所不相見得、尤最寄

江作場存分可開立平地相少候得は、幾家内も屋敷立候  
而作職仕候ニは、前文屋敷字之所、差次ニは越之場程  
勝手之場所は無御座候、

一馬除土手高サ七尺新筑調、老間ニ付受負錢百貳拾四文  
ツ、筑方ニ付而は、西目方之賃取より土地之者筑候  
方保宜敷、乍然多年罷越取馴居候賃取ニ候得は、随分  
宜段承候、

一家作造立材木之儀は、御牧内御仕立山之下杉間引仕被  
成下候得は、最寄江存分之由、

一葺茅之儀刈取候は、応氣候節急キ候得は九月頃、遅  
けれハ十月十一月ニ而、大形六拾日を限刈取候由、北  
御牧外之美濃原より比曾木野迄茅場之由、当分は時節  
過候而貯無之候得共、秋末ニ罷成候得は、又存分之由、  
一惣陳より北平引下り、東西一流平地も相見得候得共、

一体地形南北狭、殊ニ冬向余程寒涼ニ而冷氣強、右方  
限江生育之馬、外々と違、取分煩候由、居屋敷等ニは  
相応仕間敷、牧馬も暑痛より寒痛多、雪天等打続寒氣

強年ニは、就中多斃候由、夫も大形十二月より二月中  
ニ限候由、一体陰地と相見得申候、

一桜島燃砂吹込之所、厚サ貳尺程も、又薄キ所は四五寸  
位も御座候ニ付、島作は其假仕付候得共、諸所迫尻谷  
頭等新開之田坪は、右燃砂取除候得は、往昔も作場之  
体ニ而畦立仕候形相殘、水持も宜敷、取実仕由承候、  
一土地相応仕候は美濃原大根ニ而候得は、老反ニ付押井  
拾五貫文程之由、肥は鮪・鰹干糟召仕候由、其外粟・  
野稻・唐芋・蕎麦・里芋相応仕候由、大豆作は南恒吉

之方ニ依候得は、取実仕段承候、

一荒野仕明は西目賃取夫相備、老反ニ付四貫五百文ツ、  
ニ而頼入来候由、

一粟焼蒔之畠は野焼不致茅立置、夏分粟蒔入之節焼候而  
蒔付、野芝打返シ、山畝ニ而塊を打崩シ、覆置候得は  
依年柄、老畦ニ付老斗余も致取実、其跡は大根作ニ宜  
敷由、

一初作より大根作仕候は春致野焼置候得は、茅根打返候

も埒明宜敷段承候、

一 御殿より新開地免許ニ相成候作職場開発より五ヶ年限  
ニ而抜地相成候は、馬除之筑土手取崩し、土引并致返  
納、別段新開場願替候規之由、若地位不拔候而、作職  
仕統度存候得は、又願重候由、

一 市成街道番人、新井戸堀候所、燃砂四尺通播除、夫よ  
り差渡三尺位、深サ式拾壹尋ニ而、底水江堀付候得は、  
白砂盤ニ而少シ濁候、早ニは上ハ水稍耗候得共、雨降  
二三日後、上ハ端式尺程も水増候由承候、右ニ比シ候  
得は、前文屋數字之方ニ堀候ハ、雑用半方ニも不及  
底水ニ堀付可申哉と見当仕候、

一 福山之儀、近年人勢殖立、作場存分不引足候ニ付、上  
別府通より日州筋迄之間、北之方都而作場御免被仰付  
候得は、難有奉存段、所牧方掛役々よりも承候、

一 田方六町八反三畦程

内倉町壹反九畦程

高ニして拾壹石七斗八升余

右、現地門付并浮免・抱地高

五町六反四畦程

付粗百三拾七表余<sup>(後)</sup>

右、御牧内新田

一 畑方九拾壹町壹反九畦余

内式拾三町五反

右、牧神祭料、諸所外戸番人壹人ニ付壹町五反ツ

、并下牧見廻壹人ニ付壹町ツ、御牧内御仕立山

火除給分地六拾七町六反九畦程、

納粟式拾石式斗八升余

右、延畦之由承申候、

右は、別紙簾絵図面御牧内御竿入、現地并浮免・抱地

高、御殿免地之田畠取しらへ方仕候処、大概右之通御

座候、以上、

亥正月八日

文書原寸 縦一四・二極 横六〇・五・二極

大久保一蔵江戸ヨリ在藩ノ中山中左衛門

へ

將軍上洛暫時延期ノ件

〔彌義朱書〕  
癸亥正月九日 江戸 大久保

昨日迄は別紙通御決定ニ相成候間、早々御注進申上候  
賦ニ而相認置候得共、亦々左之通御評議相替り候、町  
便ヲ以形行申上越候間、早目相達シ可申候得共、尚為  
念飛脚差立申候、別紙ハ最早無用ニ御座候得共、昨日  
迄之形行御覽之為、其假差上候、

一別紙通、昨日迄御決定之事候得共、昨日藤井良節別紙  
書状到来、色々混雜之模様ニ而不堪心配趣申遣、実ニ  
長・土之暴論可惡、殊ニ薩ノ名ヲ立候義、憤恨之次第  
御座候、是ハ今般 御建白之御趣意相洩候而之訳ニハ  
無之筋ニ候得共、一体土・越ニモ薩之建議相立、且  
宮様へ御借入之一条等、実ハ妬心より起り候訳ニ可有  
之、終ニ

皇国ヲ乱シ候者ハ長たるべく候、就而は篤と熟考仕候

処、

大樹公上 洛御延引被

仰出候ハ、愈物議沸騰いたし、却而害ヲ引候様之事  
も難凶、且ハ薩之建白よりして如此と、尚以因循とか  
何とか異説ヲ生シ候義案中ニ而、天下之公論ニ候得は、  
少も不差構訳トハ乍申、亦嫌疑ニ遠り候場ニモ無御座  
候而は、一人之上とハ違ひ、

御名望ニモ相抱候義、尤是ハ長一藩之譏ヲ僻ルのミに  
無之、御当地一体之論ヲ承候処、暴論家多ク中々六か  
鋪勢之事ニ御座候、依之昨晚越邸へ伺候、御両公御揃  
ニ而色々御議論モ有之、且及建議訳も有之候処、御評  
議之上、左之通御決定相成候、

一大樹公上洛三月初旬と申処ニ、シバし之御延引以

朝命被 仰下候様、当分ニ而は二月七日御乗舟ニ而蒸  
氣船より御上 洛ト申ニ御窮り相成候、左候而ハ、

三郎様二月廿日頃ニモ御上京ニ候へは、上洛前春嶽公

・容堂公篤と御談判ト申義不被為調、しかしなから於

關東御延引難被成内情も有之、殊ニ被為對

朝廷、今更御延引ト難被

仰上訳候間、何卒

朝議ヲ以被 仰下候様有之候得ハ、別而御大幸ニ候間、

其筋相含周旋いたし呉候様と之御事ニ御座候、

春嶽公ニは

御召ノ

命ヲ御待、

三郎様御上京御一緒頃ニ上京被成度と之事ニ候、

一 予参之大名ハ、自国之守禦之術攘夷之基本ニ候間、篤

と

朝廷より御示諭有之、御差留被仰出度事、

一 容堂公ニは明十日御乗船にて、蒸気舟にて御上京之賦

ニ御座候、是ハ

御召之

命相下り候、子細ハ三条様長土之暴説ニ御迷ひ、越前

ハ因循説ト申事ヲ主張シ、別紙藤井書状(長船)之通に御座候、

しかし容堂公ニは、何様之

命下り候共、

三郎様・春嶽公御上京之上なられてハ、御一人ニ而御請

難相成趣被仰上、屹度三条公などの説ニ動キ候存慮ニ

無之、至極之御決心之筋ニ相見得候、於京師(伊達宗城)宇和島老

公・因州公(福田廣徳)・肥藩長岡良之助(謙亮)、よ程宜鋪由ニ御座候、

宇和島・長岡ハ藤井拜調いたし候処、至極

三郎様へ依頼にて、議論も少も異議ハ無之由に御座候、

依而容堂公も此方々へ御談判可被成と之御趣意ニ御座

候、

一 私事も右之趣相含ミ、今日発足仕候、

御趣意通ニ参兼候次第不得止候、暫時之御延引被 仰

出候義、且予参之大名御差留之義ハ、

朝議も別段六か鋪訳は有之ましく奉存候、何分御用済

次第ニハ早々驅下り候含ニ御座候、

一 容堂公・春嶽公より宜鋪申上越具候様、且

御上京之義、早目偏ニ御願申上呉候様と之御事ニ御座

候、

一御発駕御日限もはや御窮相成候半、町便よりも申上候得共、此節ハ突に不容易御場合ニ候間、威儀十分ニ被為調、御上京被為在度奉願候、

右之趣、町便よりも為念飛脚差立申上越候間、達

御聴候義共、可然御取計可被下候、委事申上度義の

ミ御座候得共、出立ニ付混雜いたし、要詞迄申上候、

何れ京地より尚亦可申上候、以上、

正月九日

大久保一藏

中山中左衛門様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第二卷第二二二号  
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六種 横二四八・五種

京師 一橋中納言殿ヨリ被達候御書付二通、

同年二月三日大久保一藏持下ル

四六五ノ一

修理大夫参府之儀、先達而相達候得共、此度三郎上京被

仰付候ニ付而は、右御用相濟候上、修理大夫参府候様可

被心得、尤右之趣、江戸表江は此方より申立置候事、

正月

文書原寸 縦一八種 横六〇種

四六五ノ二

別紙之通、修理大夫江相達候ニ付、三郎儀早々上京いた

し候様可被心得候、尤江戸表江ハ、從此方申達置候、

正月

文書原寸 縦一八種 包紙原寸 縦二八・四種

横四〇種

横四〇・六種

四五 一橋慶喜公より薩藩へ通達

二通

茂久公参府の件

(包紙ウツ書)

「文久三年癸亥正月十四日、於

四六 一橋中納言より島津三郎殿へ

久光公之上京を促す

(包紙ウツ書②)

「島津三郎殿

一橋中納言

用事

(黒紙)

〔癸亥正月十四日〕

(包紙ウツ書①)

「島津三郎殿

一橋中納言

用事

〔癸亥〕

(黒紙)

正月十四日出ス

(封紙ウツ書)

「島津三郎殿

一橋中納言

用事

春寒難去候得共、先以平安被致起居、欣然之至ニ候、然  
は拙者儀、此度上京致候ニ付而は、其許ニも早々上京被  
致、万事申合候様致度、兼而誠忠之段感服到居候得共、  
此節非常之折柄、一日も早く上京被致候様致度存候、此  
段急ぎ申進候、不備、

正月十四日

再白、随分時氣被厭候様存候、猶又為

皇国粉骨被致候様、渴望之至ニ候、以上、

文書原寸

縦 一九糎

包紙原寸

縦二七・八糎

横六〇・六糎

横四〇・二糎 二枚

四七 近衛閑白ヨリ島津三郎殿へ

久光公上京ノ御沙汰

(包紙ウツ書②)

「島津三郎殿

忠熙

(包紙ウツ書①)

「亥正月

修理大夫出府之儀、猶予ニ相成候ニ付而は、其許早々上  
京在之候様

御沙汰ニ候間、御達申入候也、

正月十六日

忠熙

島津三郎とのへ

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五号文書  
下同文ナリ)

文書原寸

縦一七・九糎

包紙原寸

①縦

二七糎

横一八・二糎

横三八・一糎

②縦三一・七糎

横四三・八糎

四六八ノ一  
尊融法親王より島津久光公へ

久光公の建白ニ就而、久光公の写共 二通

四六八ノ一

(包紙ウツ書)  
三郎殿

尊融

緘「亥正月廿一日」

青蓮院宮

(封紙ウツ書)  
三郎殿

尊融

緘

朝廷且天下之為ニ早々上京、衆心致安意謀頼入候者也、

謹言、

正月二十一日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一〇号文  
書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一七・一 横 包紙原寸 縦二七・六

横八七・九 横 三九・九

四六八ノ二

本文書ハ前文書ト同文ニ付省略ス。但全文朱書ノ久光自筆ノ写  
ナリ。

文書原寸 縦一六・六 横 三九・六

鷹司輔熙卿ヨリ島津三郎殿へ

久光公ノ上京ヲ促ス

(包紙ウツ書)  
島津三郎殿

輔熙

近臣中

鷹司公 正月廿一日」

修理太夫殿ニモ宜敷被申入候様頼入候、以上、  
亦無事珍重ニ候、抑旧冬建白一条、委細大久保市藏より  
令承知候、然処於京師難行、依而同人関東へ下向、又々  
当春帰京ニ相成、事可行之所、折あしく陽明所勞延日ト  
成行、段々難行相成候、猶巨細義ハ、同人より  
禁中御模様、且徳川氏之動静相聞ルへ候、右ニ付、卿  
上京如何ト、於尊融モ令苦心候、定シ両公より登京被申  
入候義は申迄モ無是ト被存候、於尊融モ

(付箋、包紙ニアリ)  
「文久三年癸亥正月廿一日、鷹司輔熙卿より

今般以御家僕密々被申越候一条云々、殿下、青門等厚

御配慮ニハ候へ共、議奏両卿過日来所勞引籠云々候上

京之儀被仰遣趣云々、出京云々、」

島津三郎殿

輔熙

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一一号文  
書ト同文ナリ〕

文書原寸(折紙) 縦一九・三種 包紙原寸 縦三二・二種

横五一・八種 横四二・五種

今般以御家僕密々被申越候一条於近衛家承候、昨年以來  
之義ハ巨細承知不致候へとも今度委細承候、方今之時勢

ニ而ハ彼是と申人も可有なから後來の遠謀と趣意之処、

深感佩服候、尤早々可取計と、段々殿下、青門等厚御配慮

ニハ候へとも議奏両卿過日来所勞引籠、其辺見合候へハ

弥以遅引ニ相成、急迫之場合、期限を失候へハ却而大変

を可引出と、実ニ残念なから無是非御見合ニ相成候、就

而ハ兼而上京之儀被仰遣趣、何とそ是非々々、早々御

出京ニ而万事御周施有之候様と呉々申乞候、何分於輔熙

ハ委細之義、昨今承候事故、御期約之通、御上京ニ而万

事御咄合承度存候事、

正月二十一日

御徒目付丹生助右衛門ノ彦根藩情探索報

告

(表紙) 「上」

江州彦根領地高追々被召揚候付、藩中人気何様候哉、

働静内密探索いたし候様被仰付、去ル十二日京都出

立、彼筋通行見聞いたし候、大頭左条ニ申上候、

一彦根領地之儀、統体富饒之土地柄、殊ニ掃部頭殿義、

世々大老職等被相勤、応時勢莫太之賄賂等被相請候付

尚又富潤、藩中一同耽遊楽居候処、去ル申年、掃部頭

殿不慮之落命後多人數江戸江之駆引、且亡家相統一件

旁ニ付、幕役等へ殊之外手入ニ相及、過分之失費相掛、追々用金不繰合ニ付領内強富之者共江出銀、又は過分之借上等被申付候由、然処去年九月頃、藩地之内犬上郡高五万石被召揚候処、前文出銀強富之者共、專居住之村柄ニ而旧主難離趣意申立、村々百姓貳三千人、越智川并高宮宿役人共を頭取ニて蓑笠、鉦、太鼓等相携、城下郡方役へ押寄、強訴ニ及候由御座候得共、城下士臣之義は不致働揺、然処郡役何様申諭候哉、無程慎靜いたし候由、其後無程同郡拾万石被召揚候節は前文徒党強訴ニは不相及由候得共、是以同断之趣意を以相拒、年貢米等末村之格護いたし居候由、尤右御取揚高都合拾五万石之義は同国御代官多羅尾民部殿支配被仰付候由候得共、彼方へ相請取候儀不相叶、夫成御座候由、但右土民共、旧主難離趣意を以、及強訴候得共、内心ハ主家相放候へは前文出銀返弁之道相絶候も難計、嫌疑を以徒党及強訴候哉ニも相聞得候得共、未真偽探得不申候、

一同藩士臣之義一体柔弱私欲之流弊甚敷、夫故左程人傑も不相聞得、内々紛乱之由御座候得共、此節掃部頭殿慎被仰付候付一同屈伏いたし、家老岡本半助当分專執政ニ而真忠と欽相唱、彼党貳三百人も有之、右は專先主暴罪を何卒相償ひ、偏ニ主家連続之義を相計ひ候得共、当時幕役江手入取入候道一円相絶候付、右半助儀は此節窃ニ上京いたし居、何方也と精々手寄を求め、頭赤心を

朝廷之逆鱗被為解候様、一向心掛罷居候哉ニも相聞得申候、

但藩中士分并与力足輕之義、株每段々相当之給米御座候処、屯人ニ而貳三株も兼致名代、右給米相円候流弊有之、定数家部本より追々格別減少いたし、譬は士分七百株ニは現株三百株位ならてハ無御座候由、

一同藩輕輩之者共内々

朝廷幸恨候哉ニも相聞得申候、

一同藩高家木俣清左衛門事掃部頭殿、去ル上巳亡命後專

執政いたし、藩中凡得人氣候者之由候得共、先度永井

雅楽於彼地成敗一件之義ニ付退役被申付、当分蟄居罷

在候由、

一右清左衛門嫁義は江州御代官多羅尾民部殿娘ニ而何ぞ

不熟等之訳無御座、当分宿元江差返預置候由、右兩条

少々疑念之次第ニ御座候間、子細得と致探索候様可仕

候、

一右件々通藩中一体情弱之習俗とは乍申、随分大藩之儀

御座候へハ其内野心奸謀取企候者も難計、何れ之筋、

重疊御用意第一之御砌柄御座候間、尚又精々機密探索

仕、追而委細ニ言上可仕候、

但当分咎人は彼地江間謀差出置、外ニ咎人彦藩憐村

畢竟之者得手寄申候付、是又不日ニ差出賦ニ御座

候、

右之通、見聞仕候、大頭一往御届申上候、以上、

亥

御徒目付勤

正月廿三日

丹生助右衛門

冊子原寸 縦二六・八種 横二種 五枚

(別紙)

一別冊御届書之内彦藩長野主膳儀を永井雅楽と書損仕

不念之至別而奉恐候間、何卒御消直被下候様、乍恐

奉願候、以上、

正月六日

丹生助右衛門

文書原寸 縦一六・六種 横二二・八種

四三 近衛前関白更ニ内覧ヲ辞スルノ上書

右ニ対スル御沙汰?

二通

四七二ノ一

依多病公事毎々不參、称懈怠之恐被辞申旨意懃懃雖難被

黙止、去夏以来世上不穩之形勢專尽丹誠忠勤、委任之器

被安

宸襟、今於退職は実被失股肱、況自在坊輔佐親情異他

旁歎惜之

叡念不少、猶加療養為國家可有在職被

仰下候事、

文書原寸 縦一九糎 横五三・二糎

四七一ノ二

近頃、疝痛難治、其上咳嗽症ニ執心之往来、或四時之感冒ニ而日夜之困苦、且追々及老年候而急速ニ茂快氣之驗難量候、依之重職之勤恐入候間、猶又閑白内覽驅身兵杖等辞申度候事、

文書原寸 縦一六・六糎 横三一・二糎

四三 朝廷へノ太刀馬代進献停止ノ件

手控

昔年来、毎歳明暮

御太刀 御馬代

進献仕来候処、去暮之儀は不被仰付との御事ニ而甚奉恐入次第二付、兼而御執奏勸修寺右少弁殿江差出シ置、只

管被頼置候次第ニ御座候、以上、

文書原寸 縦一六・八糎 包紙原寸 縦二五・四糎

横二六・四糎

横三一・八糎

四四 近衛忠熙忠房両卿より島津三郎殿へ 二通

久光公之上京を促す

(包紙ウツ書)

内密

島津三郎殿

几下

忠熙

(朱) 「癸亥正月」

緘

」

四七三ノ一

(封紙ウツ書)

「島津三郎殿

極内密々

忠熙

(朱) 緘(三ツ同シ)

□

□

□

」

尚々、春嶽最早上京之儀、何卒其許御上京之様、偏にく待入候、左無而ハ甚形勢心痛之事共ニ候、実

々天下之安危何卒方今ハ必々御上京之様分而申入候事、

先般、市蔵上京ニテ大樹上洛ノ儀段々御趣意共承、至極御尤ニ存、何卒被行候様、青門共々ニ勘考仕候へ共、何分 勅使帰京ニテ弥二月上洛之由、言上ニモ及候折柄ニテ迎モ唯今ト相成難被申出、甚苦心、乍去市蔵へ申含、春嶽迄差下シ内々尋問候処、深難在 觀念何卒御都合被為出来候テ被仰下候ハ、重疊ト申返答之由、且春嶽より之書状モ市蔵此頃持帰候事、其上一橋過日入来之砌、極密吐露ニ及候処、其御沙汰ニ相成候ハ、於關東深畏候事之由咄ニテ、其後又候入来之節ハ過日之吐露之儀ハ甚心配、何分今少し早ク候へハ重疊之義唯今ト相成候テハ人心動揺如何様之儀出来モ難計、扱々心配懸念之旨ニテ是ハ先不被仰下方ニ願度由被申候事ニ候、乍併何卒周旋可仕ト忠熈存込色々ト心配廻考慮候得共、迎も発言致不被行ト扱々苦心、青門ニ茂大ニ苦心、鷹司(輔憲)前右大臣ニ茂大ニ苦心、三人種々ト申合セ候得共、兎角被行候見込

不相付、扱々苦心折角其許之御趣意実々至当ノ事ト御尤ニハ存候得共、甚其辺難被行次第ニテ実々心痛候、不惡御承知之程、御頼申入候、仍前右府、青門等ヨリモ以別封被申入候間、内々御伝申入候、尚書外市蔵より御聞取可給候、扱帶刀上京ニテ御伝言ノ内、青門之儀一橋よりも以書取大樹公より御願之旨申出候、是ハ不遠前右府ト申合セ可被行様可取計存候、先ハ急要用計如此候也

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四号文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一八・一釐 横五〇・六釐

四七三ノ二

〔封紙ウツ書〕

「島津三郎殿

几下

忠熈  
忠房」

尚以春寒難去御自愛之様存候也、

年甫之嘉章申入候、弥御勇猛超歳之条令珍賀候、抑此別紙御一覽可給候、扱々苦心之事は、何分方今其許御上京

不相成ハ甚形勢六ヶ敷次第、何卒草々御登京待入存候也、

正月

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第三号文書

ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八・一 種 包紙原寸 縦二六・八 種

横五〇・六 種 横 三七 種

四七四ノ一 (包紙ウツ書) 近衛忠熙卿ヨリ島津三郎殿へ

中山忠光、廢帝一条等、内勅ノ件

四七四ノ一

(包紙ウツ書)

島津三郎殿 内密々

几右 忠熙

(朱印紙)

□

┌

一小笠原姦工之者共、二十人、三十人宛日々ニ上京致し

何時暴発難計トノ事、関白言上之事、

一中山忠光、長州より三百人計引率ニ而上京候よし、長

州ニ而ハ賞美之旨、右ヲ薩へ召捕せ度思召之事、

一三条中納言、徳大寺中納言等言上、幕之方ニテ廢帝

之説専発り有之由、浮浪士より承候旨言上之事、

一扱関白言上ニハ、修理大夫(島津茂久)三郎同伴上京之説専ナリ、右

上京候ハ、何レ一事起り候半、当職初役人并參政・

寄人・国事掛等取ノケ候半トノ事、併參政以下取のけ

ハ兼而ノ

上ノ思召通りト申テ内々笑談ニ相成候事、

右之通り 勅書ヲ以内々伺候事は、関白之処ハ假令三

郎上京一洗致呉候共、矢張只今通在職ニテ全こちら物

ニ候、引込被遊旨、関白底意決而慕ニ無之、頼ニ被思

召候故、在職之假ニ被遊度トノ事、野宮宰相中將ニハ

御腹心之人体ニテ至極宜敷様ニ被 思召候ニ付、故障

無様被遊度、兼而被 仰置候旨被仰下候事、

右極内々御咄申入置候事、

文書原寸 縦一七・六 種 包紙原寸 縦三一・五 種

横六六・一 種 横 四三 種

尚以大ニ取紛居、呉々不束之書方御推覽、分而御頼申入度候也、

残暑難浚候、弥御勇健珍賀候、抑別紙極秘ニ入覽候、何卒深御周旋之程御頼申入度存候、忠漁此頃不快、代筆不束文言共御推覽可給候也、

八月

忠漁

島津三郎殿

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第九号文

書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八・五種 横三一・三種

四三 御親兵設置其他ノ件

中山大納言(忠能)

正親町三条大納言(兼孝)

右因所勞願被 免議奏御役、被加近習小番御免列候事、

右正月廿八日

投書之事、先兩卿明白ニ候哉、御糺被為有、潔白之儀ニ候は、三藩其他ニ而茂投書之人吟味被 仰付可然存候、投書人出頭候は夫々御尋被為在、不都合之御咎被仰付可然存候、且又自今猥所々江投書不致候様、無名之書翰ヲ被受候箱ニ而も御当職ニ被設、有志之人々罷出可投置被 仰出候而は如何可有之哉奉存候事、

正月廿七日

正月廿八日武伝坊城俊克・野宮定功行向被 仰出、左之通、

青蓮院宮

方今国事扶助精勤 御満足被 思食候、依之以非常格別之

叡慮、還俗之儀 御内意被 仰出候事、

右二月初日広幡大納言(忠礼)殿より申参、

尾張大納言(徳川慶勝)

来九日巳刻

細川越中守(慶應)

同日巳半刻

右参 内被 仰出候、此段申上候也、

二月朔日

忠礼

青蓮院宮

坊官中

右二月朔日野宮殿(定功)より被差上、今日在京之武家方へ

左之通御達、

近頃無名之投書は、元來從国忠正義心底相與候儀ニ候

得共、却而人心可到騷擾候、殊去月廿四日夜、(慮可補無) 関白殿・

青蓮院宮・前関白殿(近衛忠愍)其外両役家々投書有之候、昨年十

一月薩長土之三藩申立之儀も有之候次第ニ付、諸藩士

ニは右様之儀致候者、尤有之間敷候、何人之所作ニ候

哉、取調有之度関白殿被 命候事、

但被塞言路候ニは無之候、以來致告訴度儀も有之候

ハ、書姓名其筋江可申出候、其上御採用有無は

朝廷之御処置ニ可在之候事、

右

付武士より言上之儀略之、將軍上洛道筋万端心得之事、

二月二日長谷殿より参ル(信應)

別紙写入御覽候、宜御披露頼入候也、

二月二日

信篤

青蓮院宮

祇候中

口上

愈御堅勝被成御座珍重奉存候、私儀今般初而在所江之

御暇被下、一昨日致上着候、近来時情不隠ニ付而は深

被惱

叡慮候段、追々伝承仕奉恐入候、依之乍恐奉伺 天氣

度参上仕候、

松平主殿頭(忠和)

右二月三日前殿下より参ル

亀井鞍具見込違之事

三姦入道并二姦妃帰京之話、六門内諸武家下乗之上は、

総下乗可有之旨、諸向江可被触、武家行列長候間、急  
用差支候ニ付、人数ヲ減哉、列ヲ切所可被尋哉、

右屯通

諸臣建白総不擁蔽御明断有之度候、貪賄賂之聞有之輩  
被礼明可被退候、旧臘從関東献上之御重唐戸称拜領申  
出度候、

諸藩参 内可被減 献物候、

諸藩滞在肝要候、

右屯通

過日及言上候国事掛名分難相立、且苦心建白之儀、擁  
蔽之災有之処、

禁中御模様茂被為替ニ付、早々可出勤深畏入存候、左  
候ハ、過日及言上候通、尚亦感慨之趣意蒙 御明断度  
存候、

一蜜奉親

叡慮度一言有之候間、御両公ハ 玉側ニ被候モ不苦、  
役人衆ヲ被退 御対面相願度候、

蒙 免許候は子細可及言上候、

一御用掛蒙 仰後、実不安寝食苦心仕候儀は、於役人衆  
茂粗承知之旨承候、然連日番代等ニ而、参 朝打続候  
而は、周旋進退不自由、徒送時日事条及延滞歎か敷存  
候間、右等之辺何トカ蒙御憐愍度願存候、

右三箇条各御許容相成候ハ、速出勤可竭微忠候、此  
段宜御沙汰願入存候事、

公愛上

右三通とも公愛より差出候旨ニ而、前関白殿より参ル、  
二月四日中川修理大夫(久松)より指出ス口上書

私儀

八幡山崎辺御台場御用周旋被 仰付、難有仕合奉存候、  
右ニ付伺書差上置、其後茂奉伺候処、未為何 御沙汰茂  
不奉蒙、日夜 御下知奉待候儀ニ御座候、然ニ当分 御  
決議被為 在兼候御儀ニも御座候ハ、何卒別段相応之  
御用度被 仰付被下置候様奉祈願候、乍恐  
朝廷万機之御中、不勘弁ニ度々奉歎訴候段、御移合之程

深奉恐入候得共、御用度も不相勤、数十日空敷滞京仕候  
而は、何分赤心不安、且国力茂疲弊可仕と心痛至極仕候  
ニ付、不得止事重而奉歎訴候儀ニ御座候間、何分ニも下  
情御推恕被成下、格別之 御仁恤を以、宜敷御下知被成  
下候様奉願候、以上、

二月三日

中川修理大夫

二月四日三条実美・阿野公誠兩卿より以書中、来九日已  
之半刻佐竹右京大夫参 (義親) 内之儀、武伝より被申入旨ニ而  
御相談、仍而可然旨 御返答之事、

同日 議奏加勢広橋胤保より申来、

大樹公官位一等辞退之儀被申上候处、今度厚キ 叡慮之  
御旨被 仰出、深畏被存候、御請之儀は近々松平春嶽上  
京之上委細可申上候、此段程能御兩卿江御達可申置旨、  
年寄共より申越候事、

二月

右二月五日三条中納言殿より申来、中川修理太夫之儀、  
同日広橋殿より申来、  
(胤保)

来九日已半刻参 内被 仰出候、仍申上候、此段宜御披  
露頼入候也、

佐竹右京大夫

二月四日

胤保

同日広橋殿より申来

別紙写入御覽候、宜御披露頼入候也、

二月五日

忠礼

正月五日武伝被付

当月廿六日為上洛關東発途之旨、先達而被申出候处、日  
限引上同廿一日発途可被致旨被申出候間、此段御兩卿江  
御達可申旨、年寄共ヨリ申越候事、

二月四日

右一紙

同日同上

松平春嶽儀今四日致上京候付、参  
内等之儀宜被成御沙汰候、以上、

二月四日

牧野備前守 (忠孝)